

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長
消防庁特殊災害室長
(公 印 省 略)

「危険物に係る事故及びコンビナート等特別防災区域における事故の報告」の
一部変更について

危険物に係る事故防止対策の推進につきまして、平素より御尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、標記のことについては、「危険物に係る事故及びコンビナート等特別防災区域における事故の報告」の一部変更について」（平成 28 年 12 月 5 日付け消防危第 228 号・消防特第 209 号）により報告等をお願いしてきたところです。

この度、報告に係る取扱いを下記のとおり「危険物に係る事故及びコンビナート等特別防災区域における事故の報告書入力要領」（以下「入力要領」という。）の改正及び「危険物に係る事故及びコンビナート等特別防災区域における事故の報告オンライン処理システム」（以下「危険物事故オンライン処理システム」という。）の改修をすることとしましたので、令和 3 年 1 月 1 日以降の事故については、本通知に基づき報告をお願いします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、この旨を貴都道府県内の市町村に対して周知していただくとともに、引き続きデータ入力等について適切な指導をお願いします。

記

1 入力要領の改正

報告項目を次のように変更することとした。なお、運用開始日は令和 3 年 1 月 1 日からとする。

(1) 項目 2 事故種別

事故種別に「コンタミ」を新たに追加した。

事故種別	加除の別
コンタミ	追加

(2) 項目 24 原因

主要原因及び関連原因の「地震等災害」を削除し、「最大震度 6 弱以上の地震」、「その他の地震等災害」、「風水害」を新たに追加した。

事故種別	加除の別
地震等災害	削除
最大震度 6 弱以上の地震	追加
その他の地震等災害	追加
風水害	追加

(3) 項目 34 今後の対策

「項目 34 今後の対策」を「項目 34 今後の対策や所見」に改め、事故発生原因、拡大原因又は防災活動等から得られた課題をもとに当該施設で自主的又は消防の指導により実施された対策について簡記するとともに、消防機関が事故から得た教訓、教訓をもとに消防機関として取組むべきこと等を新たに入力することとした。

(4) 項目 35 所見

「項目 35 所見」の報告項目をすべて削除した。

(5) 項目 43 直近の保安講習日

「項目 43 直近の保安講習日」の報告項目をすべて削除した。

(6) 項目 44 保安教育の内容

「項目 44 保安教育の内容」の報告項目をすべて削除した。

(7) 項目 45 誤った行為の状況

「項目 45 誤った行為の状況」の報告項目をすべて削除した。

(8) 項目 61 事故を発生させた車両の詳細

「シャーシ製造会社」及び「艀装会社」の入力欄を削除した。

(9) 項目 64 連続運転時間

「項目 64 連続運転時間」の報告項目をすべて削除した。

(10) 項目 65 積載状況

「項目 65 積載状況」を「項目 64 積載状況」に改めた。

(11) 項目 66 消防隊が積み荷の品名等を特定した方法

「項目 66 消防隊が積み荷の品名等を特定した方法」を「項目 65 消防隊が積み荷の品名等を特定した方法」に改めた。

(12) 項目 67 イエローカードの有無

「項目 67 イエローカードの有無」を「項目 66 イエローカードの有無」に改めた。

(13) 項目 68 「危」の標識の有無

「項目 68 「危」の標記の有無」の報告項目をすべて削除した。

(14) 項目 69 移動貯蔵タンクの状況

「項目 69 移動貯蔵タンクの状況」を「項目 67 移動貯蔵タンクの状況」に改めた。

(15) 項目 70 運行の状況

「項目 70 運行の状況」の報告項目をすべて削除した。

2 危険物事故オンライン処理システムの改修

統計調査系システムの更新に伴う、危険物事故オンライン処理システムの改修スケジュールは次のとおり。

	令和2年		令和3年											
	12月		1月				1月～3月		3月					
	25	～ 31	1	2	3	4	～	11	12	13	～	21	22	～
入力要領の適用 (事故の覚知年月日)	現行入力要領						新入力要領							
【現行】危険物事故 オンライン 処理システム			現行システム稼働 (～3/12 23:59)						システム移行作業 (3/13 0:00～3/22 9:59) ※使用不能					
【新】危険物事故 オンライン 処理システム									新システム稼働※3 (3/22 10:00～)					
【現行】危険物事故 オフライン ソフト	現行ソフトを使用 (～12/31)						2020年以前の事故データについて、 現行ソフトを使用したアップロードは可能							
【新】危険物事故 オフライン ソフト			新ソフトをダウンロードして使用※2 (1/4 10:00～3/12 23:59)						新システムへのアップロード可能 (3/22 10:00～)					

※1 危険物事故オフラインソフトについては、新システム移行後も「令和2年までのデータは、現行オフラインソフトを使用」することで登録・修正することができます。

※2でダウンロード可能なファイル

- ・新オフラインソフト操作マニュアル
- ・突合チェックリスト
- ・危険物事故オンラインソフト Ver. 4.0 2021年版

※3でダウンロード可能なファイル

- ・新オンライン操作マニュアル（都道府県編）
- ・新オンライン操作マニュアル（消防本部編）
- ・新オンライン共通操作マニュアル（都道府県編）
- ・新オンライン共通操作マニュアル（消防本部編）

3 登録方法等

前1の入力要領の改正による報告は、令和3年1月1日から運用開始されるが、危険物事故オンライン処理システムへの現行から新規への切替えが令和3年3月13日0時00分から3月22日9時59分までに行われることから、新危険物事故オンライン処理システムへの報告は次のように行うこと。

ア 令和3年1月1日から令和3年3月21日までの事故

令和3年1月1日から令和3年3月21日までに覚知した事故については、新危険物事故オフラインソフトをダウンロードし、報告データを作成しておき、新危険物事故オンライン処理システム更新作業完了後の令和3年3月22日10時以降に統計調査系システムへアップロードを行うこと。令和3年3月22日9時59分以前の現行危険物事故オンライン処理システムでの報告及び新オフラインソフトでのアップロードは不能であるので、注意すること。

新オフラインソフトについては、令和3年1月4日10時以降に危険物事故オンライン処理システム内の「ファイルダウンロード」メニューから、2021年版のソフト（危険物事故オフライン Ver. 4.0.0 2021年版）をダウンロードし、使用すること。

イ 令和3年3月22日以降の事故報告

令和3年3月22日10時以降は、新危険物オンライン処理システムでの事故報告及び新オフラインソフトのアップロードでの事故報告が可能となる。この場合、統計調査系システムにログイン後、報告年度を「2021年」に変更して登録すること。

ウ 令和2年中に覚知した事故に係る報告

令和2年1月1日から令和2年12月31日に覚知した事故について、令和3年1月1日以降の登録及び修正は次のとおり行うこと。この場合、必ず報告年度を「2020年」に変更して登録すること。

(ア) 危険物事故オンライン処理システムの場合

令和3年3月12日23時59分までは現行危険物事故オンライン処理システムで、令和3年3月22日10時以降は新危険物事故オンライン処理システムで登録及び修正が可能である。

(イ) 危険物事故オフラインソフトの場合

現行危険物事故オフラインソフトを使用することで、システム移行作業期間を除き、現行及び新危険物事故オンライン処理システムでアップロードすることが可能である。

4 入力要領

前1の変更を踏まえ、入力要領を別紙のとおり改正する。

5 その他

統計調査系システム全体の更新については、消防庁防災情報室から令和2年12月23日付け事務連絡で示されているので、内容を確認の上、適切に対応を行うこと。

連絡先：消防庁危険物保安室
危険物指導調査係

担 当：齋藤、平野、秋山（通知全般に関する事項）

電 話：03-5253-7524

F A X：03-5253-7534

連絡先：消防庁特殊災害室
コンビナート保安係

担 当：姫島、喜多村（コンビナートの事故報告に関する事項）

電 話：03-5253-7528

F A X：03-5253-7538

E-mail：kikenbutsu@ml.soumu.go.jp

（危険物事故オンライン処理システム専用）

危険物に係る事故及びコンビナート等特別防災区域における事故の報告書入力要領

項目欄	入力要領
0 年 都道府県コード 消防本部コード	<p>オフライン事故情報作成ソフトを利用される場合は、登録年及び都道府県コード並びに消防本部コードを半角で入力すること。</p> <p>* オンラインシステムで入力する場合は必要なし。</p>
1 事故名	<p>火災、爆発、流出、破損等の種類及び事故の発生原因・状況が明らかとなるように簡潔な表現方法を用いて50文字程度以内で入力すること。また、できる限り以下の並びとすること。</p> <p>(「事故発生施設装置等」の「施設・装置名称」及び「機器等名称」並びに発生箇所・原因) + (危険物名) + (火災または流出)</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下タンクからボイラーへの埋設配管の腐食による重油の流出 ・一般取扱所において、ドラム缶から携行缶に移し替え中に静電気によりガソリンが着火したことによる火災 ・タンク受入れ配管をピグでクリーニング中、工事の火気によりピグ出口で爆発 ・屋外タンクに接続したボイラー（一般取扱所非該当）のサービスタンクのプロトスイッチ故障による重油の流出 ・給油取扱所で誤注入されたガソリン入り灯油の販売
2 事故種別	<p>(1) 該当種別を選択すること。事故種別は次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 爆発：化学的変化による爆発の一つの形態であり、急速に進行する化学反応によって多量のガスと熱とを発生し、爆鳴・火災及び破壊作用を伴う爆発現象及び物理的変化による爆発現象をいう。 2 火災：人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするものをいう。 3 流出：危険物の漏えい、漏れ、溢れ、飛散、流出又は噴出等をいう。なお、石油コンビナート等災害防止法（以下「石災法」という。）に定める特定事業所においては、危険物のほか高圧ガス、指定可燃物、可燃性ガス、毒物又は劇物の漏えいを含む。 また、製造所等に配管で接続された少量危険物施設等において、明らかに指定数量以上の危険物が流出し、又は焼失したものと認められる場合には、当該製造所等の事故（流出）として扱う。 4 破損：製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準が適用されている部分における破損（亀裂、損傷、破壊等）をいう。なお、特定事業所においては、危険物のほか高圧ガス、指定可燃物、可燃性ガス、毒物又は劇物に係る関係法令等によって、当該物質を貯蔵又は取扱う施設の構造及び設備の基準が適用される部分における破損（亀裂、損傷又は破壊等）をいう。 5 その他：上記1～4に該当しないものをいう。なお、この場合（ ）内にその内容を簡記すること。 6 コンタミ：製造所等の危険物タンクで油種が違うものが混じった場合をいう。給油取扱所において、販売の有無に関わらずコンタミが判明した場合は、コンタミ事故として取り扱うこと。 また、腐食疲労等劣化等により水が混入した場合（水コンタミ）にあつては、破損又はその他の事故として取り扱うこと。 <p>* 移動タンク貯蔵所の交通事故について、1～4に該当しないものは入力の必要はない。</p>

	<p>* 少量危険物施設の場合、石災法上の異常現象でなければ入力が必要はない（製造所等に配管で接続された少量危険物施設等において、明らかに指定数量以上の危険物が流出した場合を除く。）。</p> <p>(2) 石油コンビナート等特別防災区域における事故の場合は、異常現象に該当、非該当を選択すること。</p> <p>事故種別の2以上が発生した場合のうち、爆発及び火災の双方が発生した場合は、発端となった形態を（主）に、引き続き発生した形態を（従）に選択すること。それ以外の場合は（主）のみを選択すること。</p> <p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・爆発後に延焼した場合 （主）に爆発、（従）に火災を選択する。 ・配管のピンホール部分から油漏れが発生し、火災となった場合 （主）に火災を選択すること。 ・移動タンク貯蔵所が横転しタンク側面に亀裂が生じ、積載していた灯油が流出した場合 （主）に流出を選択すること。 ・固定給油設備に乗用車が衝突し破損した場合 （主）に破損を選択すること 									
3 発生	<p>消防機関が事故を覚知した日時を入力すること。</p> <p>発生から処理完了まで長時間を要する事案の場合、覚知日時を基準とし、報告する。</p> <p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流出発生 H20 年 12 月 1 日 (推定)、覚知 H21 年 1 月 1 日、処理完了 2 月 1 日 H21 年第 1 四半期の事故報告で報告のこと 									
4 発見	<p>事故を発見した日時を入力すること。</p>									
5 覚知	<p>消防機関が事故を覚知した日時を入力すること。</p> <p>発生から処理完了まで長時間を要する事案の場合、覚知日時を基準とし、報告する。</p> <p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流出発生 H20 年 12 月 1 日 (推定)、覚知 H21 年 1 月 1 日、処理完了 2 月 1 日 H21 年第 1 四半期の事故報告で報告のこと 									
6 鎮圧・応急措置完了	<p>事故種別に応じて、次のとおり現場の最高指揮者（消防機関の職員）が認定した日時を入力すること。</p> <p>(1) 火災：火勢が防ぎよ下に入り、拡大の危険がなくなった。</p> <p>(2) その他の事故：応急措置が完了した。（流出事故の場合、流出防止措置が完了した。）。</p>									
8 覚知別	<p>消防機関が事故を覚知した方法の該当する区分を選択（入力）すること。</p> <table border="1" data-bbox="612 1630 834 1982"> <tr> <td>覚知方法区分</td> </tr> <tr> <td>1 1 9</td> </tr> <tr> <td>無線</td> </tr> <tr> <td>ホットライン</td> </tr> <tr> <td>警察電話</td> </tr> <tr> <td>駆付</td> </tr> <tr> <td>事後聞知</td> </tr> <tr> <td>一般加入</td> </tr> <tr> <td>その他</td> </tr> </table> <p>なお、「その他」の場合は、（ ）内にその内容を入力すること。</p>	覚知方法区分	1 1 9	無線	ホットライン	警察電話	駆付	事後聞知	一般加入	その他
覚知方法区分										
1 1 9										
無線										
ホットライン										
警察電話										
駆付										
事後聞知										
一般加入										
その他										
9 気象状況	<p>天気・風向について、天気区分及び風向区分を選択すること。</p>									

		<p>天気区分：快晴、晴、曇、煙霧、砂じんあらし、地ふぶき、霧、霧雨、雨、みぞれ、雪、あられ、ひょう、雷雨、不明</p> <p>風向区分：無風状態、北、北北東、北東、東北東、東、東南東、南東、南南東、南、南南西、南西、西南西、西、西北西、北西、北北西、風向不明</p> <p>風速・気温・相対湿度については、火災報告取扱要領によること。</p>				
10 発生事業所	(1) 名称等	<p>「〇〇株式会社〇〇工場」のように事業所名称の全てを入力すること。</p> <p>なお、特定事業所の場合には、事業所名称の後に「石油コンビナート等実態調査入力要領」に定める特定事業所の団体コードを併記すること。</p> <p>〔例〕 □□株式会社□□工場 123456</p> <p>また、事故の発生した事業所が、合同事業所（「石油コンビナート等災害防止法の運用について」（昭和52年7月22日付け消防地第124号 52立局第466号 建設省都防発第62号）第1、2により、一の事業所とされている事業所をいう。）を構成する事業所である場合（合同事業所の主たる事業所である場合を除く。）にあつては、事故の発生した事業所の名称の後に主たる事業所の名称を（ ）書きで入力すること。</p> <p>〔例〕 △株式会社△△工場（□□株式会社□□工場 123456）</p>				
	(2) 種別	<p>発生事業所が、石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）内であるかどうかについて該当する項目を選択すること。</p> <table border="1"> <tr> <td>特別防災区域内</td> <td>発生事業所が、石災法第2条第2号に規定する特別防災区域内に存している場合</td> </tr> <tr> <td>特別防災区域外</td> <td>上記以外の場合</td> </tr> </table> <p>当該区域が特別防災区域内である場合は、下記該当項目を選択すること。</p> <p>①レイアウト：石災法第2章に規定するレイアウト対象の事業所</p> <p>②第1種：石災法第2条第4号に規定する事業所（①を除く。）</p> <p>③第2種：石災法第2条第5号に規定する事業所</p> <p>④その他：①～③以外の事業所</p> <p>なお、事故の発生した事業所が、合同事業所を構成する事業所である場合にあつては、合同事業所としての種別を選択すること。</p>	特別防災区域内	発生事業所が、石災法第2条第2号に規定する特別防災区域内に存している場合	特別防災区域外	上記以外の場合
	特別防災区域内	発生事業所が、石災法第2条第2号に規定する特別防災区域内に存している場合				
	特別防災区域外	上記以外の場合				
	(3) 業態	<p>火災報告取扱要領別表第2「業態別分類表」により分類し、業務例示を参考にして選択すること。</p>				
(4) 事業の概要	<p>事業所の名称によって事業の概要を知ることの出来ない場合に入力するものとし、事業の概要が明らかとなるよう簡潔に入力すること。</p> <p>〔例〕・エチレン、プロピレン、塩素等を原料とし、酸化エチレン、酸化プロピレン及びその誘導体を製造</p> <p>・油圧鑄造機ほかの機械設備によりアルミ製自動車部品を製造</p>					
(5) 従業員数	<p>事業所に所属する従業員（常時事業所内で業務に従事する派遣社員、アルバイト社員等を含む。）の数を選択すること。</p> <p>従業員とは、事故発生時に事故発生事業所に所属する従業員（総合職・技能職・一般職等全ての職種を含む。）とし、子会社、関連会社の社員等であっても、常時事業所内で業務に従事する者を含む。ただし、このなかには施設の保守、改修等のために一時的に事業所内で作業する者は含まない。</p> <p>1：10人以下 2：11人～20人 3：21人～30人 4：31人～40人 5：41人～50人 6：51人～100人 7：101人～300人 8：301人以上</p>					

	うち 正社員の割合	<p>事業所に所属する従業員のうち正社員（派遣社員、アルバイト社員等は含まない）の割合を選択すること。</p> <p>1:30%以下 2:30%を超え40%以下 3:40%を超え50%以下 4:50%を超え60%以下 5:60%を超え70%以下 6:70%を超え80%以下 7:80%を超え90%以下 8:90%を超え100%以下</p>
11 発生場所	(1)所在地 (2)区分	<p>事故の発生した場所の地番まで入力すること。</p> <p>事故の発生場所が事業所内又は事業所外であるかについて選択すること。</p> <p>「事業所内」は、石災法第2章の適用を受けるレイアウト対象の事業所（事故の発生した事業所が合同事業所を構成する事業所である場合であって当該合同事業所がレイアウト対象の事業所である場合を含む。）であるとき、該当する施設地区を選択すること。</p> <p>施設地区：製造施設地区、貯蔵施設地区、入出荷施設地区、用役施設地区、事務管理施設地区、その他施設地区</p> <p>「事業所外」は、当該場所が海上、陸上又はその他（河川、湖沼）のうち該当する項目を選択すること。</p> <p>「10 発生事業所」欄で種別が特別防災区域内である場合は、その区域名を入力すること。</p>
12 施設装置	(1)名称 (2)能力	<p>別表第1「施設装置名称コード表」により、事故が発生した施設又は装置の名称及びそのコード番号を選択すること。この場合、「その他」となるときは内容を(2)の能力欄に簡記すること。なお、装置等のとらえ方が困難な場合は、入力を要しない。</p> <p>装置等の処理能力（キロリットル/日、トン/時）、消費量（リットル/時）、容量（リットル）等を入力すること。</p> <p>[例]・常圧蒸留装置 15,000 キロリットル/日 ・ボイラー施設 350 トン/時</p> <p>[地下タンク貯蔵所、給油取扱所の場合の入力例]</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下タンク貯蔵所の場合、名称欄に地下タンク（1209）を選択、能力欄にタンク容量を入力 給油取扱所の場合、名称欄にその他（9999）を選択し、能力欄に給油取扱所である旨及びタンク容量を入力 <p>※ 固定給油（注油）設備、印刷機等の施設内の機器については、次の「13 機器等」で入力すること。</p>
13 機器等	(1)名称 (2)規模 (3)温度・圧力	<p>事故に係る機器等について、別表第2「機器等名称コード表」により選択すること。この場合、「その他」となるときは内容を簡記すること。</p> <p>[例]・地下貯蔵タンクの場合、名称は「貯槽（タンク）」を選択する。</p> <p>容量、寸法、能力等（直径〇〇ミリメートル、高さ〇〇ミリメートル、容量〇〇リットル）を入力すること。</p> <p>[例]・地下貯蔵タンクの場合 直径1,300ミリメートル、全長3,800ミリメートル、容量5,000リットル</p> <p>発災時に当該機器等又は取り扱っていた物質の温度及び圧力（メガパスカル）とすること。ただし、常温、常圧の場合は、各チェックボックスにチェックをすること。</p>

14 発生箇所	<p>(1)名称</p> <p>(2)材質</p> <p>(3)設置位置</p>	<p>別表第3「発生箇所部位部品名称コード表」により選択すること。</p> <p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・油を地下タンクに貯蔵するためポンプにて送油したが、地下タンクの残量を確認せずに行ったため通気管より流出・・・「通気管」と入力 ・給油取扱所の送油配管の腐食によるガソリンの流出・・・「給油管等」と入力 ・給油取扱所の固定給油（注油）設備のホースの破裂により流出・・・「給油（注油）ホース」と入力 ・移動タンク貯蔵所からポリ容器に灯油を充填中、注油ホースから注油ノズルが脱落し、灯油が流出・・・「給油（注油）ノズル」と入力 <p>発生箇所部位部品の主たる材質を次表に基づき選択（入力）すること。 ステンレス、アルミニウム、特殊合金、ガラス、鋼鉄、鋳鉄、銅、パーライト、合成樹脂、FRP、コンクリート、石綿、木材、ゴム紙、その他（ ）</p> <p>なお、鋼板、鋼管、管継手、バルブ等については、JIS 規格番号及び材料記号等を入力することでもよい。</p> <p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鋼板 JIS G 3101 SS400 ・鋳鉄フランジ型仕切弁 JIS B 2071 呼び圧力 10K SCPH2 <p>発生箇所が「屋内」（埋設を除く）、「屋外」（埋設を除く）、「埋設」（土または砂と触れている場所）のいずれの部分であるかを選択すること。</p> <p>*ピット内、カルバート内は「屋内」とする。</p>						
15 発生時		<p>事故が発生した時の施設装置の運転状況及び作業員等の作業状況を、別表第4「運転・作業状況コード表」により選択（入力）すること。なお、作業状況は、事故の主原因が人的要因に係る場合のみ入力すること。</p> <p>この場合、「その他」となるときは内容を簡記すること。</p>						
16 発生施設規制区分等	<p>(1)施設区分</p> <p>(2)製造・貯蔵・取扱・運搬の別</p>	<p>該当する項目を選択すること。なお、各項目は以下のとおりである。</p> <p>「1. 危険物」：消防法の許可又は承認に係る危険物施設 「2. 高圧ガス」：高圧ガス保安法の許可に係る高圧ガスの施設 「3. 高危混在」：消防法及び高圧ガス保安法の許可に係る施設 「4. その他」：運搬、無許可施設、上記1～3に該当しない石炭法上の特定事業所の施設等</p> <p>① 製造所、貯蔵所、取扱所、運搬の区分を選択すること。 ただし、次の区分の場合、右欄の設置形式等を参考に該当する項目を選択すること。</p> <table border="1" data-bbox="544 1778 1428 2051"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設置形式等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内貯蔵所</td> <td>平屋建、平屋建以外、建築物内設置、特定、特定の高層式、高層式、指定過酸化化物、その他</td> </tr> <tr> <td>屋外タンク貯蔵所</td> <td>特定、準特定、新法、旧法（第一段階基準、第二段階基準、旧基準）、円柱屋根、球面屋根、シングルデッキ型浮屋根、ダブルデッキ型浮屋根、固定屋根付き浮き屋根、岩盤タンク、地中タンク、海上タンク、その他</td> </tr> </tbody> </table>	区分	設置形式等	屋内貯蔵所	平屋建、平屋建以外、建築物内設置、特定、特定の高層式、高層式、指定過酸化化物、その他	屋外タンク貯蔵所	特定、準特定、新法、旧法（第一段階基準、第二段階基準、旧基準）、円柱屋根、球面屋根、シングルデッキ型浮屋根、ダブルデッキ型浮屋根、固定屋根付き浮き屋根、岩盤タンク、地中タンク、海上タンク、その他
区分	設置形式等							
屋内貯蔵所	平屋建、平屋建以外、建築物内設置、特定、特定の高層式、高層式、指定過酸化化物、その他							
屋外タンク貯蔵所	特定、準特定、新法、旧法（第一段階基準、第二段階基準、旧基準）、円柱屋根、球面屋根、シングルデッキ型浮屋根、ダブルデッキ型浮屋根、固定屋根付き浮き屋根、岩盤タンク、地中タンク、海上タンク、その他							

地下タンク 貯蔵所	鋼製タンク（二重殻タンク以外）、鋼製二重殻タンク、鋼製強化プラスチック製二重殻タンク、強化プラスチック製二重殻タンク、タンク室、直埋設、漏れ防止
移動タンク 貯蔵所	積載式、積載式以外、給油タンク車、国際コンテナ、単一車、被けん引車
給油取扱所	航空機、船舶、鉄道又は軌道、LNG、CNG、水素、自家用、メタノール、エタノール、セルフ、屋内、屋外
販売取扱所	一種、二種
移送取扱所	特定、特定以外
一般取扱所	吹付塗装等、洗浄作業、焼入等、消費、充てん、詰替え、油圧装置等、切削装置等、熱媒体油循環装置

〔例〕

- ・地下タンク貯蔵所で設置形式が「鋼製タンク」「タンク室」の場合、鋼製タンク（タンク室）を選択
- ・給油取扱所で設置形式が「セルフ」「屋外」の場合、セルフ（屋外）を選択

〔事故のあった施設のとらえ方の例〕

- ・給油取扱所内で移動タンク貯蔵所から出火し、給油取扱所の施設が焼損
……移動タンク貯蔵所の事故
- ・灯油用固定注油設備から移動タンク貯蔵所に注入中、タンクが満杯となり移動タンク貯蔵所のマンホールから流出
……給油取扱所の事故
- ・移動タンク貯蔵所から給油取扱所の地下タンクに注入中、危険物が流出
……移動タンク貯蔵所のホースの破損等、移動タンク貯蔵所から地下タンクの注入口の前までの間で流出した場合には移動タンク貯蔵所の事故
……地下タンクの通気管やマンホール等地下タンクの注入口以降から流出した場合には給油取扱所の事故
- ・屋外タンク貯蔵所に接続したボイラー（一般取扱所非該当）のサービスタンクからの重油の流出
……屋外タンク貯蔵所の事故
- ・移動タンク貯蔵所から灯油ホームタンクに注入中、灯油ホームタンクの注入口から灯油の流出
……移動タンク貯蔵所の事故
- ・灯油タンクに誤ってガソリンを注油し、そのガソリン入り灯油を販売
……給油取扱所の事故
- ・許可施設と許可施設とを結ぶ配管の途中で重油が流出
……漏油部分を含む施設側の事故

② 危険物の仮貯蔵又は仮取扱いは、それぞれ「仮貯蔵」、「仮取扱い」とすること。

③ 危険物の運搬は「運搬」、無許可施設は「無許可」とすること。

(3) 類・品名・名称・数量・倍数

当該危険物施設の許可に係る危険物の類、品名、政令別表第3に規定する性質（以下、「性質」という。）、名称、数量及び指定数量の倍数を選択（入力）すること。品名の略名は、原則使用しない。

〔例〕

給油取扱所で、ガソリン、灯油、軽油及び廃油（第3石油類）を扱う場合

第4類	第1石油類（非水溶性）	ガソリン	10000リットル	50倍
〃	第2石油類（〃）	灯油	10000リットル	10倍

		<p>〃 〃 (〃) 軽油 10000リットル10倍 〃 第3石油類 (〃) 廃油 10000リットル 5倍 計75倍</p> <p>① 製造所等：設置に係る完成検査日及び直近の変更に係る完成検査日 ② 仮貯蔵又は仮取扱い：承認に係る取扱い等の開始日 ③ 運搬又は無許可施設：入力する必要はない。</p>
17 物質の区分等	<p>(1)物質・状態・圧力・温度</p> <p>(2)分類・名称・CASNo.</p> <p>(3)流出量</p>	<p>(1) 事故の発端となった物質について、該当する全ての区分を選択すること（危険物の場合、指定数量の少ない物質から入力のこと）。</p> <p>物質区分：危険物、高圧ガス、指定可燃物、可燃性ガス、毒物、劇物、その他</p> <p>また、当該物質の物理的な状態の該当する項目を選択すること。 状態：固相、液相、気相 圧力：常圧、加圧 温度：低温、常温〔0-40℃〕、高温</p> <p>物質の名称（商品名は除く。）を入力すること。この場合、危険物であるときは、類、品名及び性質並びに化合物名又は物質名を入力すること。物質名の略名は原則使用しない。また、商品名は使用しない。</p> <p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1類 塩素酸塩類（第1種酸化性固体） 名称：塩素酸ナトリウム ・第4類 第1石油類（非水溶性液体） 名称：ガソリン ・高圧ガス 名称：水素 ・指定可燃物 名称：プラスチック ・その他 名称：紙くず <p>(2) 物質のCASNo.（Chemical Abstracts Service Registry Numbersの略で、アメリカのCAS Chemistry Systemに登録されている番号）が判明している場合は、その番号を入力する。</p> <p>流出事故の場合には、流出した物質の量を入力し、単位を選択すること。 流出量：（ ），単位：（リットル/キログラム/その他（ ））</p>
18 危険物保安統括管理者 19 危険物保安監督者 20 危険物取扱者の取扱・立会い		<p>該当する項目を選択すること。ただし、仮貯蔵・仮取扱い、運搬及び無許可施設は選択の必要はない。</p> <p>危険物保安統括管理者：選任有、選任無、不要 危険物保安監督者：選任有、選任無、不要 危険物取扱者の取扱・立会い：有、無</p>
21 設備・機器等の概要		<p>工程図（フローチャート）で書き表すことのできる設備等については、工程図及び機器構造図（概略図）に発災部分を明示すること。</p> <p>工程図で書き表せない設備等については、ブロックダイアグラム及び許可図面等を用いて概要及び発災部分を明示すること。</p> <p>上記図面は、電子ファイルにより入力すること。</p> <p>なお、登録可能な電子ファイル容量制限は、1ファイルにつき5MBで、電子ファイルは5ファイルまで登録可能。</p>
22 事故の概要		<p>事故の全体の状況が把握できるように、</p> <p>(1) 事故に至る経緯 (2) 事故時の作業等の状況 (3) 事故の様相 (4) 被害の範囲 (5) 死傷者の発生状況</p>

(6) 実施した緊急措置
 (7) 作動すべき安全装置等の状況
 などについて簡記すること。なお、個人名、会社名等は入力しないこと。

* 文中で使われる「容量」、「能力」等の単位は、全て漢字、カタカナで入力すること。

〔入力例〕 リットル、平方メートル、トン、キロパスカル

* 記載例は以下のとおり

(火災事例)

製造所内において、容器の清掃のためトルエンを洗浄液としてステンレス容器内で手洗い洗浄していたところ、アースを接地することを失念したため、引火性雰囲気下において静電気が発生、可燃性蒸気に着火したことで洗浄作業をしていた従業員が火傷をしたもの。周辺の設定等への延焼はない。

(爆発・火災事例)

工場内加熱蒸気発生プラントのトラブルにより全プラントの緊急停止を行っていたところ、爆発火災が発生、隣接するプラントへ延焼した。また、爆発による爆風と飛散物により、周辺施設や一般家屋にも損傷等の被害が及んだもの。この爆発・火災により従業員1名が死亡した。

(流出事例)

地下タンク貯蔵所の液面計が実際と異なる油量を表示していたため、移動タンク貯蔵所からの荷卸し時に地下タンクの容量限界を超えた受入れをしたことにより、地下タンクの通気管先端部から敷地及び河川に灯油 100 リットル（うち約 10 リットルが河川）が流出した。なお、吸着マットを使用し、応急措置を実施した。

23 緊急措置の状況

発災時に実施した緊急措置の有無のいずれかを選択すること。
 緊急措置を実施した場合は、その内容を下記の「緊急措置コード表」に従い、複数ある場合には主要な3種類までを選択（入力）すること。
 その他を選択した場合は、措置内容を簡記すること。
 第1種から第5種消火設備を使用し、火災鎮圧に効果があった場合は、チェックボックスにチェックをすること。

緊急措置コード表

緊急措置の内容	コード番号	効果有
装置の緊急停止 (原料遮断、ポンプ停止、反応停止剤投入等)	1	
周辺火気の消火	2	
第1種消火設備	3	<input type="checkbox"/>
第2種消火設備	4	<input type="checkbox"/>
第3種消火設備	5	<input type="checkbox"/>
第4種消火設備	6	<input type="checkbox"/>
第5種消火設備	7	<input type="checkbox"/>
防油堤排水弁閉止、防油堤遮断装置作動等	8	
緊急排出、緊急移送	9	
その他 ()	10	

〔例〕・緊急遮断装置の作動 …… コード番号1を選択

〔例〕・ストーブ等の消火 …… コード番号2を選択

〔例〕・小型消火器による消火 …… コード番号7を選択

24 原因	(1) 主原因	主原因及び関連原因は、事故発生の主原因及び関連原因を、下記の「事故別の主原因及び関連原因の区分表」に従い選択すること。																																	
	(2) 関連原因	<p>関連原因は、主原因以外に事故の原因になったと考えられるものを二種類まで選択すること。</p> <p>区分の判断には別表第5「主原因及び関連原因の区分のための例示」を参考にすること。</p> <p style="text-align: center;">【事故別の主原因及び関連原因の区分表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事故</th> <th>主原因及び関連原因の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>爆発 ・ 火災</td> <td>維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分、腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、放火等、交通事故、類焼、最大震度6弱以上の地震、その他の地震等災害、風水害、不明、調査中</td> </tr> <tr> <td>流出 ・ 破損</td> <td>維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分、腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、交通事故、最大震度6弱以上の地震、その他の地震等災害、風水害、悪戯、不明、調査中</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 主原因で「腐食疲労等劣化」、「設計不良」、「故障」等の「物的・その他の要因」を入力した場合、この事故の背景として「維持管理不十分」、「操作確認不十分」、「監視不十分」といった「人的要因」が関与しているケースは、関連原因としてこれら「人的要因」を入力すること。</p> <p>(例) 長期間の点検を怠ったために腐食孔を発見できず、結果として危険物配管、容器等から危険物が流出した場合、主原因としては「物的・その他の要因」である「腐食疲労等劣化」が該当し、関連原因としては「人的要因」である「維持管理不十分」が該当する。</p>	事故	主原因及び関連原因の区分	爆発 ・ 火災	維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分、腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、放火等、交通事故、類焼、最大震度6弱以上の地震、その他の地震等災害、風水害、不明、調査中	流出 ・ 破損	維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分、腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、交通事故、最大震度6弱以上の地震、その他の地震等災害、風水害、悪戯、不明、調査中																											
	事故	主原因及び関連原因の区分																																	
	爆発 ・ 火災	維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分、腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、放火等、交通事故、類焼、最大震度6弱以上の地震、その他の地震等災害、風水害、不明、調査中																																	
流出 ・ 破損	維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分、腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、交通事故、最大震度6弱以上の地震、その他の地震等災害、風水害、悪戯、不明、調査中																																		
(3) 主原因・関連原因の詳細	<p style="text-align: center;">【要因別の主原因及び関連原因の区分表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要因別</th> <th>主原因及び関連原因の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人的要因</td> <td>維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分</td> </tr> <tr> <td>物的・その他の要因</td> <td>腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、交通事故、悪戯</td> </tr> </tbody> </table> <p>主原因及び関連原因の詳細を、別表第6、7「事故分析チェックリスト(人的要因)、(物的・その他の要因)」より選択すること。なお、関連原因を二種類選択した場合は、関連原因を選択した順に詳細を入力してください。</p>	要因別	主原因及び関連原因の区分	人的要因	維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分	物的・その他の要因	腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、交通事故、悪戯																												
要因別	主原因及び関連原因の区分																																		
人的要因	維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分																																		
物的・その他の要因	腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、交通事故、悪戯																																		
(4) 着火原因	<p>着火原因及びそのコードを下記の「着火原因コード表」に従い選択すること。</p> <p style="text-align: center;">【着火原因コード表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>着火原因</th> <th>裸火</th> <th>高温表面熱</th> <th>溶接・溶断等火花</th> <th>静電気火花</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コード番号</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>着火原因</th> <th>電気火花</th> <th>衝撃火花</th> <th>自然発熱</th> <th>化学反応熱</th> <th>摩擦熱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コード番号</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>18</td> <td>19</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>着火原因</th> <th>過熱着火</th> <th>放射熱</th> <th>その他</th> <th>調査中</th> <th>不明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コード番号</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>30</td> <td>88</td> <td>90</td> </tr> </tbody> </table>	着火原因	裸火	高温表面熱	溶接・溶断等火花	静電気火花	コード番号	11	12	13	14	着火原因	電気火花	衝撃火花	自然発熱	化学反応熱	摩擦熱	コード番号	15	16	17	18	19	着火原因	過熱着火	放射熱	その他	調査中	不明	コード番号	20	21	30	88	90
着火原因	裸火	高温表面熱	溶接・溶断等火花	静電気火花																															
コード番号	11	12	13	14																															
着火原因	電気火花	衝撃火花	自然発熱	化学反応熱	摩擦熱																														
コード番号	15	16	17	18	19																														
着火原因	過熱着火	放射熱	その他	調査中	不明																														
コード番号	20	21	30	88	90																														

	(5) 発生原因の状況	<p>(注1) 裸火 〔例〕 屋内貯蔵所でガソリンをポリ容器に小分け中、タバコを吸おうとライターで火を付けたため発生した可燃性ガスに引火、出火したもの。</p> <p>(注2) 高温表面熱 〔例〕 危険物容器を固定しない状態でエレファントノズルの内蓋を閉めずに運搬したため、容器が転倒し流出した油が排気管の熱により発火したもの。</p> <p>(注3) 静電気火花 〔例〕 セルフスタンドで、客がガソリンを給油するため給油口のキャップを緩めた際、燃料タンク内に充満していた可燃性ガスが噴出し、静電気の放電によりスパークしたもの。</p> <p>(注4) 過熱着火 〔例〕 アスファルトプラントを手動運転中、誤操作により材料供給が停止したため炉内温度が急激に上昇し、集塵装置のバグフィルターに着火したもの。</p> <p>主原因及び着火原因に至るまでの間接的な要因や作業環境の状況などを含め、必要な説明を加え入力すること。 〔例〕 ベルトコンベアのロール軸受のボールベアリング等において過度の使用により摩擦熱が発生していたところ、プレス機から飛散した油圧作動油がコンベアベルト等を介して軸受部に達し、発火。さらに、油を含んでいたコンベアベルトに着火し延焼したもの。</p>												
25 被害の状況		<p>火災及び流出事故の場合、次の区分に従い、被害の拡大状況の該当する項目番号を選択すること。</p> <table border="1" data-bbox="545 1081 1426 1590"> <tr> <td data-bbox="545 1081 890 1160">1. 設備機器内</td> <td data-bbox="890 1081 1426 1160">危険物施設から出火し、出火した設備機器内でとどまったもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="545 1160 890 1279">2. 施設装置建屋内</td> <td data-bbox="890 1160 1426 1279">危険物施設から出火又は流出し、出火又は流出した施設建屋内など当該危険物施設でとどまったもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="545 1279 890 1357">3. 隣接施設へ拡大</td> <td data-bbox="890 1279 1426 1357">他の施設にまで延焼又は流出拡大したが事業所[※]内でとどまったもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="545 1357 890 1435">4. 事業所外[※]へ</td> <td data-bbox="890 1357 1426 1435">事業所外[※]にまで延焼又は流出拡大したもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="545 1435 890 1514">5. 他の施設から</td> <td data-bbox="890 1435 1426 1514">他の施設からの類焼により当該危険物施設が火災となったもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="545 1514 890 1590">6. 流出に起因し施設外から</td> <td data-bbox="890 1514 1426 1590">危険物の流出に起因し施設外から火災となったもの</td> </tr> </table> <p>※ 移動タンク貯蔵所が荷卸先等の事業所内に在る場合は、「事業所」を「当該移動タンク貯蔵所が在る事業所」と読み替える。</p>	1. 設備機器内	危険物施設から出火し、出火した設備機器内でとどまったもの	2. 施設装置建屋内	危険物施設から出火又は流出し、出火又は流出した施設建屋内など当該危険物施設でとどまったもの	3. 隣接施設へ拡大	他の施設にまで延焼又は流出拡大したが事業所 [※] 内でとどまったもの	4. 事業所外 [※] へ	事業所外 [※] にまで延焼又は流出拡大したもの	5. 他の施設から	他の施設からの類焼により当該危険物施設が火災となったもの	6. 流出に起因し施設外から	危険物の流出に起因し施設外から火災となったもの
1. 設備機器内	危険物施設から出火し、出火した設備機器内でとどまったもの													
2. 施設装置建屋内	危険物施設から出火又は流出し、出火又は流出した施設建屋内など当該危険物施設でとどまったもの													
3. 隣接施設へ拡大	他の施設にまで延焼又は流出拡大したが事業所 [※] 内でとどまったもの													
4. 事業所外 [※] へ	事業所外 [※] にまで延焼又は流出拡大したもの													
5. 他の施設から	他の施設からの類焼により当該危険物施設が火災となったもの													
6. 流出に起因し施設外から	危険物の流出に起因し施設外から火災となったもの													
26 人的被害		<p>次の区分に従い、被害内容等を入力すること。</p> <p>重症 : 傷病の程度が3週間の入院加療を必要とするもの以上のもの 中等症 : 傷病の程度が重症又は軽症以外のもの 軽症 : 傷病の程度が入院加療を必要としないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当事者 : 発災事業所の従業員 当事者にあつては、正社員／非正社員／正社員及び非正社員のいずれかを選択すること。 ・ 防災活動従事者 : 防災活動に従事した者 (当事者を除く。) 												

		<p>・第三者：上記の当事者及び防災活動従事者を除く者</p> <p>なお、当該事故により負傷した後 30 日以内に死亡した者は死者とする。</p> <p>死傷原因を選択（入力）すること。 火災・煙／中毒／酸欠／墜落／転倒等／爆風圧等の衝撃／その他（ ）</p>
27 物的被害	<p>(1) 被災影響範囲及び拡大の状況</p> <p>(2) 施設等の被害状況</p> <p>(3) 物質の被害状況</p> <p>(4) 直接損害額</p>	<p>被害を受けた範囲及び拡大の状況の概要を入力すること。流出事故の場合は、流出範囲が事業所の敷地境界線から 100m 程度で収まっているかどうか、事故の深刻度レベルのしきい値となっていることから、このことが分かるような記載内容とすること。</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災により〇〇装置を焼損 ・爆発により飛散物が半径 200 メートルの範囲内に飛散し、住宅 15 棟のガラスが破損 ・流出した油が事業所側溝から河川に流れ込み、海上まで 3 キロメートルにわたり拡散し、のり養殖に被害 ・地下タンクから灯油 100 リットルが漏えいし、うち約 10 リットルが施設外の側溝内に流出した。流出範囲は敷地境界線より 100m 程度に収まっている。 ・横転した移動タンク貯蔵所からガソリン及び軽油が幅 4 m、長さ 30m にわたり漏えいした。 <p>当該事故により被害を受けた施設（棟）、設備、機器等の名称及び数量並びに焼損、破損等の程度を入力すること。</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇工場 200 平方メートル全焼、隣接事業所 2 棟（12 平方メートル、125 平方メートル）部分焼及び活性炭吸着設備全焼 ・地上式固定給油設備 1 基を破損 <p>当該事故により被害を受けた物質の分類、名称及び数量並びに焼失、流出等の状況を入力すること。</p> <p>なお、危険物の場合は、17 欄と同様に入力すること。</p> <p>[例]・第 4 類第 1 石油類（非水溶性）ガソリン 1,000 リットル流出</p> <p>1 万円未満又は 1 万円以上と選択すること。1 万円以上の場合は、1 万円未満の数を四捨五入した額を（ ）に入力すること。</p> <p>なお、損害額は事故によって受けた直接的な損害とし、消火活動等により受けた水損、破損、汚損等の損害は含めるが、消火等のために要した経費、整理費、り災のための休業による損失、河川等への流出に伴う損害等の間接的な損害の額は除く。</p> <p>*損害額が調査中であっても登録業務を行い、判明後はすぐに入力すること。</p>
28 関係機関、自衛防災・消防組織等の出動状況		各組織ごとに出動した車両、船艇、ヘリコプター及び人員の数（半角数字）を入力すること。
29 実施した防災活動の状況		防災活動を実施した場合は、その内容を次の「防災活動内容コード表」に従いコード番号を選択する（複数ある場合には公設消防機関については主要な 3 種類、自衛消防組織等については主要な 6 種類）とともに、公設消防機関については、火災警戒活動又は流出した油の回収等を含む消防活動について、自衛消防組織等については、初期消火又は緊急措置（オイルフェンスの展張等）を含めた防災活動について簡潔に入力すること。また、固定式消火設備の作動状況についても入力すること。

【防災活動内容コード表】	
防災活動の概要	コード番号
消火	1
冷却	2
土のう積み等拡散防止措置	3
流出防止措置 (テーピング、プラグ打ち、フランジ増し締め等)	4
回収、除去、拡散	5
オイルフェンスの展張	6
油回収 (海上)	7
付近住民への広報活動	8
救護活動待機	9
その他	99

	<p>その他の項目〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救護活動 ・調査活動
--	---

30 防災活動上の問題点	<p>自衛防災組織又は自衛消防組織等の防災活動において問題となった事項がある場合、次の事項別によりその概要を入力すること。</p> <p>①消防機関への通報 ②関係機関への情報提供 ③指揮本部等の設置運営 ④消火等の活動 ⑤二次災害に対する処置 ⑥教育・訓練 ⑦消火設備の作動状況 ⑧その他</p> <p>その他の項目〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌に流出した重油の回収状況の確認に困難を極めた。 ・用水路が暗きよになっているため、目視による確認が困難であった
--------------	--

31 行政措置	<p>発災施設及び関連施設等について消防法に基づく許可の取消し等の命令を行った場合は、施設ごとに項目欄に入力すること。</p> <p>なお、「その他」欄は、命令以外の措置をとったとき、その内容（警告、指示等）を（ ）内に入力すること。</p> <p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第11条の5第1項・第2項 危険物の貯蔵・取扱基準遵守命令 ・法第12条第2項 製造所等の位置、構造及び設備の基準適合命令 ・法第12条の2第1項・第2項 製造所等の使用停止命令 ・法第12条の3第1項 製造所等の緊急使用停止命令 ・法第13条の2第5項 危険物取扱者免状の返納命令 ・法第13条の2第4第1項 危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任命令 ・法第14条の2第3項 予防規程変更命令 ・法第16条の3第3項・第4項 危険物施設についての応急措置命令 ・法第16条の5 資料提出命令、報告徴収命令 ・法第16条の6 無許可貯蔵等の危険物に対する措置命令
---------	--

32 定期点検等	<p>直近の定期点検、自主点検、保安検査、一体点検の実施日を入力すること。</p> <p>なお、漏れ試験等とは、地下タンク、地下埋設配管の漏れの有無に関する定期点検及び移動貯蔵タンクの水圧試験に係る定期点検をいう。また、一体点検とは、固定式の泡消火設備を設ける屋外タンク貯蔵所の泡の適正な放出を確認する一体的な点検をいう。</p>
----------	---

<p>33 当該施設に係る法令違反の有無</p>	<p>日常的な管理状況等も含め、当該施設における法令違反の有無について、該当項目を選択すること。</p> <p>なお、法令違反のあった場合は、その概要と根拠条項を入力すること。</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第10条第1項 指定数量以上の危険物の無許可貯蔵・取扱い ・法第10条第3項 製造所等における危険物の貯蔵・取扱いの基準違反 ・法第11条第1項 製造所等の無許可設置、位置・構造及び設備の無許可変更 ・法第11条第5項 製造所等の完成検査前使用 ・法第11条第6項 製造所等の譲渡・引渡の届出義務違反 ・法第11条の4第1項 危険物の品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出義務違反 ・法第12条の2第1項・第2項 製造所等の使用停止命令違反 ・法第12条の3 製造所等の緊急使用停止命令又は処分違反 ・法第12条の6 製造所等の廃止の届出義務違反 ・法第12条の7 危険物保安統括管理者の選解任届出義務違反 ・法第13条第1項 危険物保安監督者の選任義務違反 ・法第13条第2項 危険物保安監督者の選解任届出義務違反 ・法第13条第3項 製造所等における危険物取扱者以外の者の危険物の取扱い ・法第13条の2第5項 危険物取扱者免状返納命令違反 ・法第14条の2第1項 予防規程の作成認可の規定違反 ・法第14条の2第3項 予防規程の変更命令違反 ・法第14条の3第1項・第2項 保安検査受認義務違反 ・法第14条の3の2 点検記録の作成及び保存の義務違反 ・法第16条 危険物の運搬基準違反 ・法第16条の2第1項 危険物取扱者の無乗車による危険物の移送 ・法第16条の2第3項 危険物取扱者免状携帯義務違反 ・法第16条の3第2項 製造所等における緊急事態虚偽通報 ・法第16条の3第3項・第4項 製造所等の応急措置命令違反 ・法第16条の5第1項 製造所等の立入検査等の拒否又は資料提出命令等違反 ・法第16条の5第1項 移動タンク貯蔵所の停止命令等違反
<p>34 今後の対策や所見 ※ 危険物規制事務について管理・監督的立場にある方の意見を記載することが望ましい。</p>	<p>事故発生原因、拡大原因又は防災活動等から得られた課題をもとに当該施設で自主的又は消防の指導により実施された対策について簡記すること。</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員への安全教育の実施 ・電気機器類の点検の実施 <p>消防機関が事故から得た教訓、教訓をもとに消防機関としての取組むべきこと等について入力すること。</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業所に対し、従業員への教育及び吸殻の管理を徹底するよう指導したところであるが、今後、管内の他の事業所に対しても指導を行い、同種事故防止に努める必要がある。

人的要因の報告項目の入力要領

項目欄	入力要領
41 誤った行為を行った（操作未実施の場合は正しい操作を行わなかった）理由	<p>なぜ、誤った行為を行ったのかを入力すること（行為者又は不作為者からの調書に基づき、供述が得られなかった場合は推定される項目に基づき入力すること）。</p> <p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静電気火災に対する認識不足のため、アースをとらないでトルエンの移し替え作業を行った。 ・周囲の状況をよく確認せずに電気溶接作業を行ったため、溶接火花が周囲の可燃物に着火した。
42 取扱者、立会者の経験年数等	<p>(1) 危険物を取り扱った者が従業員（正社員／非正社員）か従業員以外かを選択すること。</p> <p>人的要因に基づく事故の場合に、事故原因となった危険物を実際に取扱った者の年齢及び当該取扱い行為や発災に関する作業の経験年月数を入力すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物を取扱った者の年齢：（ ）歳 ・発災に関する作業の経験年月数：（ ）年（ ）ヵ月 <p>当該取扱者が持つ免状の種類を選択すること。【複数選択可】</p> <p>甲種／乙種第1類／乙種第2類／乙種第3類／乙種第4類／乙種第5類／乙種第6類／丙種／無免許</p> <p>また、上記の免状が、取り扱った危険物に対して適正か否かを選択すること。</p> <p>(2) (1)の取扱者が無免許の場合、立ち会いを行った者について選択（入力）すること。</p> <p>立ち会いを行った者が従業員（正社員／非正社員）か従業員以外かを選択すること。</p> <p>人的要因に基づく事故の場合に、事故原因となった危険物の取扱いに立ち会った者の年齢及び発災に関する作業や立ち会いの経験年月数を入力すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立ち会いを行った者の年齢：（ ）歳 ・発災に関する作業の経験年月数：（ ）年（ ）ヵ月 <p>当該立会者が持つ免状の種類を選択すること。【複数選択可】</p> <p>甲種／乙種第1類／乙種第2類／乙種第3類／乙種第4類／乙種第5類／乙種第6類／丙種／無免許</p> <p>また、上記の免状が、取り扱った危険物に対して適正か否かを選択すること。</p>

腐食疲労等劣化の報告項目の入力要領

項目欄	入力要領
51 流出部位の詳細	<p>流出した部位の場所、設計板厚、腐食形状及び大きさについて、選択（入力）すること。</p> <p>① 場所 母材部／溶接部／その他（ ）</p> <p>② 設計板厚 （ ）ミリメートル</p> <p>③ 腐食形状 ピンホール／ピンホール以外</p> <p>④ 腐食の大きさ：（ ） 〔例〕直径1ミリメートル、4平方センチメートル</p>
52 流出部位の使用年月数	<p>流出部位の使用年月数を入力すること。</p> <p>なお、流出部位に取替歴がある場合には、直近の取替日からの使用年月を入力すること。</p> <p>・使用年月数：（ ）年（ ）ヵ月／不明</p>
53 流出部位に係る直近の点検内容と経過年月数	<p>流出部位に係る直近の点検内容を選択（入力）し、その点検日からの経過年月を入力すること。</p> <p>・点検内容【複数選択可】 加圧法／減圧法／微加圧法／微減圧法／水圧／水張／放射線透過／磁粉探傷／浸透探傷／真空／その他（ ）</p> <p>・経過年月数：（ ）年（ ）ヵ月／不明</p>
54 日常の管理状況と異常覚知後の対応	<p>流出・拡散防止のために実施されている日常の管理について選択（入力）すること。</p> <p>また、異常覚知後の対応について、選択（入力）すること。</p> <p>① 日常の管理内容【複数選択可】 無／漏えい検知装置確認／在庫確認／目視点検／その他（ ）</p> <p>② 日常管理の頻度 無／（ ）日に一度／不定期</p> <p>③ 異常覚知後の対応 無／漏れ試験により漏れを確認／目視により漏れ箇所を発見／その他（ ）</p>
55 腐食等劣化原因の調査	<p>実施した設置環境の調査項目について、選択（入力）すること。【複数選択可】</p> <p>無／管対地電位／土壌比抵抗／土質／地下水位／土壌水分含有率／水素イオン濃度／その他（ ）</p>
56 防食措置	<p>防食措置の内容について選択（入力）すること。</p> <p>(1) 埋設部</p> <p>① タンク本体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外面防食の種類 無／アスファルト／モルタル／エポキシ樹脂／タールエポキシ樹脂／ウレタンエラストマー樹脂／ガラス繊維強化プラスチック／その他（ ） ・内面防食の種類 無／強化プラスチック／その他（ ） ・電気防食の種類 無／流電陽極方式／外部電源方式／選択排流方式 <p>② 配管、機器等（タンク本体以外）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・外面防食の有無 無／有（ ） ※有の場合は防食剤の種類を入力すること。 ・電気防食の種類 無／流電陽極方式／外部電源方式／選択排流方式 <p>(2) 地上部（埋設部以外）</p> <p>① タンク本体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水浸入防止剤の有無 無／有（ ） ※有の場合は雨水浸入防止剤の種類を入力すること。 ・内面コーティングの種類 無／エポキシ系塗装／タールエポキシ系塗装／ガラスフレーク／ガラス繊維強化プラスチック／その他（ ） ・アニュラ板の裏面防食の種類 無／アスファルトサンド／アスファルトモルタル／アスファルトコンクリート／オイルサンド／油散布／その他（ ） ・底板の裏面防食の種類 無／アスファルトサンド／アスファルトモルタル／アスファルトコンクリート／オイルサンド／油散布／その他（ ） <p>② 配管、機器等（タンク本体以外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外面防食の種類 無／有（ ） ※有の場合は防食剤の種類を入力すること。 ・保温材の有無 無／有
--	--

交通事故の報告項目（移動タンク貯蔵所の単独事故に限る）の入力要領

項目欄	入力要領
61 事故を発生させた車両の詳細	<p>車（セミトレーラの場合はトレーラ部）の使用年月数を入力すること。 事故を発生させた車両の移動貯蔵タンクの緒元（タイプ・サイズ・内部構造・材質）を選択（入力）すること。</p> <p>① 使用年月数：（ ）年（ ）カ月</p> <p>② タンク諸元</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイプ だ円／円／角／特殊形状 ・サイズ： 前方から（ ）リットル、（ ）リットル、（ ）リットル、（ ）リットル、（ ）リットル、（ ）リットル、（ ）リットル、（ ）リットル、（ ）リットル、（ ）リットル 合計（ ）リットル <p>③ 材質 鋼／炭素鋼／ステンレス／アルミ／その他（ ）</p> <p>④ 板厚：（ ）ミリメートル</p>
62 道路状況	<p>道路状況を選択（入力）すること。【複数選択可】</p> <p>直線／カーブ／平坦／坂／乾いていた／濡れていた／凍っていた／アスファルト／コンクリート／砂利道／その他（ ）</p>
63 乗務経験年数	<p>事故を起こした運転手の当該車両への乗務経験年月数を入力すること。 乗務経験年月数：（ ）年（ ）カ月</p>
64 積載状況	<p>積み荷の積載状況について入力すること。</p> <p>第1室：（ ）（ ）リットル、第2室：（ ）（ ）リットル、 第3室：（ ）（ ）リットル、第4室：（ ）（ ）リットル、 第5室：（ ）（ ）リットル、第6室：（ ）（ ）リットル、 第7室：（ ）（ ）リットル、第8室：（ ）（ ）リットル、 第9室：（ ）（ ）リットル、第10室：（ ）（ ）リットル 合計（ ）リットル</p> <p>〔例〕 第1室：（ガソリン）（3000）リットル</p>
65 消防隊が積み荷の品名等を特定した方法	<p>消防隊が積み荷の品名等を特定した方法を選択（入力）すること。 運転手からの情報／表示板／イエローカード／その他（ ）</p>
66 イエローカードの有無	<p>イエローカードの有無を選択すること。</p>
67 移動貯蔵タンクの状況	<p>材質、破損状況等を入力すること。</p> <p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4室構造（4キリットル×4室）の第2室の側板が縦5センチメートル横2センチメートルにわたって亀裂、損傷材質は、鋼板3.2ミリメートル

別表第1 施設装置名称コード表

施設・装置名称		コード番号	施設・装置名称		コード番号		
共	低圧湿式ガスホルダ	1101	石油精製工業	常圧蒸留装置	2101		
	低圧乾式ガスホルダ	1102		減圧蒸留装置	2102		
	高圧ガスホルダ（球形、円筒形）	1103		精製装置	2103		
	固定屋根式（地上）タンク	1201		分解装置	2104		
	浮屋根式（地上）タンク	1202		溶剤抽出装置	2105		
	固定屋根付浮屋根（地上）タンク	1203		重油直接脱硫装置	2106		
	円筒横置型（地上）タンク	1204		重油間接脱硫装置	2107		
	地中タンク	1205		水添脱硫装置	2108		
	岩盤タンク	1206		改質装置	2109		
	海上タンク	1207		硫黄回収装置	2110		
	屋内タンク	1208		ガス回収装置	2112		
	地下タンク	1209		水素製造装置	2113		
	簡易タンク	1210		潤滑油製造装置	2114		
	その他のタンク	1299		パラフィン製造装置	2115		
	タンク専用室	1301		脱ろう装置	2116		
	貯蔵倉庫	1302		アルキル化装置	2117		
	移動貯蔵タンク	1303		アスファルト製造装置	2118		
				脱塩装置	2119		
				その他	2999		
	通	海上入出荷施設		1401	ガス工業（ガス事業）	コークス炉	3101
		ローリー充てん施設		1402		ガス発生炉	3102
		ドラム充てん施設		1403		ナフサ改質装置	3103
		貨車充てん施設		1404		水素化分解炉	3104
		ポンベ充てん施設		1405		ガス改質装置	3105
		冷凍施設		1501		ガス精製装置	3106
		空気、不活性ガス施設		1502		タール蒸留装置	3107
		自家発電施設		1503		ベンゾール精製装置	3108
		受変電施設		1504		熱調調整装置	3109
		ボイラー施設		1505		気化装置	3110
		電解施設		1506		ガス圧縮機	3111
		制御計測室		1507		その他	3999
		蒸気発生施設		1508			
		配電施設		1509			
通		廃ガス燃焼装置	1601	電力事業		発電装置	4101
	廃液、排水処理施設	1602	変圧装置		4102		
	排煙脱硫装置	1603	開閉装置		4103		
	集塵装置	1604	その他		4999		
	焼却装置	1605					
	脱湿装置	1606					
	フレアスタック	1607					
	事務所等	1701	有機化学工業		【エチレン系製品】		
	試験研究施設	1702			エチレン製造装置	5101	
	分析、試験装置	1703			ポリエチレン製造装置	5102	
自動車等の点検、整備作業場	1704	エチレンオキサイド・エチレングリコール製造装置		5103			
洗浄作業場	1705	エタノール製造装置		5104			
販売店舗等	1706	アセトアルデヒド製造装置		5105			
配合室	1707	酢酸、酢酸エチル・酢酸ブチル製造装置		5106			
		塩化ビニル製造装置		5107			
		スチレンモノマー製造装置		5108			
		ポリスチレン製造装置		5109			
		α-オレフィン製造装置	5110				
		その他のエチレン系製品製造装置	5199				

施設・装置名称		コード番号	施設・装置名称	コード番号	
有機化学工業	【プロピレン系製品】		【鉄鋼】		
	プロピレン製造装置	5202	高炉、電気炉等金属溶接装置	6102	
	ポリプロピレン製造装置	5203	熱間圧延装置	6103	
	オクタノール製造装置	5204	冷間圧延装置	6104	
	アセトン製造装置	5205	洗浄装置	6105	
	プロピレンオキサイド製造装置	5206	メッキ装置	6106	
	プロピレングリコール製造装置	5207	鋳造装置	6107	
	ポリプロピレングリコール製造装置	5208	鍛造装置	6108	
	メチルエチルケトン(MEK)製造装置	5209	管製造装置	6109	
	アクリル酸エステル製造装置	5210	電線、ケーブル製造装置	6110	
	その他プロピレン系製品製造装置	5299	その他	6199	
	【合成ゴム】		無機化学工業	ソーダ製造施設	7101
	ブタジエン製造装置	5301		電炉	7102
	スチレン・ブタジエン・ラバー(SBR)製造装置	5302		無機顔料製造施設	7103
	ポリブタジエン・ラバー(BR)製造装置	5303		圧縮ガス・液化石油ガス製造施設	7104
	クロロブレン・ラバー(CR)製造装置	5304		塩製造施設	7105
	エチレン・プロピレン・ジエン・メレン(EPDM)製造装置	5305		その他	7199
	ニトリル・ブタジエン・ラバー(NBR)製造装置	5306	その他		
	ポリイソブレン・ラバー(IR)製造装置	5307			
	イソブレン・イソブレン・ラバー(IIR)装置	5308			9999
	その他の合成ゴム系製造装置	5399			
	【芳香族系化合物】				
	ベンゼン・トルエン・キシレン(BTX)製造装置	5401			
	フェノール製造装置	5402			
	トリレンジイソシアネート(TDI)製造装置	5403			
	ジフェニルメタンジイソシアネート(MDI)装置	5404			
	無水マレイン酸製造装置	5405			
無水フタル酸製造装置	5406				
その他の芳香族系化合物製造装置	5499				
【その他】					
アンモニア製造装置	5901				
メタノール製造装置	5902				
ブタノール製造施設	5903				
n-パラフィン・アルキルベンゼン製造施設	5905				
高級アルコール製造装置	5906				
エジニアルングプラスチック製造施設	5910				
アジピン酸製造施設	5911				
その他の合成樹脂製造装置	5959				
その他	5999				

別表第2 機器等名称コード表

機器等名称		コード番号	機器等名称	コード番号		
塔 槽 類	蒸留、精留塔 (スチラライザー、ストリッパー) 【蒸留、精留、分溜、蒸発、濃縮】	101	ホッパー	601		
	反応塔、槽 【分解、重合、改質】	102	運搬車	602		
	抽出塔、槽 【抽出、吸着、分離、晶析】	103	バケットエレベーター	603		
	吸収塔、槽 【吸収】	104	ローディングアーム	604		
	洗浄塔、槽 (ウォッシングタワー、スクラバー) 【洗浄、脱臭】	105	ピグ装置	605		
	混合、溶解槽 【混合、溶解、計算、ろ過、静置、中和】	106	配管 (送油、注入管等)	606		
	貯槽 (タンク) 【貯蔵】 【 】はプロセス別を示す。	107	コンベア、フィーダー	607		
その他の塔槽類	199	その他の移送機器	699			
容器	ドラム等容器	201	配電盤、分電盤 変圧器 計測装置 発電機 操作盤 その他の電源、計測機器	701		
	ボンベ	202		702		
	バケット	203		703		
熱交換機	熱交換器	301		704		
				705		
				799		
				そ の 他	充電機	901
					詰替機	902
					印刷機	903
					塗装機	904
			切断機		905	
			冷凍機		906	
			クーリングタワー		907	
			フィルター		908	
			蒸発機、サイクロン		909	
乾燥機	910					
固定給油 (注油) 設備	911					
ろ過機	912					
濃縮機	913					
加熱ヒーター	914					
脱臭設備	915					
換気設備	916					
排気設備	917					
フライヤー設備	918					
その他の炉	499	その他	999			
ポンプ・圧縮機等回転 (往復) 機器	ポンプ	501				
	圧縮機	502				
	ブロアー	503				
	タービン	504				
	遠心分離機	505				
	遠心ろ過機	506				
	集塵機	507				
	攪拌、混合機 (ニーダー)	508				
	粉碎機 (ミル、バルバライザー、アトマイザー)	509				
	回転蒸発機	510				
	ふるい、分級機	511				
	押出機、造粒機	512				
	ロータリーキルン、ロータリードライヤー	513				
その他の回転 (往復) 機器	599					

別表第3 発生箇所部位部品名称コード表

部位部品名称		コード番号	部位部品名称	コード番号
機器等本体	タンク側板	101	安全弁	301
	タンク底板	102	破裂板	302
	タンク屋根板	103	ベント管、ブロー管、放出管	303
	ポンツーン	104	通気管	304
	塔槽類本体	105	マンホール	305
	本体溶接部	106	覗き窓	306
	本体に係るボルト、ナット、リベット	107	指示計器	307
	容器本体	108	レベルゲージ	308
			液面計	309
	その他の機器等本体	199	保温材、ヒーター	311
付属配管・ダクト及び接続部	管継手（ダクトを含む）	201	ヒーティングコイル	312
	フレキシブル管継手（ダクトを含む）	202	バーナー	313
	スチームトラップ	203	タンク浮屋根シール	314
	開閉弁	204	ラダー（廻りはしご等）	315
	制御弁	205	主要部位の架台、サポート	316
	逆止弁	206	その他の部位	399
	緊急遮断弁	207		
	ドレンノズル	208	電動機	401
	ストレーナー	209	配線、スイッチ類	402
	ドレンバルブ	210	制御盤	403
	ホース（給油、注油及び注入ホースを除く）	211	計測盤	404
	フレームアレスタ	212	接地	405
	パッキング	213	その他の部品	499
	配管の保温材、ヒーター	214		
	配管のボンディング、接地	215		
	配管の架台、サポート	217		
	その他の附属配管等	299		
			ベルト、チェーン	901
			ローラー	902
			軸受	903
		計量口	904	
		タンクの注入口	905	
		車両の給油口	906	
		給油管等	907	
		給油（注油）ホース	908	
		給油（注油）ノズル	909	
		フィルター	910	
		その他	999	

別表第4 運転・作業状況コード

運転状況	コード番号	作業状況	コード番号
定常運転中	01	運転操作中	01
スタートアップ中	02	定期修理中	02
シャットダウン中	03	不定期修理中	03
緊急操作中	04	サンプリング中	04
停止中	05	点検中	05
休止中	06	計測作業中	06
貯蔵・保管中	07	新規建設工事中	07
給油中	08	改造工事中	08
受入中	09	廃止解体工事中	09
払出中	10	監視中	10
運搬中	11	洗浄中	11
荷積中	12	充填中	12
荷卸中	13	小分け・詰替中	13
試運転中	14	抜取中	14
新規建設中	15	原料仕込み中	15
改造中	16		
廃止解体中	17	その他	99
移送中	18		
その他	99		

危険物に係る事故及びコンビナート等特別防災区域における事故の報告書入力要領

項目欄	入力要領
0 年 都道府県コード 消防本部コード	<p>オフライン事故情報作成ソフトを利用される場合は、登録年及び都道府県コード並びに消防本部コードを半角で入力すること。</p> <p>* オンラインシステムで入力する場合は必要なし。</p>
1 事故名	<p>火災、爆発、流出、破損等の種類及び事故の発生原因・状況が明らかとなるように簡潔な表現方法を用いて50文字程度以内で入力すること。また、できる限り以下の並びとすること。</p> <p>（「事故発生施設装置等」の「施設・装置名称」及び「機器等名称」並びに発生箇所・原因）＋（危険物名）＋（火災または流出）</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下タンクからボイラーへの埋設配管の腐食による重油の流出 ・一般取扱所において、ドラム缶から携行缶に移し替え中に静電気によりガソリンが着火したことによる火災 ・タンク受入れ配管をピグでクリーニング中、工事の火気によりピグ出口で爆発 ・屋外タンクに接続したボイラー（一般取扱所非該当）のサービスタンクのフロートスイッチ故障による重油の流出 ・給油取扱所で誤注入されたガソリン入り灯油の販売
2 事故種別	<p>(1) 該当種別を選択すること。事故種別は次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 爆発：化学的変化による爆発の一つの形態であり、急速に進行する化学反応によって多量のガスと熱とを発生し、爆鳴・火災及び破壊作用を伴う爆発現象及び物理的変化による爆発現象をいう。 2 火災：人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするものをいう。 3 流出：危険物の漏えい、漏れ、溢れ、飛散、流出又は噴出等をいう。なお、石油コンビナート等災害防止法（以下「石災法」という。）に定める特定事業所においては、危険物のほか高圧ガス、指定可燃物、可燃性ガス、毒物又は劇物の漏えいを含む。 また、製造所等に配管で接続された少量危険物施設等において、明らかに指定数量以上の危険物が流出し、又は焼失したものと認められる場合には、当該製造所等の事故（流出）として扱う。 4 破損：製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準が適用されている部分における破損（亀裂、損傷、破壊等）をいう。なお、特定事業所においては、危険物のほか高圧ガス、指定可燃物、可燃性ガス、毒物又は劇物に係る関係法令等によって、当該物質を貯蔵又は取扱う施設の構造及び設備の基準が適用される部分における破損（亀裂、損傷又は破壊等）をいう。 5 その他：上記1～4に該当しないものをいう。なお、この場合（ ）内にその内容を簡記すること。 <p style="color: red;">—[例]—ガソリン入り灯油の販売 給油取扱所で灯油用固定注油設備を通じて、ガソリンが混入した灯油を販売したとき。この場合、（コンタミ）と入力する。</p> <div style="border: 1px solid red; height: 15px; width: 100%;"></div> <p>* 移動タンク貯蔵所の交通事故について、1～4に該当しないものは入力の必要はない。</p> <p>* 少量危険物施設の場合、石災法上の異常現象でなければ入力の必要はない（製造所等に配管で接続された少量危険物施設等において、明らかに指定数量以上の危険物が流出した場合を除く。）。</p>

	<p>(2) 石油コンビナート等特別防災区域における事故の場合は、異常現象に該当、非該当を選択すること。</p> <p>事故種別の2以上が発生した場合のうち、爆発及び火災の双方が発生した場合は、発端となった形態を(主)に、引き続き発生した形態を(従)に選択すること。それ以外の場合は(主)のみを選択すること。</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・爆発後に延焼した場合 (主)に爆発、(従)に火災を選択する。 ・配管のピンホール部分から油漏れが発生し、火災となった場合 (主)に火災を選択すること。 ・移動タンク貯蔵所が横転しタンク側面に亀裂が生じ、積載していた灯油が流出した場合 (主)に流出を選択すること。 ・固定給油設備に乗用車が衝突し破損した場合 (主)に破損を選択すること 									
3 発生	<p>事故が発生した日時を入力し、推定、確定、不明の別を選択すること。</p> <p>不明を選択した場合は、入力する必要はない。</p> <p>なお、時刻については、24時間表示にすること(以下同じ。)</p>									
4 発見	<p>事故を発見した日時を入力すること。</p>									
5 覚知	<p>消防機関が事故を覚知した日時を入力すること。</p> <p>発生から処理完了まで長時間を要する事案の場合、覚知日時を基準とし、報告する。</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流出発生 H20 年 12 月 1 日(推定)、覚知 H21 年 1 月 1 日、処理完了 2 月 1 日 H21 年第 1 四半期の事故報告で報告のこと 									
6 鎮圧・応急措置完了	<p>事故種別に応じて、次のとおり現場の最高指揮者(消防機関の職員)が認定した日時を入力すること。</p> <p>(1) 火災：火勢が防ぎよ下に入り、拡大の危険がなくなった。</p> <p>(2) その他の事故：応急措置が完了した。(流出事故の場合、流出防止措置が完了した。)</p>									
7 鎮火・処理完了	<p>事故種別に応じて、次のとおり現場の最高指揮者が認定した日時とすること。</p> <p>(1) 火災：再燃のおそれなくなった。</p> <p>(2) 上記(1)以外の事故：全ての処理が完了した。</p>									
8 覚知別	<p>消防機関が事故を覚知した方法の該当する区分を選択(入力)すること。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>覚知方法区分</td> </tr> <tr> <td>119</td> </tr> <tr> <td>無線</td> </tr> <tr> <td>ホットライン</td> </tr> <tr> <td>警察電話</td> </tr> <tr> <td>駆付</td> </tr> <tr> <td>事後聞知</td> </tr> <tr> <td>一般加入</td> </tr> <tr> <td>その他</td> </tr> </table> <p>なお、「その他」の場合は、()内にその内容を入力すること。</p>	覚知方法区分	119	無線	ホットライン	警察電話	駆付	事後聞知	一般加入	その他
覚知方法区分										
119										
無線										
ホットライン										
警察電話										
駆付										
事後聞知										
一般加入										
その他										
9 気象状況	<p>天気・風向について、天気区分及び風向区分を選択すること。</p> <p>天気区分：快晴、晴、曇、煙霧、砂じんあらし、地ふぶき、霧、霧雨、雨、みぞれ、雪、あられ、ひょう、雷雨、不明</p> <p>風向区分：無風状態、北、北北東、北東、東北東、東、東南東、南東、南南東、南、南南西、南西、西南西、西、西北西、北西、北北西、風向不明</p> <p>風速・気温・相対湿度については、火災報告取扱要領によること。</p>									

10 発生事業所	(1) 名称等	<p>「〇〇株式会社〇〇工場」のように事業所名称の全てを入力すること。 なお、特定事業所の場合には、事業所名称の後に「石油コンビナート等実態調査入力要領」に定める特定事業所の団体コードを併記すること。 [例] □□株式会社□□工場 123456</p> <p>また、事故の発生した事業所が、合同事業所（「石油コンビナート等災害防止法の運用について」（昭和52年7月22日付け消防地第124号 52立局第466号 建設省都防発第62号）第1、2により、一の事業所とされている事業所をいう。）を構成する事業所である場合（合同事業所の主たる事業所である場合を除く。）にあつては、事故の発生した事業所の名称の後に主たる事業所の名称を（ ）書きで入力すること。 [例] △株式会社△△工場（□□株式会社□□工場 123456）</p>				
	(2) 種別	<p>発生事業所が、石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）内であるかどうかについて該当する項目を選択すること。</p> <table border="1"> <tr> <td>特別防災区域内</td> <td>発生事業所が、石災法第2条第2号に規定する特別防災区域内に存している場合</td> </tr> <tr> <td>特別防災区域外</td> <td>上記以外の場合</td> </tr> </table> <p>当該区域が特別防災区域内である場合は、下記該当項目を選択すること。 ①レイアウト：石災法第2章に規定するレイアウト対象の事業所 ②第1種：石災法第2条第4号に規定する事業所（①を除く。） ③第2種：石災法第2条第5号に規定する事業所 ④その他：①～③以外の事業所</p> <p>なお、事故の発生した事業所が、合同事業所を構成する事業所である場合にあつては、合同事業所としての種別を選択すること。</p>	特別防災区域内	発生事業所が、石災法第2条第2号に規定する特別防災区域内に存している場合	特別防災区域外	上記以外の場合
	特別防災区域内	発生事業所が、石災法第2条第2号に規定する特別防災区域内に存している場合				
	特別防災区域外	上記以外の場合				
	(3) 業態	<p>火災報告取扱要領別表第2「業態別分類表」により分類し、業務例示を参考にして選択すること。</p>				
(4) 事業の概要	<p>事業所の名称によって事業の概要を知ることの出来ない場合に入力するものとし、事業の概要が明らかとなるよう簡潔に入力すること。 [例] ・エチレン、プロピレン、塩素等を原料とし、酸化エチレン、酸化プロピレン及びその誘導体を製造 ・油圧鋳造機ほかの機械設備によりアルミ製自動車部品を製造</p>					
(5) 従業員数	<p>事業所に所属する従業員（常時事業所内で業務に従事する派遣社員、アルバイト社員等を含む。）の数を選擇すること。 従業員とは、事故発生時に事故発生事業所に所属する従業員（総合職・技能職・一般職等全ての職種を含む。）とし、子会社、関連会社の社員等であっても、常時事業所内で業務に従事する者を含む。ただし、このなかには施設の保守、改修等のために一時的に事業所内で作業する者は含まない。</p> <p>1:10人以下 2:11人～20人 3:21人～30人 4:31人～40人 5:41人～50人 6:51人～100人 7:101人～300人 8:301人以上</p>					
	うち正社員の割合	<p>事業所に所属する従業員のうち正社員（派遣社員、アルバイト社員等は含まない）の割合を選択すること。 1:30%以下 2:30%を超え40%以下 3:40%を超え50%以下 4:50%を超え60%以下 5:60%を超え70%以下 6:70%を超え80%以下 7:80%を超え90%以下 8:90%を超え100%以下</p>				

16 発生施設規制区分等	(1) 施設区分	<p>該当する項目を選択すること。なお、各項目は以下のとおりである。</p> <p>「1. 危険物」：消防法の許可又は承認に係る危険物施設 「2. 高圧ガス」：高圧ガス保安法の許可に係る高圧ガスの施設 「3. 高圧混在」：消防法及び高圧ガス保安法の許可に係る施設 「4. その他」：運搬、無許可施設、上記 1～3 に該当しない石炭法上の特定事業所の施設等</p>																	
	(2) 製造・貯蔵・取扱・運搬の別	<p>① 製造所、貯蔵所、取扱所、運搬の区分を選択すること。 ただし、次の区分の場合、右欄の設置形式等を参考に該当する項目を選択すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設置形式等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内貯蔵所</td> <td>平屋建、平屋建以外、建築物内設置、特定、特定の高層式、高層式、指定過酸化物質、その他</td> </tr> <tr> <td>屋外タンク貯蔵所</td> <td>特定、準特定、新法、旧法（第一段階基準、第二段階基準、旧基準）、円柱屋根、球面屋根、シングルデッキ型浮屋根、ダブルデッキ型浮屋根、固定屋根付き浮き屋根、岩盤タンク、地中タンク、海上タンク、その他</td> </tr> <tr> <td>地下タンク貯蔵所</td> <td>鋼製タンク（二重殻タンク以外）、鋼製二重殻タンク、鋼製強化プラスチック製二重殻タンク、強化プラスチック製二重殻タンク、タンク室、直埋設、漏れ防止</td> </tr> <tr> <td>移動タンク貯蔵所</td> <td>積載式、積載式以外、給油タンク車、国際コンテナ、単一車、被けん引車</td> </tr> <tr> <td>給油取扱所</td> <td>航空機、船舶、鉄道又は軌道、LNG、CNG、水素、自家用、メタノール、エタノール、セルフ、屋内、屋外</td> </tr> <tr> <td>販売取扱所</td> <td>一種、二種</td> </tr> <tr> <td>移送取扱所</td> <td>特定、特定以外</td> </tr> <tr> <td>一般取扱所</td> <td>吹付塗装等、洗浄作業、焼入等、消費、充てん、詰替え、油圧装置等、切削装置等、熱媒体油循環装置</td> </tr> </tbody> </table> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下タンク貯蔵所で設置形式が「鋼製タンク」「タンク室」の場合、鋼製タンク（タンク室）を選択 給油取扱所で設置形式が「セルフ」「屋外」の場合、セルフ（屋外）を選択 <p>[事故のあった施設のとりえ方の例]</p> <ul style="list-style-type: none"> 給油取扱所内で移動タンク貯蔵所から出火し、給油取扱所の施設が焼損 ……移動タンク貯蔵所の事故 灯油用固定注油設備から移動タンク貯蔵所に注入中、タンクが満杯となり移動タンク貯蔵所のマンホールから流出 ……給油取扱所の事故 移動タンク貯蔵所から給油取扱所の地下タンクに注入中、危険物が流出 ……移動タンク貯蔵所のホースの破損等、移動タンク貯蔵所から地下タンクの注入口の前までの間で流出した場合には移動タンク貯蔵所の事故 地下タンクの通気管やマンホール等地下タンクの注入口以降から流出した場合には給油取扱所の事故 屋外タンク貯蔵所に接続したボイラー（一般取扱所非該当）のサービスタンクからの重油の流出 ……屋外タンク貯蔵所の事故 移動タンク貯蔵所から灯油ホームタンクに注入中、灯油ホームタンクの注入 	区分	設置形式等	屋内貯蔵所	平屋建、平屋建以外、建築物内設置、特定、特定の高層式、高層式、指定過酸化物質、その他	屋外タンク貯蔵所	特定、準特定、新法、旧法（第一段階基準、第二段階基準、旧基準）、円柱屋根、球面屋根、シングルデッキ型浮屋根、ダブルデッキ型浮屋根、固定屋根付き浮き屋根、岩盤タンク、地中タンク、海上タンク、その他	地下タンク貯蔵所	鋼製タンク（二重殻タンク以外）、鋼製二重殻タンク、鋼製強化プラスチック製二重殻タンク、強化プラスチック製二重殻タンク、タンク室、直埋設、漏れ防止	移動タンク貯蔵所	積載式、積載式以外、給油タンク車、国際コンテナ、単一車、被けん引車	給油取扱所	航空機、船舶、鉄道又は軌道、LNG、CNG、水素、自家用、メタノール、エタノール、セルフ、屋内、屋外	販売取扱所	一種、二種	移送取扱所	特定、特定以外	一般取扱所
区分	設置形式等																		
屋内貯蔵所	平屋建、平屋建以外、建築物内設置、特定、特定の高層式、高層式、指定過酸化物質、その他																		
屋外タンク貯蔵所	特定、準特定、新法、旧法（第一段階基準、第二段階基準、旧基準）、円柱屋根、球面屋根、シングルデッキ型浮屋根、ダブルデッキ型浮屋根、固定屋根付き浮き屋根、岩盤タンク、地中タンク、海上タンク、その他																		
地下タンク貯蔵所	鋼製タンク（二重殻タンク以外）、鋼製二重殻タンク、鋼製強化プラスチック製二重殻タンク、強化プラスチック製二重殻タンク、タンク室、直埋設、漏れ防止																		
移動タンク貯蔵所	積載式、積載式以外、給油タンク車、国際コンテナ、単一車、被けん引車																		
給油取扱所	航空機、船舶、鉄道又は軌道、LNG、CNG、水素、自家用、メタノール、エタノール、セルフ、屋内、屋外																		
販売取扱所	一種、二種																		
移送取扱所	特定、特定以外																		
一般取扱所	吹付塗装等、洗浄作業、焼入等、消費、充てん、詰替え、油圧装置等、切削装置等、熱媒体油循環装置																		

	<p>(3) 類・品名・名称・数量・倍数</p> <p>(4) 設置の完成 直近の完成</p>	<p>口から灯油の流出 ……移動タンク貯蔵所の事故</p> <ul style="list-style-type: none"> ・灯油タンクに誤ってガソリンを注油し、そのガソリン入り灯油を販売 ……給油取扱所の事故 ・許可施設と許可施設とを結ぶ配管の途中で重油が流出 ……漏油部分を含む施設側の事故 <p>② 危険物の仮貯蔵又は仮取扱いは、それぞれ「仮貯蔵」、「仮取扱い」とすること。</p> <p>③ 危険物の運搬は「運搬」、無許可施設は「無許可」とすること。</p> <p>当該危険物施設の許可に係る危険物の類、品名、政令別表第3に規定する性質（以下、「性質」という。）、名称、数量及び指定数量の倍数を選択（入力）すること。品名の略名は、原則使用しない。</p> <p>〔例〕 給油取扱所で、ガソリン、灯油、軽油及び廃油（第3石油類）を扱う場合</p> <table border="1" data-bbox="635 698 1477 846"> <tr> <td>第4類</td> <td>第1石油類（非水溶性）</td> <td>ガソリン</td> <td>10000リットル</td> <td>50倍</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>第2石油類（〃）</td> <td>灯油</td> <td>10000リットル</td> <td>10倍</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃（〃）</td> <td>軽油</td> <td>10000リットル</td> <td>10倍</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>第3石油類（〃）</td> <td>廃油</td> <td>10000リットル</td> <td>5倍</td> <td>計75倍</td> </tr> </table> <p>① 製造所等：設置に係る完成検査日及び直近の変更に係る完成検査日</p> <p>② 仮貯蔵又は仮取扱い：承認に係る取扱い等の開始日</p> <p>③ 運搬又は無許可施設：入力の必要はない。</p>	第4類	第1石油類（非水溶性）	ガソリン	10000リットル	50倍		〃	第2石油類（〃）	灯油	10000リットル	10倍		〃	〃（〃）	軽油	10000リットル	10倍		〃	第3石油類（〃）	廃油	10000リットル	5倍	計75倍
第4類	第1石油類（非水溶性）	ガソリン	10000リットル	50倍																						
〃	第2石油類（〃）	灯油	10000リットル	10倍																						
〃	〃（〃）	軽油	10000リットル	10倍																						
〃	第3石油類（〃）	廃油	10000リットル	5倍	計75倍																					
<p>17 物質の区分等</p>	<p>(1) 物質・状態・圧力・温度</p> <p>(2) 分類・名称・CASNo.</p> <p>(3) 流出量</p>	<p>(1) 事故の発端となった物質について、該当する全ての区分を選択すること（危険物の場合、指定数量の少ない物質から入力のこと）。</p> <p>物質区分：危険物、高圧ガス、指定可燃物、可燃性ガス、毒物、劇物、その他</p> <p>また、当該物質の物理的な状態の該当する項目を選択すること。</p> <p>状態： 固相、液相、気相 圧力： 常圧、加圧 温度： 低温、常温〔0-40℃〕、高温</p> <p>物質の名称（商品名は除く。）を入力すること。この場合、危険物であるときは、類、品名及び性質並びに化合物名又は物質名を入力すること。物質名の略名は原則使用しない。また、商品名は使用しない。</p> <p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1類 塩素酸塩類（第1種酸化性固体） 名称：塩素酸ナトリウム ・第4類 第1石油類（非水溶性液体） 名称：ガソリン ・高圧ガス 名称：水素 ・指定可燃物 名称：プラスチック ・その他 名称：紙くず <p>(2) 物質のCASNo.（Chemical Abstracts Service Registry Numbersの略で、アメリカのCAS Chemistry Systemに登録されている番号）が判明している場合は、その番号を入力する。</p> <p>(3) 流出事故の場合には、流出した物質の量を入力し、単位を選択すること。 流出量：（ ）、単位：（リットル/キログラム/その他（ ））</p>																								
<p>18 危険物保安統括管理者 19 危険物保安監督者</p>		<p>該当する項目を選択すること。ただし、仮貯蔵・仮取扱い、運搬及び無許可施設は選択の必要はない。</p>																								

20 危険物取扱者の取扱・立会い	危険物保安統括管理者 : 選任有、選任無、不要 危険物保安監督者 : 選任有、選任無、不要 危険物取扱者の取扱・立会い : 有、無
21 設備・機器等の概要	工程図（フローチャート）で書き表すことのできる設備等については、工程図及び機器構造図（概略図）に発災部分を明示すること。 工程図で書き表せない設備等については、ブロックダイアグラム及び許可図面等を用いて概要及び発災部分を明示すること。 上記図面は、電子ファイルにより入力すること。 なお、登録可能な電子ファイル容量制限は、1ファイルにつき5MBで、電子ファイルは5ファイルまで登録可能。
22 事故の概要	事故の全体の状況が把握できるように、 (1) 事故に至る経緯 (2) 事故時の作業等の状況 (3) 事故の模様 (4) 被害の範囲 (5) 死傷者の発生状況 (6) 実施した緊急措置 (7) 作動すべき安全装置等の状況 などについて簡記すること。なお、個人名、会社名等は入力しないこと。 * 文中で使われる「容量」、「能力」等の単位は、全て漢字、カタカナで入力すること。 [入力例] リットル、平方メートル、トン、キロパスカル * 記載例は以下のとおり (火災事例) 製造所内において、容器の清掃のためトルエンを洗浄液としてステンレス容器内で手洗い洗浄していたところ、アースを接地することを失念したため、引火性雰囲気下において静電気が発生、可燃性蒸気に着火したことで洗浄作業をしていた従業員が火傷をしたもの。周辺の設備等への延焼はない。 (爆発・火災事例) 工場内加熱蒸気発生プラントのトラブルにより全プラントの緊急停止を行っていたところ、爆発火災が発生、隣接するプラントへ延焼した。また、爆発による爆風と飛散物により、周辺施設や一般家屋にも損傷等の被害が及んだもの。この爆発・火災により従業員1名が死亡した。 (流出事例) 地下タンク貯蔵所の液面計が実際と異なる油量を表示していたため、移動タンク貯蔵所からの荷卸し時に地下タンクの容量限界を超えた受入れをしたことにより、地下タンクの通気管先端部から敷地及び河川に灯油 100 リットル（うち約 10 リットルが河川）が流出した。なお、吸着マットを使用し、応急措置を実施した。
23 緊急措置の状況	発災時に実施した緊急措置の有無のいずれかを選択すること。 緊急措置を実施した場合は、その内容を下記の「緊急措置コード表」に従い、複数ある場合には主要な3種類までを選択（入力）すること。 その他を選択した場合は、措置内容を簡記すること。 第1種から第5種消火設備を使用し、火災鎮圧に効果があった場合は、チェックボックスにチェックをすること。

緊急措置コード表

緊急措置の内容	コード番号	
		効果有
装置の緊急停止 (原料遮断、ポンプ停止、反応停止剤投入等)	1	
周辺火気の消火	2	
第1種消火設備	3	<input type="checkbox"/>
第2種消火設備	4	<input type="checkbox"/>
第3種消火設備	5	<input type="checkbox"/>
第4種消火設備	6	<input type="checkbox"/>
第5種消火設備	7	<input type="checkbox"/>
防油堤排水弁閉止、防油堤遮断装置作動等	8	
緊急排出、緊急移送	9	
その他 ()	10	

[例] ・緊急遮断装置の作動 …… コード番号1を選択

[例] ・ストープ等の消火 …… コード番号2を選択

[例] ・小型消火器による消火 …… コード番号7を選択

24 原因

(1) 主原因

主原因及び関連原因は、事故発生の主原因及び関連原因を、下記の「事故別の主原因及び関連原因の区分表」に従い選択すること。

(2) 関連原因

関連原因は、主原因以外に事故の原因になったと考えられるものを二種類まで選択すること。

区分の判断には別表第5「主原因及び関連原因の区分のための例示」を参考にすること。

【事故別の主原因及び関連原因の区分表】

事故	主原因及び関連原因の区分
爆発 ・ 火災	維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分、腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、放火等、交通事故、類焼、地震等災害、不明、調査中
流出 ・ 破損	維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分、腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、交通事故、地震等災害、悪戯、不明、調査中

※ 主原因で「腐食疲労等劣化」、「設計不良」、「故障」等の「物的・その他の要因」を入力した場合、この事故の背景として「維持管理不十分」、「操作確認不十分」、「監視不十分」といった「人的要因」が関与しているケースは、関連原因としてこれら「人的要因」を入力すること。

(例) 長期間の点検を怠ったために腐食孔を発見できず、結果として危険物配管、容器等から危険物が流出した場合、主原因としては「物的・その他の要因」である「腐食疲労等劣化」が該当し、関連原因としては「人的要因」である「維持管理不十分」が該当する。

【要因別の主原因及び関連原因の区分表】

要因別	主原因及び関連原因の区分
人的要因	維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分
物的・その他の要因	腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、交通事故、悪戯

	<p>(3) 主原因・関連原因の詳細</p> <p>(4) 着火原因</p> <p>(5) 発生原因の状況</p>	<p>主原因及び関連原因の詳細を、別表第6、7「事故分析チェックリスト（人的要因）、（物的・その他の要因）」より選択すること。なお、関連原因を二種類選択した場合は、関連原因を選択した順に詳細を入力してください。</p> <p>着火原因及びそのコードを下記の「着火原因コード表」に従い選択すること。</p> <p style="text-align: center;">【着火原因コード表】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 16.6%;">着火原因</td> <td style="width: 16.6%;">裸火</td> <td style="width: 16.6%;">高温表面熱</td> <td style="width: 16.6%;">溶接・溶断等火花</td> <td style="width: 16.6%;">静電気火花</td> <td style="width: 16.6%;"></td> </tr> <tr> <td>コード番号</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>14</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 16.6%;">着火原因</td> <td style="width: 16.6%;">電気火花</td> <td style="width: 16.6%;">衝撃火花</td> <td style="width: 16.6%;">自然発熱</td> <td style="width: 16.6%;">化学反応熱</td> <td style="width: 16.6%;">摩擦熱</td> </tr> <tr> <td>コード番号</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>18</td> <td>19</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 16.6%;">着火原因</td> <td style="width: 16.6%;">過熱着火</td> <td style="width: 16.6%;">放射熱</td> <td style="width: 16.6%;">その他</td> <td style="width: 16.6%;">調査中</td> <td style="width: 16.6%;">不明</td> </tr> <tr> <td>コード番号</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>30</td> <td>88</td> <td>90</td> </tr> </table> <p>(注1) 裸火 [例] 屋内貯蔵所でガソリンをポリ容器に小分け中、タバコを吸おうとライターで火を付けたため発生した可燃性ガスに引火、出火したもの。</p> <p>(注2) 高温表面熱 [例] 危険物容器を固定しない状態でエレファントノズルの内蓋を閉めずに運搬したため、容器が転倒し流出した油が排気管の熱により発火したもの。</p> <p>(注3) 静電気火花 [例] セルフスタンドで、客がガソリンを給油するため給油口のキャップを緩めた際、燃料タンク内に充満していた可燃性ガスが噴出し、静電気の放電によりスパークしたもの。</p> <p>(注4) 過熱着火 [例] アスファルトプラントを手動運転中、誤操作により材料供給が停止したため炉内温度が急激に上昇し、集塵装置のバグフィルターに着火したものの。</p> <p>主原因及び着火原因に至るまでの間接的な要因や作業環境の状況などを含め、必要な説明を加え入力すること。 [例] ベルトコンベアのロール軸受のボールベアリング等において過度の使用により摩擦熱が発生していたところ、プレス機から飛散した油圧作動油がコンベアベルト等を介して軸受部に達し、発火。さらに、油を含んでいたコンベアベルトに着火し延焼したものの。</p>	着火原因	裸火	高温表面熱	溶接・溶断等火花	静電気火花		コード番号	11	12	13	14		着火原因	電気火花	衝撃火花	自然発熱	化学反応熱	摩擦熱	コード番号	15	16	17	18	19	着火原因	過熱着火	放射熱	その他	調査中	不明	コード番号	20	21	30	88	90
着火原因	裸火	高温表面熱	溶接・溶断等火花	静電気火花																																		
コード番号	11	12	13	14																																		
着火原因	電気火花	衝撃火花	自然発熱	化学反応熱	摩擦熱																																	
コード番号	15	16	17	18	19																																	
着火原因	過熱着火	放射熱	その他	調査中	不明																																	
コード番号	20	21	30	88	90																																	
25 被害の状況		<p>火災及び流出事故の場合、次の区分に従い、被害の拡大状況の該当する項目番号を選択すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1. 設備機器内</td> <td style="width: 50%;">危険物施設から出火し、出火した設備機器内でとどまったもの</td> </tr> <tr> <td>2. 施設装置建屋内</td> <td>危険物施設から出火又は流出し、出火又は流出した施設建屋内など当該危険物施設でとどまったもの</td> </tr> <tr> <td>3. 隣接施設へ拡大</td> <td>他の施設にまで延焼又は流出拡大したが事業所[※]内でとどまったもの</td> </tr> <tr> <td>4. 事業所外[※]へ</td> <td>事業所外[※]にまで延焼又は流出拡大したもの</td> </tr> <tr> <td>5. 他の施設から</td> <td>他の施設からの類焼により当該危険物施設が火災となったもの</td> </tr> <tr> <td>6. 流出に起因し施設外から</td> <td>危険物の流出に起因し施設外から火災となったもの</td> </tr> </table> <p>[※] 移動タンク貯蔵所が荷卸先等の事業所内に在る場合は、「事業所」を「当該移動タンク貯蔵所が在る事業所」と読み替える。</p>	1. 設備機器内	危険物施設から出火し、出火した設備機器内でとどまったもの	2. 施設装置建屋内	危険物施設から出火又は流出し、出火又は流出した施設建屋内など当該危険物施設でとどまったもの	3. 隣接施設へ拡大	他の施設にまで延焼又は流出拡大したが事業所 [※] 内でとどまったもの	4. 事業所外 [※] へ	事業所外 [※] にまで延焼又は流出拡大したもの	5. 他の施設から	他の施設からの類焼により当該危険物施設が火災となったもの	6. 流出に起因し施設外から	危険物の流出に起因し施設外から火災となったもの																								
1. 設備機器内	危険物施設から出火し、出火した設備機器内でとどまったもの																																					
2. 施設装置建屋内	危険物施設から出火又は流出し、出火又は流出した施設建屋内など当該危険物施設でとどまったもの																																					
3. 隣接施設へ拡大	他の施設にまで延焼又は流出拡大したが事業所 [※] 内でとどまったもの																																					
4. 事業所外 [※] へ	事業所外 [※] にまで延焼又は流出拡大したもの																																					
5. 他の施設から	他の施設からの類焼により当該危険物施設が火災となったもの																																					
6. 流出に起因し施設外から	危険物の流出に起因し施設外から火災となったもの																																					

26 人的被害		<p>次の区分に従い、被害内容等を入力すること。</p> <p>重症：傷病の程度が3週間の入院加療を必要とするもの以上のもの 中等症：傷病の程度が重症又は軽症以外のもの 軽症：傷病の程度が入院加療を必要としないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者：発災事業所の従業員 <p>当事者にあつては、正社員／非正社員／正社員及び非正社員のいずれかを選択すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災活動従事者：防災活動に従事した者（当事者を除く。） ・第三者：上記の当事者及び防災活動従事者を除く者 <p>なお、当該事故により負傷した後30日以内に死亡した者は死者とする。</p>
27 物的被害	<p>死傷原因</p>	<p>死傷原因を選択（入力）すること。</p> <p>火災・煙／中毒／酸欠／墜落／転倒等／爆風圧等の衝撃／その他（ ）</p>
28 関係機関、自衛防災・消防組織等の出動状況		<p>各組織ごとに出動した車両、船艇、ヘリコプター及び人員の数（半角数字）を入力すること。</p>

29 実施した防災活動の状況	<p>防災活動を実施した場合は、その内容を次の「防災活動内容コード表」に従いコード番号を選択する（複数ある場合には公設消防機関については主要な3種類、自衛消防組織等については主要な6種類）とともに、公設消防機関については、火災警戒活動又は流出した油の回収等を含む消防活動について、自衛消防組織等については、初期消火又は緊急措置（オイルフェンスの展張等）を含めた防災活動について簡潔に入力すること。また、固定式消火設備の作動状況についても入力すること。</p> <p style="text-align: center;">【防災活動内容コード表】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">防災活動の概要</th> <th style="text-align: center;">コード番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>消火</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td>冷却</td><td style="text-align: center;">2</td></tr> <tr><td>土のう積み等拡散防止措置</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>流出防止措置 (テーピング、プラグ打ち、フランジ増し締め等)</td><td style="text-align: center;">4</td></tr> <tr><td>回収、除去、拡散</td><td style="text-align: center;">5</td></tr> <tr><td>オイルフェンスの展張</td><td style="text-align: center;">6</td></tr> <tr><td>油回収（海上）</td><td style="text-align: center;">7</td></tr> <tr><td>付近住民への広報活動</td><td style="text-align: center;">8</td></tr> <tr><td>救護活動待機</td><td style="text-align: center;">9</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: center;">99</td></tr> </tbody> </table> <p>その他の項目〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救護活動 ・ 調査活動 	防災活動の概要	コード番号	消火	1	冷却	2	土のう積み等拡散防止措置	3	流出防止措置 (テーピング、プラグ打ち、フランジ増し締め等)	4	回収、除去、拡散	5	オイルフェンスの展張	6	油回収（海上）	7	付近住民への広報活動	8	救護活動待機	9	その他	99
防災活動の概要	コード番号																						
消火	1																						
冷却	2																						
土のう積み等拡散防止措置	3																						
流出防止措置 (テーピング、プラグ打ち、フランジ増し締め等)	4																						
回収、除去、拡散	5																						
オイルフェンスの展張	6																						
油回収（海上）	7																						
付近住民への広報活動	8																						
救護活動待機	9																						
その他	99																						
30 防災活動上の問題点	<p>自衛防災組織又は自衛消防組織等の防災活動において問題となった事項がある場合、次の事項別によりその概要を入力すること。</p> <p>①消防機関への通報 ②関係機関への情報提供 ③指揮本部等の設置運営 ④消火等の活動 ⑤二次災害に対する処置 ⑥教育・訓練 ⑦消火設備の作動状況 ⑧その他</p> <p>その他の項目〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土壤に流出した重油の回収状況の確認に困難を極めた。 ・ 用水路が暗きよになっているため、目視による確認が困難であった。 																						
31 行政措置	<p>発災施設及び関連施設等について消防法に基づく許可の取消し等の命令を行った場合は、施設ごとに項目欄に入力すること。</p> <p>なお、「その他」欄は、命令以外の措置をとったとき、その内容（警告、指示等）を（ ）内に入力すること。</p> <p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法第11条の5第1項・第2項 危険物の貯蔵・取扱基準遵守命令 ・ 法第12条第2項 製造所等の位置、構造及び設備の基準適合命令 ・ 法第12条の2第1項・第2項 製造所等の使用停止命令 ・ 法第12条の3第1項 製造所等の緊急使用停止命令 ・ 法第13条の2第5項 危険物取扱者免状の返納命令 ・ 法第13条の24第1項 危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任命令 ・ 法第14条の2第3項 予防規程変更命令 ・ 法第16条の3第3項・第4項 危険物施設についての応急措置命令 ・ 法第16条の5 資料提出命令、報告徴収命令 ・ 法第16条の6 無許可貯蔵等の危険物に対する措置命令 																						

32 定期点検等	<p>直近の定期点検、自主点検、保安検査、一体点検の実施日を入力すること。</p> <p>なお、漏れ試験等とは、地下タンク、地下埋設配管の漏れの有無に関する定期点検及び移動貯蔵タンクの水圧試験に係る定期点検をいう。また、一体点検とは、固定式の泡消火設備を設ける屋外タンク貯蔵所の泡の適正な放出を確認する一体的な点検をいう。</p>
33 当該施設に係る法令違反の有無	<p>日常的な管理状況等も含め、当該施設における法令違反の有無について、該当項目を選択すること。</p> <p>なお、法令違反のあった場合は、その概要と根拠条項を入力すること。</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第 10 条第 1 項 指定数量以上の危険物の無許可貯蔵・取扱い ・法第 10 条第 3 項 製造所等における危険物の貯蔵・取扱いの基準違反 ・法第 11 条第 1 項 製造所等の無許可設置、位置・構造及び設備の無許可変更 ・法第 11 条第 5 項 製造所等の完成検査前使用 ・法第 11 条第 6 項 製造所等の譲渡・引渡の届出義務違反 ・法第 11 条の 4 第 1 項 危険物の品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出義務違反 ・法第 12 条の 2 第 1 項・第 2 項 製造所等の使用停止命令違反 ・法第 12 条の 3 製造所等の緊急使用停止命令又は処分違反 ・法第 12 条の 6 製造所等の廃止の届出義務違反 ・法第 12 条の 7 危険物保安統括管理者の選解任届出義務違反 ・法第 13 条第 1 項 危険物保安監督者の選任義務違反 ・法第 13 条第 2 項 危険物保安監督者の選解任届出義務違反 ・法第 13 条第 3 項 製造所等における危険物取扱者以外の者の危険物の取扱い ・法第 13 条の 2 第 5 項 危険物取扱者免状返納命令違反 ・法第 14 条の 2 第 1 項 予防規程の作成認可の規定違反 ・法第 14 条の 2 第 3 項 予防規程の変更命令違反 ・法第 14 条の 3 第 1 項・第 2 項 保安検査受認義務違反 ・法第 14 条の 3 の 2 点検記録の作成及び保存の義務違反 ・法第 16 条 危険物の運搬基準違反 ・法第 16 条の 2 第 1 項 危険物取扱者の無乗車による危険物の移送 ・法第 16 条の 2 第 3 項 危険物取扱者免状携帯義務違反 ・法第 16 条の 3 第 2 項 製造所等における緊急事態虚偽通報 ・法第 16 条の 3 第 3 項・第 4 項 製造所等の応急措置命令違反 ・法第 16 条の 5 第 1 項 製造所等の立入検査等の拒否又は資料提出命令等違反 ・法第 16 条の 5 第 1 項 移動タンク貯蔵所の停止命令等違反
34 今後の対策	<p>事故発生原因、拡大原因又は防災活動等から得られた課題をもとに当該施設で自主的又は消防の指導により実施された対策について簡記すること。</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員の安全教育の実施 ・電気機器類の点検の実施
35 所見	<p>消防機関が事故から得た教訓、教訓をもとに消防機関としての取組むべきこと等について入力すること。</p> <p>[例]</p> <p>当該事業所に対し、従業員への教育及び吸殻の管理を徹底するよう指導したところであるが、今後、管内の他の事業所に対しても指導を行い、同種事故防止に努める必要がある。</p> <p>※危険物規制事務について管理・監督的立場にある方の意見を記載することが望ましい。</p>

人的要因の報告項目の入力要領

項目欄	入力要領
<p>41 誤った行為を行った（操作未実施の場合は正しい操作を行わなかった）理由</p>	<p>なぜ、誤った行為を行ったのかを入力すること（行為者又は不作為者からの調書に基づき、供述が得られなかった場合は推定される項目に基づき入力すること）。</p> <p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静電気火災に対する認識不足のため、アースをとらないでトルエンの移し替え作業を行った。 ・周囲の状況をよく確認せずに電気溶接作業を行ったため、溶接火花が周囲の可燃物に着火した。
<p>42 取扱者、立会者の経験年数等</p>	<p>(1) 危険物を取り扱った者が従業員（正社員／非正社員）か従業員以外かを選択すること。</p> <p>人的要因に基づく事故の場合に、事故原因となった危険物を実際に取扱った者の年齢及び当該取扱い行為や発災に関する作業の経験年月数を入力すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物を取扱った者の年齢：（ ）歳 ・発災に関する作業の経験年月数：（ ）年（ ）ヵ月 <p>当該取扱者が持つ免状の種類を選択すること。【複数選択可】</p> <p>甲種／乙種第1類／乙種第2類／乙種第3類／乙種第4類／乙種第5類／乙種第6類／丙種／無免許</p> <p>また、上記の免状が、取り扱った危険物に対して適正か否かを選択すること。</p> <p>(2) (1)の取扱者が無免許の場合、立ち会いを行った者について選択（入力）すること。</p> <p>立ち会いを行った者が従業員（正社員／非正社員）か従業員以外かを選択すること。</p> <p>人的要因に基づく事故の場合に、事故原因となった危険物の取扱いに立ち会った者の年齢及び発災に関する作業や立ち会いの経験年月数を入力すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立ち会いを行った者の年齢：（ ）歳 ・発災に関する作業の経験年月数：（ ）年（ ）ヵ月 <p>当該立会者が持つ免状の種類を選択すること。【複数選択可】</p> <p>甲種／乙種第1類／乙種第2類／乙種第3類／乙種第4類／乙種第5類／乙種第6類／丙種／無免許</p> <p>また、上記の免状が、取り扱った危険物に対して適正か否かを選択すること。</p>

<p>43 直近の保安講習目</p>	<p>危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者の保安講習の受講状況等を選択（入力）すること。</p> <p>(1) 受講状況の適・不適等 適／不適／対象外</p> <p>(2) 直近の受講年月日等</p> <p>① 継続して危険物の取扱作業に従事している場合 3年以内ごとに受講</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受講済（直近の受講年月日：（ ）） ・未受講（直近の受講年月日：（ ）） <p>② 新たに危険物の取扱作業に従事することとなった場合 1年以内の受講</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受講済（直近の受講年月日：（ ）） ・未受講（直近の受講年月日：（ ）） <p>③ 従事することとなった日から起算して過去2年以内に免状の交付を受けている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免状交付年月日：（ ） <p>④ 従事することとなった日から起算して過去2年以内に講習を受けている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受講年月日：（ ）
<p>44 保安教育の内容</p>	<p>(1) 1年以内に、発災に関係した者に実施した保安教育の回数を選択すること。 無／1回／2回／3回以上</p> <p>(2) (1)の保安教育の内容を選択（入力）すること。【複数選択可】 保安意識の高揚（保安方針等）／関係法令／社内規程／危険物の性質・取扱上の注意事項等／設備・機器の取扱に関する注意事項／事故事例・ヒヤリハット事例／異常時の対応方法／危険性評価法／危険予知訓練／その他（ ）</p> <p>(3) (2)の保安教育の効果の確認方法の内容を選択（入力）すること。【複数選択可】 無／筆記試験／アンケート調査／面談／その他（ ）</p>
<p>45 誤った行為の状況</p>	<p>誤った行為は初めてか否かを選択すること。否の場合は、その内容を入力すること。 初めて／初めてではない（ ）</p> <p>〔例〕・初めてではない（過去にも同様の誤操作を数回）</p>

腐食疲労等劣化の報告項目の入力要領

項目欄	入力要領
51 流出部位の詳細	<p>流出した部位の場所、設計板厚、腐食形状及び大きさについて、選択（入力）すること。</p> <p>① 場所 母材部／溶接部／その他（ ）</p> <p>② 設計板厚 （ ）ミリメートル</p> <p>③ 腐食形状 ピンホール／ピンホール以外</p> <p>④ 腐食の大きさ：（ ） 〔例〕直径1ミリメートル、4平方センチメートル</p>
52 流出部位の使用年月数	<p>流出部位の使用年月数を入力すること。 なお、流出部位に取替歴がある場合には、直近の取替日からの使用年月を入力すること。</p> <p>・使用年月数：（ ）年（ ）ヵ月／不明</p>
53 流出部位に係る直近の点検内容と経過年月数	<p>流出部位に係る直近の点検内容を選択（入力）し、その点検日からの経過年月を入力すること。</p> <p>・点検内容【複数選択可】 加圧法／減圧法／微加圧法／微減圧法／水圧／水張／放射線透過／磁粉探傷／浸透探傷／真空／その他（ ）</p> <p>・経過年月数：（ ）年（ ）ヵ月／不明</p>
54 日常の管理状況と異常覚知後の対応	<p>流出・拡散防止のために実施されている日常の管理について選択（入力）すること。 また、異常覚知後の対応について、選択（入力）すること。</p> <p>① 日常の管理内容【複数選択可】 無／漏えい検知装置確認／在庫確認／目視点検／その他（ ）</p> <p>② 日常管理の頻度 無／（ ）日に一度／不定期</p> <p>③ 異常覚知後の対応 無／漏れ試験により漏れを確認／目視により漏れ箇所を発見／その他（ ）</p>
55 腐食等劣化原因の調査	<p>実施した設置環境の調査項目について、選択（入力）すること。【複数選択可】</p> <p>無／管対地電位／土壌比抵抗／土質／地下水位／土壌水分含有率／水素イオン濃度／その他（ ）</p>
56 防食措置	<p>防食措置の内容について選択（入力）すること。</p> <p>(1) 埋設部</p> <p>① タンク本体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外面防食の種類 無／アスファルト／モルタル／エポキシ樹脂／タールエポキシ樹脂／ウレタンエラストマー樹脂／ガラス繊維強化プラスチック／その他（ ） ・内面防食の種類 無／強化プラスチック／その他（ ） ・電気防食の種類 無／流電陽極方式／外部電源方式／選択排流方式 <p>② 配管、機器等（タンク本体以外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外面防食の有無

	<p>無/有 ()</p> <p>※有の場合は防食剤の種類を入力すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気防食の種類 <p>無/流電陽極方式/外部電源方式/選択排流方式</p> <p>(2) 地上部 (埋設部以外)</p> <p>① タンク本体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水浸入防止剤の有無 <p>無/有 ()</p> <p>※有の場合は雨水浸入防止剤の種類を入力すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内面コーティングの種類 <p>無/エポキシ系塗装/タールエポキシ系塗装/ガラスフレーク /ガラス繊維強化プラスチック/その他 ()</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アニュラ板の裏面防食の種類 <p>無/アスファルトサンド/アスファルトモルタル/アスファルトコン クリート/オイルサンド/油散布/その他 ()</p> <ul style="list-style-type: none"> ・底板の裏面防食の種類 <p>無/アスファルトサンド/アスファルトモルタル/アスファルトコン クリート/オイルサンド/油散布/その他 ()</p> <p>② 配管、機器等 (タンク本体以外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外面防食の種類 <p>無/有 ()</p> <p>※有の場合は防食剤の種類を入力すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保温材の有無 <p>無/有</p>
--	--

交通事故の報告項目（移動タンク貯蔵所の単独事故に限る）の入力要領

項目欄	入力要領
61 事故を発生させた車両の詳細	<p>車名、シャシー製造に関するメーカー名（セミトレーラの場合はトラクタ部の会社名）及び艀装を行ったメーカー名を入力すること。 また、その車（セミトレーラの場合はトレーラ部）の使用年月数を入力すること。</p> <p>事故を発生させた車両の移動貯蔵タンクの緒元（タイプ・サイズ・内部構造・材質）を選択（入力）すること。</p> <p>① シャシー製造会社：（ ） ② 艀装会社：（ ） ③ 使用年月数：（ ）年（ ）カ月 ④ タンク諸元 ・タイプ だ円／円／角／特殊形状 ・サイズ： 前方から（ ）リットル、（ ）リットル、（ ）リットル、（ ）リットル、（ ）リットル、（ ）リットル、（ ）リットル、（ ）リットル、（ ）リットル 合計（ ）リットル ⑤ 材質 鋼／炭素鋼／ステンレス／アルミ／その他（ ） ⑥ 板厚：（ ）ミメートル</p>
62 道路状況	<p>道路状況を選択（入力）すること。【複数選択可】</p> <p>直線／カーブ／平坦／坂／乾いていた／濡れていた／凍っていた／アスファルト／コンクリート／砂利道／その他（ ）</p>
63 乗務経験年数	<p>事故を起こした運転手の当該車両への乗務経験年月数を入力すること。 乗務経験年月数：（ ）年（ ）カ月</p>
64 連続運転時間	<p>(1) 事故前の連続運転時間及び当日の運転時間合計（途中の休憩を除く。）について入力すること。</p> <p>・連続運転時間：（ ）時間 ・運転時間合計：（ ）時間</p> <p>—</p> <p>(2) 運転手の運転時間が長時間になることを想定して、交代要員を準備していたか否かについて選択すること。</p> <p>—</p> <p>(3) その他、長時間乗務が恒常化している等の違反があれば入力すること。</p> <p>〔例〕・月に10日程度は1日に10時間を超える乗務をしていた。</p>
65 積載状況	<p>積み荷の積載状況について入力すること。</p> <p>第1室：（ ）（ ）リットル、第2室：（ ）（ ）リットル、 第3室：（ ）（ ）リットル、第4室：（ ）（ ）リットル、 第5室：（ ）（ ）リットル、第6室：（ ）（ ）リットル、 第7室：（ ）（ ）リットル、第8室：（ ）（ ）リットル、 第9室：（ ）（ ）リットル、第10室：（ ）（ ）リットル 合計（ ）リットル 〔例〕第1室：（ガソリン）（3000）リットル</p>
66 消防隊が積み荷の品名等を特定した方法	<p>消防隊が積み荷の品名等を特定した方法を選択（入力）すること。</p> <p>運転手からの情報／表示板／イエローカード／その他（ ）</p>
67 イエローカードの有無	<p>イエローカードの有無を選択すること。</p>

68 「危」の標識の有無	「危」の標識の有無を選択すること。
69 移動貯蔵タンクの状況	材質、破損状況等を入力すること。 [例] ・4室構造(4キロットル×4室)の第2室の側板が縦5センチメートル横2センチメートルにわたって亀裂、損傷材質は、鋼板3.2ミリメートル
70 運行の状況	(1) 事故時の運行予定ルート(出発地、中継地、最終目的地)を入力すること。 [例] ・〇〇県〇〇市から運行、〇〇県〇〇市で荷積みし、〇〇県〇〇市周辺で荷降ろしし、帰社 (2) 発災場所の通行経験を選択(入力)すること。 経験有の場合には、経験状況を入力すること。 初めて/経験有() [例] 経験有(過去1ヵ月に〇回) 経験有(過去半年に〇回) 経験有(過去1年に〇回)

別表第1 施設装置名称コード表

施設・装置名称		コード番号	施設・装置名称		コード番号			
共	低圧湿式ガスホルダ	1101	石油精製工業	常圧蒸留装置	2101			
	低圧乾式ガスホルダ	1102		減圧蒸留装置	2102			
	高圧ガスホルダ（球形、円筒形）	1103		精製装置	2103			
	固定屋根式（地上）タンク	1201		分解装置	2104			
	浮屋根式（地上）タンク	1202		溶剤抽出装置	2105			
	固定屋根付浮屋根（地上）タンク	1203		重油直接脱硫装置	2106			
	円筒横置型（地上）タンク	1204		重油間接脱硫装置	2107			
	地中タンク	1205		水添脱硫装置	2108			
	岩盤タンク	1206		改質装置	2109			
	海上タンク	1207		硫黄回収装置	2110			
	屋内タンク	1208		ガス回収装置	2112			
	地下タンク	1209		水素製造装置	2113			
	簡易タンク	1210		潤滑油製造装置	2114			
	その他のタンク	1299		パラフィン製造装置	2115			
	タンク専用室	1301		脱ろう装置	2116			
	貯蔵倉庫	1302		アルキル化装置	2117			
	移動貯蔵タンク	1303		アスファルト製造装置	2118			
				脱塩装置	2119			
				その他	2999			
	通	海上入出荷施設		1401	ガス工業（ガス事業）	コークス炉	3101	
		ローリー充てん施設		1402		ガス発生炉	3102	
		ドラム充てん施設		1403		ナフサ改質装置	3103	
		貨車充てん施設		1404		水素化分解炉	3104	
		ボンベ充てん施設		1405		ガス改質装置	3105	
		冷凍施設		1501		ガス精製装置	3106	
		空気、不活性ガス施設		1502		タール蒸留装置	3107	
		自家発電施設		1503		ベンゾール精製装置	3108	
		受変電施設		1504		熱調調整装置	3109	
		ボイラー施設		1505		気化装置	3110	
		電解施設		1506		ガス圧縮機	3111	
		制御計測室		1507		その他	3999	
		蒸気発生施設		1508				
		配電施設		1509				
通		廃ガス燃焼装置	1601	電力事業		発電装置	4101	
		廃液、排水処理施設	1602			変圧装置	4102	
		排煙脱硫装置	1603			開閉装置	4103	
		集塵装置	1604			その他	4999	
		焼却装置	1605					
		脱湿装置	1606					
		フレアスタック	1607					
		事務所等	1701			有機化学工業	【エチレン系製品】	
		試験研究施設	1702				エチレン製造装置	5101
		分析、試験装置	1703				ポリエチレン製造装置	5102
		自動車等の点検、整備作業場	1704				エチレンオキサイド・エチレングリコール製造装置	5103
		洗浄作業場	1705				エタノール製造装置	5104
		販売店舗等	1706				アセトアルデヒド製造装置	5105
		配合室	1707				酢酸、酢酸エチル、酢酸ブチル製造装置	5106
							塩化ビニル製造装置	5107
			スチレンモノマー製造装置	5108				
			ポリスチレン製造装置	5109				
			α-オレフィン製造装置	5110				
			その他のエチレン系製品製造装置	5199				

施設・装置名称		コード番号	施設・装置名称	コード番号	
有機化学工業	【プロピレン系製品】		【鉄鋼】		
	プロピレン製造装置	5202	高炉、電気炉等金属溶接装置	6102	
	ポリプロピレン製造装置	5203	熱間圧延装置	6103	
	オクタノール製造装置	5204	冷間圧延装置	6104	
	アセトン製造装置	5205	洗浄装置	6105	
	プロピレンオキサイド製造装置	5206	メッキ装置	6106	
	プロピレングリコール製造装置	5207	鋳造装置	6107	
	ポリプロピレングリコール製造装置	5208	鍛造装置	6108	
	メチルエチルケトン(MEK)製造装置	5209	管製造装置	6109	
	アクリル酸エステル製造装置	5210	電線、ケーブル製造装置	6110	
	その他プロピレン系製品製造装置	5299	その他	6199	
	【合成ゴム】		無機化学工業	ソーダ製造施設	7101
	ブタジエン製造装置	5301		電炉	7102
	スチレン・ブタジエン・ラバー(SBR)製造装置	5302		無機顔料製造施設	7103
	ポリブタジエン・ラバー(BR)製造装置	5303		圧縮ガス・液化石油ガス製造施設	7104
	クロロレン・ラバー(CR)製造装置	5304		塩製造施設	7105
	エチレン・プロピレン・ジエン・メチレン(EPDM)製造装置	5305	その他	その他	7199
	ニトリル・ブタジエン・ラバー(NBR)製造装置	5306			
	ポリイソブレン・ラバー(IR)製造装置	5307	その他		9999
	イソブレン・イソブチレン・ラバー(IIR)装置	5308			
	その他の合成ゴム系製造装置	5399			
	【芳香族系化合物】				
	ベンゼン・トルエン・キシレン(BTX)製造装置	5401			
	フェノール製造装置	5402			
	トリレンジイソシアネート(TDI)製造装置	5403			
	ジフェニルメタンジイソシアネート(MDI)装置	5404			
	無水マレイン酸製造装置	5405			
無水フタル酸製造装置	5406				
その他の芳香族系化合物製造装置	5499				
【その他】					
アンモニア製造装置	5901				
メタノール製造装置	5902				
ブタノール製造施設	5903				
n-パラフィン・アルキルベンゼン製造施設	5905				
高級アルコール製造装置	5906				
エンジニアリングプラスチック製造施設	5910				
アジピン酸製造施設	5911				
その他の合成樹脂製造装置	5959				
その他	5999				

別表第3 発生箇所部位部品名称コード表

部位部品名称		コード番号	部位部品名称	コード番号
機器等本体	タンク側板	101	安全弁	301
	タンク底板	102	破裂板	302
	タンク屋根板	103	ベント管、ブロー管、放出管	303
	ポンツーン	104	通気管	304
	塔槽類本体	105	マンホール	305
	本体溶接部	106	覗き窓	306
	本体に係るボルト、ナット、リベット	107	指示計器	307
	容器本体	108	レベルゲージ	308
			液面計	309
	その他の機器等本体	199	保温材、ヒーター	311
付属配管・ダクト及び接続部	管継手（ダクトを含む）	201	ヒーティングコイル	312
	フレキシブル管継手（ダクトを含む）	202	バーナー	313
	スチームトラップ	203	タンク浮屋根シール	314
	開閉弁	204	ラダー（廻りはしご等）	315
	制御弁	205	主要部位の架台、サポート	316
	逆止弁	206	その他の部位	399
	緊急遮断弁	207		
	ドレンノズル	208	電動機	401
	ストレーナー	209	配線、スイッチ類	402
	ドレンバルブ	210	制御盤	403
	ホース（給油、注油及び注入ホースを除く）	211	計測盤	404
	フレームアレスタ	212	接地	405
	パッキング	213	その他の部品	499
	配管の保温材、ヒーター	214		
	配管のボンディング、接地	215		
	配管の架台、サポート	217		
	その他の附属配管等	299		
			ベルト、チェーン	901
			ローラー	902
			軸受	903
			計量口	904
			タンクの注入口	905
			車両の給油口	906
			給油管等	907
			給油（注油）ホース	908
			給油（注油）ノズル	909
			フィルター	910
		その他	999	

別表第4 運転・作業状況コード

運転状況	コード番号	作業状況	コード番号
定常運転中	01	運転操作中	01
スタートアップ中	02	定期修理中	02
シャットダウン中	03	不定期修理中	03
緊急操作中	04	サンプリング中	04
停止中	05	点検中	05
休止中	06	計測作業中	06
貯蔵・保管中	07	新規建設工事中	07
給油中	08	改造工事中	08
受入中	09	廃止解体工事中	09
払出中	10	監視中	10
運搬中	11	洗浄中	11
荷積中	12	充填中	12
荷卸中	13	小分け・詰替中	13
試運転中	14	抜取中	14
新規建設中	15	原料仕込み中	15
改造中	16		
廃止解体中	17	その他	99
移送中	18		
その他	99		

危険物に係る事故及びコンビナート等特別防災区域における事故の報告書入力要領

項目欄	入力要領
0 年 都道府県コード 消防本部コード	オフライン事故情報作成ソフトを利用される場合は、登録年及び都道府県コード並びに消防本部コードを半角で入力すること。 * オンラインシステムで入力する場合は必要なし。
1 事故名	火災、爆発、流出、破損等の種類及び事故の発生原因・状況が明らかとなるように簡潔な表現方法を用いて50文字程度以内で入力すること。また、できる限り以下の並びとすること。 〔事故発生施設装置等〕の〔施設・装置名称〕及び〔機器等名称〕並びに発生箇所・原因〕+ (危険物名) + (火災または流出) 〔例〕 ・地下タンクからボイラーへの埋設配管の腐食による重油の流出 ・一般取扱所において、ドラム缶から携行缶に移し替え中に静電気によりガソリンが着火したことによる火災 ・タンク受入れ配管をビッグでクリーニング中、工事中の火気によりビッグ出口で爆発 ・屋外タンクに接続したボイラー（一般取扱所非該当）のサービスタンクのプロートスイッチ故障による重油の流出 ・給油取扱所で誤注入されたガソリン入り灯油の販売
2 事故種別	(1) 該当種別を選択すること。事故種別は次のとおり。 1 爆発：化学的变化による爆発の一つの形態であり、急速に進行する化学反応によって多量のガスと熱とを発生し、爆鳴・火災及び破壊作用を伴う爆発現象及び物理的变化による爆発現象をいう。 2 火災：人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするものをいう。 3 流出：危険物の漏えい、漏れ、溢れ、飛散、流出又は噴出等をいう。なお、石油コンビナート等災害防止法（以下「石炭法」という。）に定める特定事業所においては、危険物のほか高圧ガス、指定可燃物、可燃性ガス、毒物又は劇物の漏えいを含む。 また、製造所等に配管で接続された少量危険物施設等において、明らかに指定数量以上の危険物が流出し、又は焼失したものと認められる場合には、当該製造所等の事故（流出）として扱う。 4 破損：製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準が適用されている部分における破損（亀裂、損傷、破壊等）をいう。なお、特定事業所においては、危険物のほか高圧ガス、指定可燃物、可燃性ガス、毒物又は劇物に係る関係法令等によって、当該物質を貯蔵又は取扱う施設の構造及び設備の基準が適用される部分における破損（亀裂、損傷又は破壊等）をいう。 5 その他：上記1～4に該当しないものをいう。なお、この場合（ ）内にその内容を簡記すること。 6 コンタミ：製造所等の危険物タンクで油種が違うものが混じった場合をいう。給油取扱所において、販売の有無に関わらずコンタミが判明した場合は、コンタミ事故として取り扱うこと。 また、腐食疲労等劣化等により水が混入した場合（水コンタミ）にあつては、破損又はその他の事故として取り扱うこと。 * 移動タンク貯蔵所の交通事故について、1～4に該当しないものは入力の必要はない。

危険物に係る事故及びコンビナート等特別防災区域における事故の報告書入力要領

項目欄	入力要領
0 年 都道府県コード 消防本部コード	オフライン事故情報作成ソフトを利用される場合は、登録年及び都道府県コード並びに消防本部コードを半角で入力すること。 * オンラインシステムで入力する場合は必要なし。
1 事故名	火災、爆発、流出、破損等の種類及び事故の発生原因・状況が明らかとなるように簡潔な表現方法を用いて50文字程度以内で入力すること。また、できる限り以下の並びとすること。 〔事故発生施設装置等〕の〔施設・装置名称〕及び〔機器等名称〕並びに発生箇所・原因〕+ (危険物名) + (火災または流出) 〔例〕 ・地下タンクからボイラーへの埋設配管の腐食による重油の流出 ・一般取扱所において、ドラム缶から携行缶に移し替え中に静電気によりガソリンが着火したことによる火災 ・タンク受入れ配管をビッグでクリーニング中、工事中の火気によりビッグ出口で爆発 ・屋外タンクに接続したボイラー（一般取扱所非該当）のサービスタンクのプロートスイッチ故障による重油の流出 ・給油取扱所で誤注入されたガソリン入り灯油の販売
2 事故種別	(1) 該当種別を選択すること。事故種別は次のとおり。 1 爆発：化学的变化による爆発の一つの形態であり、急速に進行する化学反応によって多量のガスと熱とを発生し、爆鳴・火災及び破壊作用を伴う爆発現象及び物理的变化による爆発現象をいう。 2 火災：人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするものをいう。 3 流出：危険物の漏えい、漏れ、溢れ、飛散、流出又は噴出等をいう。なお、石油コンビナート等災害防止法（以下「石炭法」という。）に定める特定事業所においては、危険物のほか高圧ガス、指定可燃物、可燃性ガス、毒物又は劇物の漏えいを含む。 また、製造所等に配管で接続された少量危険物施設等において、明らかに指定数量以上の危険物が流出し、又は焼失したものと認められる場合には、当該製造所等の事故（流出）として扱う。 4 破損：製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準が適用されている部分における破損（亀裂、損傷、破壊等）をいう。なお、特定事業所においては、危険物のほか高圧ガス、指定可燃物、可燃性ガス、毒物又は劇物に係る関係法令等によって、当該物質を貯蔵又は取扱う施設の構造及び設備の基準が適用される部分における破損（亀裂、損傷又は破壊等）をいう。 5 その他：上記1～4に該当しないものをいう。なお、この場合（ ）内にその内容を簡記すること。 〔例〕ガソリン入り灯油の販売 給油取扱所で灯油用固定注油設備を通じて、ガソリンが混入した灯油を販売したとき。この場合、（コンタミ）と入力する。 * 移動タンク貯蔵所の交通事故について、1～4に該当しないものは入力の必要はない。 * 少量危険物施設の場合、石炭法上の異常現象でなければ入力の必要はない（製造所等に配管で接続された少量危険物施設等において、明らかに指定数量以上の危険物が流出した場合を除く。）。

	<p>* 少量危険物施設の場合、石炭法上の異常現象でなければ入力する必要はない（製造所等に配管で接続された少量危険物施設等において、明らかに指定数量以上の危険物が流出した場合を除く。）。</p> <p>(2) 石油コンビナート等特別防災区域における事故の場合は、異常現象に該当、非該当を選択すること。</p> <p>事故種別の2以上が発生した場合のうち、爆発及び火災の双方が発生した場合は、発端となった形態を（主）に、引き続き発生した形態を（従）に選択すること。それ以外の場合は（主）のみを選択すること。</p> <p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・爆発後に延焼した場合 （主）に爆発、（従）に火災を選択する。 ・配管のピンホール部分から油漏れが発生し、火災となった場合 （主）に火災を選択すること。 ・移動タンク貯蔵所が横転しタンク側面に亀裂が生じ、積載していた灯油が流出した場合 （主）に流出を選択すること。 ・固定給油設備に乗用車が衝突し破損した場合 （主）に破損を選択すること 									
3 発生	<p>消防機関が事故を覚知した日時を入力すること。 発生から処理完了まで長時間を要する事案の場合、覚知日時を基準とし、報告する。</p> <p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流出発生H20年12月1日(推定)、覚知H21年1月1日、処理完了2月1日 H21年第1四半期の事故報告で報告のこと 									
4 発見	<p>事故を発見した日時を入力すること。</p>									
5 覚知	<p>消防機関が事故を覚知した日時を入力すること。 発生から処理完了まで長時間を要する事案の場合、覚知日時を基準とし、報告する。</p> <p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流出発生H20年12月1日(推定)、覚知H21年1月1日、処理完了2月1日 H21年第1四半期の事故報告で報告のこと 									
6 鎮圧・応急措置完了	<p>事故種別に応じて、次のとおり現場の最高指揮者（消防機関の職員）が認定した日時を入力すること。</p> <p>(1) 火災：火勢が防ぎよ下に入り、拡大の危険がなくなった。 (2) その他の事故：応急措置が完了した。（流出事故の場合、流出防止措置が完了した。）。</p>									
8 覚知別	<p>消防機関が事故を覚知した方法の該当する区分を選択（入力）すること。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>覚知方法区分</td></tr> <tr><td>119</td></tr> <tr><td>無線</td></tr> <tr><td>ホットライン</td></tr> <tr><td>警察電話</td></tr> <tr><td>駆付</td></tr> <tr><td>事後聞知</td></tr> <tr><td>一般加入</td></tr> <tr><td>その他</td></tr> </table> <p>なお、「その他」の場合は、（ ）内にその内容を入力すること。</p>	覚知方法区分	119	無線	ホットライン	警察電話	駆付	事後聞知	一般加入	その他
覚知方法区分										
119										
無線										
ホットライン										
警察電話										
駆付										
事後聞知										
一般加入										
その他										
9 気象状況	<p>天気・風向について、天気区分及び風向区分を選択すること。</p>									

	<p>(2) 石油コンビナート等特別防災区域における事故の場合は、異常現象に該当、非該当を選択すること。</p> <p>事故種別の2以上が発生した場合のうち、爆発及び火災の双方が発生した場合は、発端となった形態を（主）に、引き続き発生した形態を（従）に選択すること。それ以外の場合は（主）のみを選択すること。</p> <p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・爆発後に延焼した場合 （主）に爆発、（従）に火災を選択する。 ・配管のピンホール部分から油漏れが発生し、火災となった場合 （主）に火災を選択すること。 ・移動タンク貯蔵所が横転しタンク側面に亀裂が生じ、積載していた灯油が流出した場合 （主）に流出を選択すること。 ・固定給油設備に乗用車が衝突し破損した場合 （主）に破損を選択すること 									
3 発生	<p>事故が発生した日時を入力し、推定、確定、不明の別を選択すること。 不明を選択した場合は、入力の必要はない。 なお、時刻については、24時間表示にすること（以下同じ。）。</p>									
4 発見	<p>事故を発見した日時を入力すること。</p>									
5 覚知	<p>消防機関が事故を覚知した日時を入力すること。 発生から処理完了まで長時間を要する事案の場合、覚知日時を基準とし、報告する。</p> <p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流出発生H20年12月1日(推定)、覚知H21年1月1日、処理完了2月1日 H21年第1四半期の事故報告で報告のこと 									
6 鎮圧・応急措置完了	<p>事故種別に応じて、次のとおり現場の最高指揮者（消防機関の職員）が認定した日時を入力すること。</p> <p>(1) 火災：火勢が防ぎよ下に入り、拡大の危険がなくなった。 (2) その他の事故：応急措置が完了した。（流出事故の場合、流出防止措置が完了した。）。</p>									
7 鎮火・処理完了	<p>事故種別に応じて、次のとおり現場の最高指揮者が認定した日時とすること。</p> <p>(1) 火災：再燃のおそれなくなった。 (2) 上記（1）以外の事故：全ての処理が完了した。</p>									
8 覚知別	<p>消防機関が事故を覚知した方法の該当する区分を選択（入力）すること。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>覚知方法区分</td></tr> <tr><td>119</td></tr> <tr><td>無線</td></tr> <tr><td>ホットライン</td></tr> <tr><td>警察電話</td></tr> <tr><td>駆付</td></tr> <tr><td>事後聞知</td></tr> <tr><td>一般加入</td></tr> <tr><td>その他</td></tr> </table> <p>なお、「その他」の場合は、（ ）内にその内容を入力すること。</p>	覚知方法区分	119	無線	ホットライン	警察電話	駆付	事後聞知	一般加入	その他
覚知方法区分										
119										
無線										
ホットライン										
警察電話										
駆付										
事後聞知										
一般加入										
その他										
9 気象状況	<p>天気・風向について、天気区分及び風向区分を選択すること。 天気区分：快晴、晴、曇、煙霧、砂じんあらし、地ふぶき、霧、霧雨、雨、みぞれ、雪、あられ、ひょう、雷雨、不明 風向区分：無風状態、北、北北東、北東、東北東、東、東南東、南東、南南東、南、南南西、南西、西南西、西、西北西、北西、北北西、風向不明 風速・気温・相対湿度については、火災報告取扱要領によること。</p>									

		<p>天気区分：快晴、晴、曇、煙霧、砂じんあらし、地ふぶき、霧、霧雨、雨、みぞれ、雪、あられ、ひょう、雷雨、不明</p> <p>風向区分：無風状態、北、北北東、北東、東北東、東、東南東、南東、南南東、南、南南西、南西、西南西、西、西北西、北西、北北西、風向不明</p> <p>風速・気温・相対湿度については、火災報告取扱要領によること。</p>				
10 発生事業所	(1) 名称等	<p>「〇〇株式会社〇〇工場」のように事業所名称の全てを入力すること。</p> <p>なお、特定事業所の場合には、事業所名称の後に「石油コンビナート等実態調査入力要領」に定める特定事業所の団体コードを併記すること。</p> <p>〔例〕 □□株式会社□□工場 123456</p> <p>また、事故の発生した事業所が、合同事業所（「石油コンビナート等災害防止法の運用について」（昭和52年7月22日付け消防地第124号 52立局第466号 建設省都防発第62号）第1、2により、一の事業所とされている事業所をいう。）を構成する事業所である場合（合同事業所の主たる事業所である場合を除く。）にあつては、事故の発生した事業所の名称の後に主たる事業所の名称を（ ）書きで入力すること。</p> <p>〔例〕 △株式会社△△工場（□□株式会社□□工場 123456）</p>				
	(2) 種別	<p>発生事業所が、石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）内であるかどうかについて該当する項目を選択すること。</p> <table border="1"> <tr> <td>特別防災区域内</td> <td>発生事業所が、石災法第2条第2号に規定する特別防災区域内に存している場合</td> </tr> <tr> <td>特別防災区域外</td> <td>上記以外の場合</td> </tr> </table> <p>当該区域が特別防災区域内である場合は、下記該当項目を選択すること。</p> <p>①レイアウト：石災法第2章に規定するレイアウト対象の事業所</p> <p>②第1種：石災法第2条第4号に規定する事業所（①を除く。）</p> <p>③第2種：石災法第2条第5号に規定する事業所</p> <p>④その他：①～③以外の事業所</p> <p>なお、事故の発生した事業所が、合同事業所を構成する事業所である場合にあつては、合同事業所としての種別を選択すること。</p>	特別防災区域内	発生事業所が、石災法第2条第2号に規定する特別防災区域内に存している場合	特別防災区域外	上記以外の場合
特別防災区域内	発生事業所が、石災法第2条第2号に規定する特別防災区域内に存している場合					
特別防災区域外	上記以外の場合					
	(3) 業態	<p>火災報告取扱要領別表第2「業態別分類表」により分類し、業務例示を参考にして選択すること。</p>				
	(4) 事業の概要	<p>事業所の名称によって事業の概要を知ることの出来ない場合に入力するものとし、事業の概要が明らかとなるよう簡潔に入力すること。</p> <p>〔例〕 ・エチレン、プロピレン、塩素等を原料とし、酸化エチレン、酸化プロピレン及びその誘導体を製造</p> <p>・油圧鋳造機ほかの機械設備によりアルミ製自動車部品を製造</p>				
	(5) 従業員数	<p>事業所に所属する従業員（常時事業所内で業務に従事する派遣社員、アルバイト社員等を含む。）の数を選擇すること。</p> <p>従業員とは、事故発生時に事故発生事業所に所属する従業員（総合職・技能職・一般職等全ての職種を含む。）とし、子会社、関連会社の社員等であっても、常時事業所内で業務に従事する者を含む。ただし、このなかには施設の保守、改修等のために一時的に事業所内で作業する者は含まない。</p> <p>1：10人以下 2：11人～20人 3：21人～30人 4：31人～40人 5：41人～50人 6：51人～100人 7：101人～300人 8：301人以上</p>				

10 発生事業所	(1) 名称等	<p>「〇〇株式会社〇〇工場」のように事業所名称の全てを入力すること。</p> <p>なお、特定事業所の場合には、事業所名称の後に「石油コンビナート等実態調査入力要領」に定める特定事業所の団体コードを併記すること。</p> <p>〔例〕 □□株式会社□□工場 123456</p> <p>また、事故の発生した事業所が、合同事業所（「石油コンビナート等災害防止法の運用について」（昭和52年7月22日付け消防地第124号 52立局第466号 建設省都防発第62号）第1、2により、一の事業所とされている事業所をいう。）を構成する事業所である場合（合同事業所の主たる事業所である場合を除く。）にあつては、事故の発生した事業所の名称の後に主たる事業所の名称を（ ）書きで入力すること。</p> <p>〔例〕 △株式会社△△工場（□□株式会社□□工場 123456）</p>				
	(2) 種別	<p>発生事業所が、石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）内であるかどうかについて該当する項目を選択すること。</p> <table border="1"> <tr> <td>特別防災区域内</td> <td>発生事業所が、石災法第2条第2号に規定する特別防災区域内に存している場合</td> </tr> <tr> <td>特別防災区域外</td> <td>上記以外の場合</td> </tr> </table> <p>当該区域が特別防災区域内である場合は、下記該当項目を選択すること。</p> <p>①レイアウト：石災法第2章に規定するレイアウト対象の事業所</p> <p>②第1種：石災法第2条第4号に規定する事業所（①を除く。）</p> <p>③第2種：石災法第2条第5号に規定する事業所</p> <p>④その他：①～③以外の事業所</p> <p>なお、事故の発生した事業所が、合同事業所を構成する事業所である場合にあつては、合同事業所としての種別を選択すること。</p>	特別防災区域内	発生事業所が、石災法第2条第2号に規定する特別防災区域内に存している場合	特別防災区域外	上記以外の場合
特別防災区域内	発生事業所が、石災法第2条第2号に規定する特別防災区域内に存している場合					
特別防災区域外	上記以外の場合					
	(3) 業態	<p>火災報告取扱要領別表第2「業態別分類表」により分類し、業務例示を参考にして選択すること。</p>				
	(4) 事業の概要	<p>事業所の名称によって事業の概要を知ることの出来ない場合に入力するものとし、事業の概要が明らかとなるよう簡潔に入力すること。</p> <p>〔例〕 ・エチレン、プロピレン、塩素等を原料とし、酸化エチレン、酸化プロピレン及びその誘導体を製造</p> <p>・油圧鋳造機ほかの機械設備によりアルミ製自動車部品を製造</p>				
	(5) 従業員数	<p>事業所に所属する従業員（常時事業所内で業務に従事する派遣社員、アルバイト社員等を含む。）の数を選擇すること。</p> <p>従業員とは、事故発生時に事故発生事業所に所属する従業員（総合職・技能職・一般職等全ての職種を含む。）とし、子会社、関連会社の社員等であっても、常時事業所内で業務に従事する者を含む。ただし、このなかには施設の保守、改修等のために一時的に事業所内で作業する者は含まない。</p> <p>1：10人以下 2：11人～20人 3：21人～30人 4：31人～40人 5：41人～50人 6：51人～100人 7：101人～300人 8：301人以上</p>				
	うち正社員の割合	<p>事業所に所属する従業員のうち正社員（派遣社員、アルバイト社員等は含まない）の割合を選択すること。</p> <p>1：30%以下 2：30%を超え40%以下 3：40%を超え50%以下 4：50%を超え60%以下 5：60%を超え70%以下 6：70%を超え80%以下 7：80%を超え90%以下 8：90%を超え100%以下</p>				

	うち 正社員の割合	事業所に所属する従業員のうち正社員（派遣社員、アルバイト社員等は含まない）の割合を選択すること。 1:30%以下 2:30%を超え40%以下 3:40%を超え50%以下 4:50%を超え60%以下 5:60%を超え70%以下 6:70%を超え80%以下 7:80%を超え90%以下 8:90%を超え100%以下
11 発生場所	(1)所在地 (2)区分	事故の発生した場所の地番まで入力すること。 事故の発生場所が事業所内又は事業所外であるかについて選択すること。 「事業所内」は、石災法第2章の適用を受けるレイアウト対象の事業所（事故の発生した事業所が合同事業所を構成する事業所である場合であって当該合同事業所がレイアウト対象の事業所である場合を含む。）であるとき、該当する施設地区を選択すること。 施設地区：製造施設地区、貯蔵施設地区、入出荷施設地区、用役施設地区、事務管理施設地区、その他施設地区 「事業所外」は、当該場所が海上、陸上又はその他（河川、湖沼）のうち該当する項目を選択すること。 「10 発生事業所」欄で種別が特別防災区域内である場合は、その区域名を入力すること。
12 施設装置	(1)名称 (2)能力	別表第1「施設装置名称コード表」により、事故が発生した施設又は装置の名称及びそのコード番号を選択すること。この場合、「その他」となるときは内容を(2)の能力欄に簡記すること。なお、装置等のとらえ方が困難な場合は、入力を要しない。 装置等の処理能力（キロリットル/日、トン/時）、消費量（リットル/時）、容量（リットル）等を入力すること。 〔例〕・常圧蒸留装置 15,000 キロリットル/日 ・ボイラー施設 350 トン/時 〔地下タンク貯蔵所、給油取扱所の場合の入力例〕 ・地下タンク貯蔵所の場合、名称欄に地下タンク（1209）を選択、能力欄にタンク容量を入力 ・給油取扱所の場合、名称欄にその他（9999）を選択し、能力欄に給油取扱所である旨及びタンク容量を入力 ※ 固定給油（注油）設備、印刷機等の施設内の機器については、次の「13 機器等」で入力すること。
13 機器等	(1)名称 (2)規模 (3)温度・圧力	事故に係る機器等について、別表第2「機器等名称コード表」により選択すること。この場合、「その他」となるときは内容を簡記すること。 〔例〕・地下貯蔵タンクの場合、名称は「貯槽（タンク）」を選択する。 容量、寸法、能力等（直径〇〇ミリメートル、高さ〇〇ミリメートル、容量〇〇リットル）を入力すること。 〔例〕・地下貯蔵タンクの場合 直径1,300 ミリメートル、全長3,800 ミリメートル、容量5,000 リットル 発災時に当該機器等又は取り扱っていた物質の温度及び圧力（メガパスカル）とすること。ただし、常温、常圧の場合は、各チェックボックスにチェックをすること。

11 発生場所	(1)所在地 (2)区分	事故の発生した場所の地番まで入力すること。 事故の発生場所が事業所内又は事業所外であるかについて選択すること。 「事業所内」は、石災法第2章の適用を受けるレイアウト対象の事業所（事故の発生した事業所が合同事業所を構成する事業所である場合であって当該合同事業所がレイアウト対象の事業所である場合を含む。）であるとき、該当する施設地区を選択すること。 施設地区：製造施設地区、貯蔵施設地区、入出荷施設地区、用役施設地区、事務管理施設地区、その他施設地区 「事業所外」は、当該場所が海上、陸上又はその他（河川、湖沼）のうち該当する項目を選択すること。 「10 発生事業所」欄で種別が特別防災区域内である場合は、その区域名を入力すること。
12 施設装置	(1)名称 (2)能力	別表第1「施設装置名称コード表」により、事故が発生した施設又は装置の名称及びそのコード番号を選択すること。この場合、「その他」となるときは内容を(2)の能力欄に簡記すること。なお、装置等のとらえ方が困難な場合は、入力を要しない。 装置等の処理能力（キロリットル/日、トン/時）、消費量（リットル/時）、容量（リットル）等を入力すること。 〔例〕・常圧蒸留装置 15,000 キロリットル/日 ・ボイラー施設 350 トン/時 〔地下タンク貯蔵所、給油取扱所の場合の入力例〕 ・地下タンク貯蔵所の場合、名称欄に地下タンク（1209）を選択、能力欄にタンク容量を入力 ・給油取扱所の場合、名称欄にその他（9999）を選択し、能力欄に給油取扱所である旨及びタンク容量を入力 ※ 固定給油（注油）設備、印刷機等の施設内の機器については、次の「13 機器等」で入力すること。
13 機器等	(1)名称 (2)規模 (3)温度・圧力	事故に係る機器等について、別表第2「機器等名称コード表」により選択すること。この場合、「その他」となるときは内容を簡記すること。 〔例〕・地下貯蔵タンクの場合、名称は「貯槽（タンク）」を選択する。 容量、寸法、能力等（直径〇〇ミリメートル、高さ〇〇ミリメートル、容量〇〇リットル）を入力すること。 〔例〕・地下貯蔵タンクの場合 直径1,300 ミリメートル、全長3,800 ミリメートル、容量5,000 リットル 発災時に当該機器等又は取り扱っていた物質の温度及び圧力（メガパスカル）とすること。ただし、常温、常圧の場合は、各チェックボックスにチェックをすること。

14 発生箇所	(1)名称	別表第3「発生箇所部位部品名称コード表」により選択すること。 〔例〕 ・油を地下タンクに貯蔵するためポンプにて送油したが、地下タンクの残量を確認せずに行ったため通気管より流出・・・「通気管」と入力 ・給油取扱所の送油配管の腐食によるガソリンの流出・・・「給油管等」と入力 ・給油取扱所の固定給油（注油）設備のホースの破裂により流出・・・「給油（注油）ホース」と入力 ・移動タンク貯蔵所からポリ容器に灯油を充填中、注油ホースから注油ノズルが脱落し、灯油が流出・・・「給油（注油）ノズル」と入力						
	(2)材質	発生箇所部位部品の主たる材質を次表に基づき選択（入力）すること。 ステンレス、アルミニウム、特殊合金、ガラス、鋼鉄、鋳鉄、銅、パーライト、合成樹脂、FRP、コンクリート、石綿、木材、ゴム紙、その他（ ） なお、鋼板、鋼管、管継手、バルブ等については、JIS 規格番号及び材料記号等を入力することでもよい。 〔例〕 ・鋼板 JIS G 3101 SS400 ・鋳鉄フランジ型仕切弁 JIS B 2071 呼び圧力 10K SCPH2						
	(3)設置位置	発生箇所が「屋内」（埋設を除く）、「屋外」（埋設を除く）、「埋設」（土または砂と触れている場所）のいずれの部分であるかを選択すること。 *ピット内、カルバート内は「屋内」とする。						
15 発生時	事故が発生した時の施設装置の運転状況及び作業員等の作業状況を、別表第4「運転・作業状況コード表」により選択（入力）すること。なお、作業状況は、事故の主原因が人的要因に係る場合のみ入力すること。 この場合、「その他」となるときは内容を簡記すること。							
16 発生施設規制区分等	(1)施設区分	該当する項目を選択すること。なお、各項目は以下のとおりである。 「1. 危険物」：消防法の許可又は承認に係る危険物施設 「2. 高圧ガス」：高圧ガス保安法の許可に係る高圧ガスの施設 「3. 高圧混在」：消防法及び高圧ガス保安法の許可に係る施設 「4. その他」：運搬、無許可施設、上記1～3に該当しない石炭法上の特定事業所の施設等						
	(2)製造・貯蔵・取扱・運搬の別	① 製造所、貯蔵所、取扱所、運搬の区分を選択すること。 ただし、次の区分の場合、右欄の設置形式等を参考に該当する項目を選択すること。						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設置形式等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内貯蔵所</td> <td>平屋建、平屋建以外、建築物内設置、特定、特定の高層式、高層式、指定過酸化物、その他</td> </tr> <tr> <td>屋外タンク貯蔵所</td> <td>特定、準特定、新法、旧法（第一段階基準、第二段階基準、旧基準）、円柱屋根、球面屋根、シングルデッキ型浮屋根、ダブルデッキ型浮屋根、固定屋根付き浮き屋根、岩盤タンク、地中タンク、海上タンク、その他</td> </tr> </tbody> </table>	区分	設置形式等	屋内貯蔵所	平屋建、平屋建以外、建築物内設置、特定、特定の高層式、高層式、指定過酸化物、その他	屋外タンク貯蔵所	特定、準特定、新法、旧法（第一段階基準、第二段階基準、旧基準）、円柱屋根、球面屋根、シングルデッキ型浮屋根、ダブルデッキ型浮屋根、固定屋根付き浮き屋根、岩盤タンク、地中タンク、海上タンク、その他
区分	設置形式等							
屋内貯蔵所	平屋建、平屋建以外、建築物内設置、特定、特定の高層式、高層式、指定過酸化物、その他							
屋外タンク貯蔵所	特定、準特定、新法、旧法（第一段階基準、第二段階基準、旧基準）、円柱屋根、球面屋根、シングルデッキ型浮屋根、ダブルデッキ型浮屋根、固定屋根付き浮き屋根、岩盤タンク、地中タンク、海上タンク、その他							

14 発生箇所	(1)名称	別表第3「発生箇所部位部品名称コード表」により選択すること。 〔例〕 ・油を地下タンクに貯蔵するためポンプにて送油したが、地下タンクの残量を確認せずに行ったため通気管より流出・・・「通気管」と入力 ・給油取扱所の送油配管の腐食によるガソリンの流出・・・「給油管等」と入力 ・給油取扱所の固定給油（注油）設備のホースの破裂により流出・・・「給油（注油）ホース」と入力 ・移動タンク貯蔵所からポリ容器に灯油を充填中、注油ホースから注油ノズルが脱落し、灯油が流出・・・「給油（注油）ノズル」と入力
	(2)材質	発生箇所部位部品の主たる材質を次表に基づき選択（入力）すること。 ステンレス、アルミニウム、特殊合金、ガラス、鋼鉄、鋳鉄、銅、パーライト、合成樹脂、FRP、コンクリート、石綿、木材、ゴム紙、その他（ ） なお、鋼板、鋼管、管継手、バルブ等については、JIS 規格番号及び材料記号等を入力することでもよい。 〔例〕 ・鋼板 JIS G 3101 SS400 ・鋳鉄フランジ型仕切弁 JIS B 2071 呼び圧力 10K SCPH2
	(3)設置位置	発生箇所が「屋内」（埋設を除く）、「屋外」（埋設を除く）、「埋設」（土または砂と触れている場所）のいずれの部分であるかを選択すること。 *ピット内、カルバート内は「屋内」とする。
15 発生時	事故が発生した時の施設装置の運転状況及び作業員等の作業状況を、別表第4「運転・作業状況コード表」により選択（入力）すること。なお、作業状況は、事故の主原因が人的要因に係る場合のみ入力すること。 この場合、「その他」となるときは内容を簡記すること。	

地下タンク貯蔵所	鋼製タンク（二重殻タンク以外）、鋼製二重殻タンク、鋼製強化プラスチック製二重殻タンク、強化プラスチック製二重殻タンク、タンク室、直埋設、漏れ防止
移動タンク貯蔵所	積載式、積載式以外、給油タンク車、国際コンテナ、単一車、被けん引車
給油取扱所	航空機、船舶、鉄道又は軌道、LNG、CNG、水素、自家用、メタノール、エタノール、セルフ、屋内、屋外
販売取扱所	一種、二種
移送取扱所	特定、特定以外
一般取扱所	吹付塗装等、洗浄作業、焼入等、消費、充てん、詰替え、油圧装置等、切削装置等、熱媒体油循環装置

〔例〕

- 地下タンク貯蔵所で設置形式が「鋼製タンク」「タンク室」の場合、鋼製タンク（タンク室）を選択
- 給油取扱所で設置形式が「セルフ」「屋外」の場合、セルフ（屋外）を選択

〔事故のあった施設のとりえ方の例〕

- 給油取扱所内で移動タンク貯蔵所から出火し、給油取扱所の施設が焼損
……移動タンク貯蔵所の事故
- 灯油用固定注油設備から移動タンク貯蔵所に注入中、タンクが満杯となり移動タンク貯蔵所のマンホールから流出
……給油取扱所の事故
- 移動タンク貯蔵所から給油取扱所の地下タンクに注入中、危険物が流出
……移動タンク貯蔵所のホースの破損等、移動タンク貯蔵所から地下タンクの注入口の前までの間で流出した場合には移動タンク貯蔵所の事故
……地下タンクの通気管やマンホール等地下タンクの注入口以降から流出した場合には給油取扱所の事故
- 屋外タンク貯蔵所に接続したボイラー（一般取扱所非該当）のサービスタンクからの重油の流出
……屋外タンク貯蔵所の事故
- 移動タンク貯蔵所から灯油ホームタンクに注入中、灯油ホームタンクの注入口から灯油の流出
……移動タンク貯蔵所の事故
- 灯油タンクに誤ってガソリンを注油し、そのガソリン入り灯油を販売
……給油取扱所の事故
- 許可施設と許可施設とを結ぶ配管の途中で重油が流出
……漏油部分を含む施設側の事故

② 危険物の仮貯蔵又は仮取扱いは、それぞれ「仮貯蔵」、「仮取扱い」とすること。

③ 危険物の運搬は「運搬」、無許可施設は「無許可」とすること。

(3) 類・品名・名称・数量・倍数

当該危険物施設の許可に係る危険物の類、品名、政令別表第3に規定する性質（以下、「性質」という。）、名称、数量及び指定数量の倍数を選択（入力）すること。品名の略名は、原則使用しない。

〔例〕

給油取扱所で、ガソリン、灯油、軽油及び廃油（第3石油類）を扱う場合

第4類	第1石油類（非水溶性）	ガソリン	10000リットル50倍
〃	第2石油類（〃）	灯油	10000リットル10倍

16 発生施設規制区分等

(1) 施設区分

該当する項目を選択すること。なお、各項目は以下のとおりである。

「1. 危険物」：消防法の許可又は承認に係る危険物施設
「2. 高圧ガス」：高圧ガス保安法の許可に係る高圧ガスの施設
「3. 高圧ガス」：消防法及び高圧ガス保安法の許可に係る施設
「4. その他」：運搬、無許可施設、上記 1～3 に該当しない石炭法上の特定事業所の施設等

(2) 製造・貯蔵・取扱・運搬の別

① 製造所、貯蔵所、取扱所、運搬の区分を選択すること。ただし、次の区分の場合、右欄の設置形式等を参考に該当する項目を選択すること。

区分	設置形式等
屋内貯蔵所	平屋建、平屋建以外、建築物内設置、特定、特定の高層式、高層式、指定過酸化、その他
屋外タンク貯蔵所	特定、準特定、新法、旧法（第一段階基準、第二段階基準、旧基準）、円柱屋根、球面屋根、シングルデッキ型浮屋根、ダブルデッキ型浮屋根、固定屋根付き浮き屋根、岩盤タンク、地中タンク、海上タンク、その他
地下タンク貯蔵所	鋼製タンク（二重殻タンク以外）、鋼製二重殻タンク、鋼製強化プラスチック製二重殻タンク、強化プラスチック製二重殻タンク、タンク室、直埋設、漏れ防止
移動タンク貯蔵所	積載式、積載式以外、給油タンク車、国際コンテナ、単一車、被けん引車
給油取扱所	航空機、船舶、鉄道又は軌道、LNG、CNG、水素、自家用、メタノール、エタノール、セルフ、屋内、屋外
販売取扱所	一種、二種
移送取扱所	特定、特定以外
一般取扱所	吹付塗装等、洗浄作業、焼入等、消費、充てん、詰替え、油圧装置等、切削装置等、熱媒体油循環装置

〔例〕

- 地下タンク貯蔵所で設置形式が「鋼製タンク」「タンク室」の場合、鋼製タンク（タンク室）を選択
- 給油取扱所で設置形式が「セルフ」「屋外」の場合、セルフ（屋外）を選択

〔事故のあった施設のとりえ方の例〕

- 給油取扱所内で移動タンク貯蔵所から出火し、給油取扱所の施設が焼損
……移動タンク貯蔵所の事故
- 灯油用固定注油設備から移動タンク貯蔵所に注入中、タンクが満杯となり移動タンク貯蔵所のマンホールから流出
……給油取扱所の事故
- 移動タンク貯蔵所から給油取扱所の地下タンクに注入中、危険物が流出
……移動タンク貯蔵所のホースの破損等、移動タンク貯蔵所から地下タンクの注入口の前までの間で流出した場合には移動タンク貯蔵所の事故
……地下タンクの通気管やマンホール等地下タンクの注入口以降から流出した場合には給油取扱所の事故
- 屋外タンク貯蔵所に接続したボイラー（一般取扱所非該当）のサービスタンクからの重油の流出
……屋外タンク貯蔵所の事故
- 移動タンク貯蔵所から灯油ホームタンクに注入中、灯油ホームタンクの注入口から灯油の流出
……移動タンク貯蔵所の事故

	(4)設置の完成 直近の完成	<p>〃 〃 (〃) 軽油 10000リットル10倍 〃 第3石油類 (〃) 廃油 10000リットル 5倍 計75倍</p> <p>① 製造所等：設置に係る完成検査日及び直近の変更に係る完成検査日 ② 仮貯蔵又は仮取扱い：承認に係る取扱い等の開始日 ③ 運搬又は無許可施設：入力が必要はない。</p>
17 物質の 区分等	(1)物質・状態・ 圧力・温度	<p>(1) 事故の発端となった物質について、該当する全ての区分を選択すること (危険物の場合、指定数量の少ない物質から入力のこと)。</p> <p>物質区分：危険物、高圧ガス、指定可燃物、可燃性ガス、毒物、劇物、その他</p> <p>また、当該物質の物理的な状態の該当する項目を選択すること。 状態： 固相、液相、気相 圧力： 常圧、加圧 温度： 低温、常温 [0-40℃]、高温</p> <p>物質の名称（商品名は除く。）を入力すること。この場合、危険物であるときは、類、品名及び性質並びに化合物名又は物質名を入力すること。物質名の略名は原則使用しない。また、商品名は使用しない。 〔例〕 ・第1類 塩素酸塩類（第1種酸化性固体） 名称：塩素酸ナトリウム ・第4類 第1石油類（非水溶性液体） 名称：ガソリン ・高圧ガス 名称：水素 ・指定可燃物 名称：プラスチック ・その他 名称：紙くず</p>
	(2)分類・名称・ CASNo.	<p>(2) 物質のCASNo.（Chemical Abstracts Service Registry Numbersの略で、アメリカのCAS Chemistry Systemに登録されている番号）が判明している場合は、その番号を入力する。</p>
	(3)流出量	<p>流出事故の場合には、流出した物質の量を入力し、単位を選択すること。 流出量：（ ）、単位：（リットル/キログラム/その他（ ））</p>
18 危険物保安統括管理者 19 危険物保安監督者 20 危険物取扱者の取扱・立会い		<p>該当する項目を選択すること。ただし、仮貯蔵・仮取扱い、運搬及び無許可施設は選択の必要はない。 危険物保安統括管理者： 選任有、選任無、不要 危険物保安監督者： 選任有、選任無、不要 危険物取扱者の取扱・立会い：有、無</p>
21 設備・機器等の概要		<p>工程図（フローチャート）で書き表すことのできる設備等については、工程図及び機器構造図（概略図）に発災部分を明示すること。 工程図で書き表せない設備等については、ブロックダイアグラム及び許可図面等を用いて概要及び発災部分を明示すること。 上記図面は、電子ファイルにより入力すること。 なお、登録可能な電子ファイル容量制限は、1ファイルにつき5MBで、電子ファイルは5ファイルまで登録可能。</p>
22 事故の概要		<p>事故の全体の状況が把握できるように、 (1) 事故に至る経緯 (2) 事故時の作業等の状況 (3) 事故の模様 (4) 被害の範囲 (5) 死傷者の発生状況</p>

		<p>口から灯油の流出 ……移動タンク貯蔵所の事故 ・灯油タンクに誤ってガソリンを注油し、そのガソリン入り灯油を販売 ……給油取扱所の事故 ・許可施設と許可施設とを結ぶ配管の途中で重油が流出 ……漏油部分を含む施設側の事故</p> <p>② 危険物の仮貯蔵又は仮取扱いは、それぞれ「仮貯蔵」、「仮取扱い」とすること。 ③ 危険物の運搬は「運搬」、無許可施設は「無許可」とすること。</p>
	(3)類・品名・ 名称・数量 ・倍数	<p>当該危険物施設の許可に係る危険物の類、品名、政令別表第3に規定する性質（以下、「性質」という。）、名称、数量及び指定数量の倍数を選択（入力）すること。品名の略名は、原則使用しない。 〔例〕給油取扱所で、ガソリン、灯油、軽油及び廃油（第3石油類）を扱う場合 第4類 第1石油類（非水溶性） ガソリン 10000リットル 50倍 〃 第2石油類（ 〃 ） 灯油 10000リットル 10倍 〃 〃 （ 〃 ） 軽油 10000リットル 10倍 〃 第3石油類（ 〃 ） 廃油 10000リットル 5倍 計75倍</p>
	(4)設置の完成 直近の完成	<p>① 製造所等：設置に係る完成検査日及び直近の変更に係る完成検査日 ② 仮貯蔵又は仮取扱い：承認に係る取扱い等の開始日 ③ 運搬又は無許可施設：入力が必要はない。</p>
17 物質の区 分等	(1)物質・状態・ 圧力・温度	<p>(1) 事故の発端となった物質について、該当する全ての区分を選択すること (危険物の場合、指定数量の少ない物質から入力のこと)。</p> <p>物質区分：危険物、高圧ガス、指定可燃物、可燃性ガス、毒物、劇物、その他</p> <p>また、当該物質の物理的な状態の該当する項目を選択すること。 状態： 固相、液相、気相 圧力： 常圧、加圧 温度： 低温、常温 [0-40℃]、高温</p> <p>物質の名称（商品名は除く。）を入力すること。この場合、危険物であるときは、類、品名及び性質並びに化合物名又は物質名を入力すること。物質名の略名は原則使用しない。また、商品名は使用しない。 〔例〕 ・第1類 塩素酸塩類（第1種酸化性固体） 名称：塩素酸ナトリウム ・第4類 第1石油類（非水溶性液体） 名称：ガソリン ・高圧ガス 名称：水素 ・指定可燃物 名称：プラスチック ・その他 名称：紙くず</p>
	(2)分類・名称・ CASNo.	<p>(2) 物質のCASNo.（Chemical Abstracts Service Registry Numbersの略で、アメリカのCAS Chemistry Systemに登録されている番号）が判明している場合は、その番号を入力する。</p>
	(3)流出量	<p>流出事故の場合には、流出した物質の量を入力し、単位を選択すること。 流出量：（ ）、単位：（リットル/キログラム/その他（ ））</p>
18 危険物保安統括管理者 19 危険物保安監督者		<p>該当する項目を選択すること。ただし、仮貯蔵・仮取扱い、運搬及び無許可施設は選択の必要はない。</p>

	<p>(6) 実施した緊急措置 (7) 作動すべき安全装置等の状況 などについて簡記すること。なお、個人名、会社名等は入力しないこと。</p> <p>* 文中で使われる「容量」、「能力」等の単位は、全て漢字、カタカナで入力すること。 [入力例] リットル、平方メートル、トン、キロパスカル</p> <p>* 記載例は以下のとおり (火災事例) 製造所内において、容器の清掃のためトルエンを洗浄液としてステンレス容器内で手洗い洗浄していたところ、アースを接地することを失念したため、引火性雰囲気下において静電気が発生、可燃性蒸気に着火したことで洗浄作業をしていた従業員が火傷をしたもの。周辺の設備等への延焼はない。 (爆発・火災事例) 工場内加熱蒸気発生プラントのトラブルにより全プラントの緊急停止を行っていたところ、爆発火災が発生、隣接するプラントへ延焼した。また、爆発による爆風と飛散物により、周辺施設や一般家屋にも損傷等の被害が及んだもの。この爆発・火災により従業員1名が死亡した。 (流出事例) 地下タンク貯蔵所の液面計が実際と異なる油量を表示していたため、移動タンク貯蔵所からの荷卸し時に地下タンクの容量限界を超えた受入れをしたことにより、地下タンクの通気管先端部から敷地及び河川に灯油 100 リットル（うち約 10 リットルが河川）が流出した。なお、吸着マットを使用し、応急措置を実施した。</p>																																	
23 緊急措置の状況	<p>発災時に実施した緊急措置の有無のいずれかを選択すること。 緊急措置を実施した場合は、その内容を下記の「緊急措置コード表」に従い、複数ある場合には主要な3種類までを選択（入力）すること。 その他を選択した場合は、措置内容を簡記すること。 第1種から第5種消火設備を使用し、火災鎮圧に効果があった場合は、チェックボックスにチェックをすること。</p> <p style="text-align: center;">緊急措置コード表</p> <table border="1" data-bbox="387 1013 994 1340"> <thead> <tr> <th>緊急措置の内容</th> <th>コード番号</th> <th>効果有</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>装置の緊急停止 (原料遮断、ポンプ停止、反応停止剤投入等)</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>周辺火気の消火</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第1種消火設備</td> <td>3</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>第2種消火設備</td> <td>4</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>第3種消火設備</td> <td>5</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>第4種消火設備</td> <td>6</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>第5種消火設備</td> <td>7</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>防油堤排水弁閉止、防油堤遮断装置作動等</td> <td>8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急排出、緊急移送</td> <td>9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他（ ）</td> <td>10</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[例]・緊急遮断装置の作動 …… コード番号1を選択 [例]・ストープ等の消火 …… コード番号2を選択 [例]・小型消火器による消火 …… コード番号7を選択</p>	緊急措置の内容	コード番号	効果有	装置の緊急停止 (原料遮断、ポンプ停止、反応停止剤投入等)	1		周辺火気の消火	2		第1種消火設備	3	<input type="checkbox"/>	第2種消火設備	4	<input type="checkbox"/>	第3種消火設備	5	<input type="checkbox"/>	第4種消火設備	6	<input type="checkbox"/>	第5種消火設備	7	<input type="checkbox"/>	防油堤排水弁閉止、防油堤遮断装置作動等	8		緊急排出、緊急移送	9		その他（ ）	10	
緊急措置の内容	コード番号	効果有																																
装置の緊急停止 (原料遮断、ポンプ停止、反応停止剤投入等)	1																																	
周辺火気の消火	2																																	
第1種消火設備	3	<input type="checkbox"/>																																
第2種消火設備	4	<input type="checkbox"/>																																
第3種消火設備	5	<input type="checkbox"/>																																
第4種消火設備	6	<input type="checkbox"/>																																
第5種消火設備	7	<input type="checkbox"/>																																
防油堤排水弁閉止、防油堤遮断装置作動等	8																																	
緊急排出、緊急移送	9																																	
その他（ ）	10																																	

20 危険物取扱者の取扱・立会い	<p>危険物保安統括管理者 : 選任有、選任無、不要 危険物保安監督者 : 選任有、選任無、不要 危険物取扱者の取扱・立会い: 有、無</p>
21 設備・機器等の概要	<p>工程図（フローチャート）で書き表すことのできる設備等については、工程図及び機器構造図（概略図）に発災部分を明示すること。 工程図で書き表せない設備等については、ブロックダイアグラム及び許可図面等を用いて概要及び発災部分を明示すること。 上記図面は、電子ファイルにより入力すること。 なお、登録可能な電子ファイル容量制限は、1ファイルにつき5MBで、電子ファイルは5ファイルまで登録可能。</p>
22 事故の概要	<p>事故の全体の状況が把握できるように、 (1) 事故に至る経緯 (2) 事故時の作業等の状況 (3) 事故の模様 (4) 被害の範囲 (5) 死傷者の発生状況 (6) 実施した緊急措置 (7) 作動すべき安全装置等の状況 などについて簡記すること。なお、個人名、会社名等は入力しないこと。</p> <p>* 文中で使われる「容量」、「能力」等の単位は、全て漢字、カタカナで入力すること。 [入力例] リットル、平方メートル、トン、キロパスカル</p> <p>* 記載例は以下のとおり (火災事例) 製造所内において、容器の清掃のためトルエンを洗浄液としてステンレス容器内で手洗い洗浄していたところ、アースを接地することを失念したため、引火性雰囲気下において静電気が発生、可燃性蒸気に着火したことで洗浄作業をしていた従業員が火傷をしたもの。周辺の設備等への延焼はない。 (爆発・火災事例) 工場内加熱蒸気発生プラントのトラブルにより全プラントの緊急停止を行っていたところ、爆発火災が発生、隣接するプラントへ延焼した。また、爆発による爆風と飛散物により、周辺施設や一般家屋にも損傷等の被害が及んだもの。この爆発・火災により従業員1名が死亡した。 (流出事例) 地下タンク貯蔵所の液面計が実際と異なる油量を表示していたため、移動タンク貯蔵所からの荷卸し時に地下タンクの容量限界を超えた受入れをしたことにより、地下タンクの通気管先端部から敷地及び河川に灯油 100 リットル（うち約 10 リットルが河川）が流出した。なお、吸着マットを使用し、応急措置を実施した。</p>
23 緊急措置の状況	<p>発災時に実施した緊急措置の有無のいずれかを選択すること。 緊急措置を実施した場合は、その内容を下記の「緊急措置コード表」に従い、複数ある場合には主要な3種類までを選択（入力）すること。 その他を選択した場合は、措置内容を簡記すること。 第1種から第5種消火設備を使用し、火災鎮圧に効果があった場合は、チェックボックスにチェックをすること。</p>

24 原因	(1) 主原因	主原因及び関連原因は、事故発生の主原因及び関連原因を、下記の「事故別の主原因及び関連原因の区分表」に従い選択すること。																																	
	(2) 関連原因	<p>関連原因は、主原因以外に事故の原因になったと考えられるものを二種類まで選択すること。</p> <p>区分の判断には別表第5「主原因及び関連原因の区分のための例示」を参考にすること。</p> <p style="text-align: center;">【事故別の主原因及び関連原因の区分表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事故</th> <th>主原因及び関連原因の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>爆発・火災</td> <td>維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分、腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、放火等、交通事故、類焼、最大震度6弱以上の地震、その他の地震等災害、風水害、不明、調査中</td> </tr> <tr> <td>流出・破損</td> <td>維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分、腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、交通事故、最大震度6弱以上の地震、その他の地震等災害、風水害、悪戯、不明、調査中</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 主原因で「腐食疲労等劣化」、「設計不良」、「故障」等の「物的・その他の要因」を入力した場合、この事故の背景として「維持管理不十分」、「操作確認不十分」、「監視不十分」といった「人的要因」が関与しているケースは、関連原因としてこれら「人的要因」を入力すること。</p> <p>(例) 長期間の点検を怠ったために腐食孔を発見できず、結果として危険物配管、容器等から危険物が流出した場合、主原因としては「物的・その他の要因」である「腐食疲労等劣化」が該当し、関連原因としては「人的要因」である「維持管理不十分」が該当する。</p> <p style="text-align: center;">【要因別の主原因及び関連原因の区分表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要因別</th> <th>主原因及び関連原因の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人的要因</td> <td>維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分</td> </tr> <tr> <td>物的・その他の要因</td> <td>腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、交通事故、悪戯</td> </tr> </tbody> </table>	事故	主原因及び関連原因の区分	爆発・火災	維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分、腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、放火等、交通事故、類焼、 最大震度6弱以上の地震、その他の地震等災害、風水害 、不明、調査中	流出・破損	維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分、腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、交通事故、 最大震度6弱以上の地震、その他の地震等災害、風水害 、悪戯、不明、調査中	要因別	主原因及び関連原因の区分	人的要因	維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分	物的・その他の要因	腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、交通事故、悪戯																					
	事故	主原因及び関連原因の区分																																	
	爆発・火災	維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分、腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、放火等、交通事故、類焼、 最大震度6弱以上の地震、その他の地震等災害、風水害 、不明、調査中																																	
流出・破損	維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分、腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、交通事故、 最大震度6弱以上の地震、その他の地震等災害、風水害 、悪戯、不明、調査中																																		
要因別	主原因及び関連原因の区分																																		
人的要因	維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分																																		
物的・その他の要因	腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、交通事故、悪戯																																		
(3) 主原因・関連原因の詳細																																			
(4) 着火原因	<p>主原因及び関連原因の詳細を、別表第6、7「事故分析チェックリスト(人的要因)」、(物的・その他の要因)」より選択すること。なお、関連原因を二種類選択した場合は、関連原因を選択した順に詳細を入力してください。</p> <p>着火原因及びそのコードを下記の「着火原因コード表」に従い選択すること。</p> <p style="text-align: center;">【着火原因コード表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>着火原因</th> <th>裸火</th> <th>高温表面熱</th> <th>溶接・溶断等火花</th> <th>静電気火花</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コード番号</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>着火原因</th> <th>電気火花</th> <th>衝撃火花</th> <th>自然発熱</th> <th>化学反応熱</th> <th>摩擦熱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コード番号</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>18</td> <td>19</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>着火原因</th> <th>過熱着火</th> <th>放射熱</th> <th>その他</th> <th>調査中</th> <th>不明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コード番号</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>30</td> <td>88</td> <td>90</td> </tr> </tbody> </table>	着火原因	裸火	高温表面熱	溶接・溶断等火花	静電気火花	コード番号	11	12	13	14	着火原因	電気火花	衝撃火花	自然発熱	化学反応熱	摩擦熱	コード番号	15	16	17	18	19	着火原因	過熱着火	放射熱	その他	調査中	不明	コード番号	20	21	30	88	90
着火原因	裸火	高温表面熱	溶接・溶断等火花	静電気火花																															
コード番号	11	12	13	14																															
着火原因	電気火花	衝撃火花	自然発熱	化学反応熱	摩擦熱																														
コード番号	15	16	17	18	19																														
着火原因	過熱着火	放射熱	その他	調査中	不明																														
コード番号	20	21	30	88	90																														

		緊急措置コード表												
		緊急措置の内容	コード番号											
			効果有											
		装置の緊急停止 (原料遮断、ポンプ停止、反応停止剤投入等)	1											
		周辺火気の消火	2											
		第1種消火設備	3											
		第2種消火設備	4											
		第3種消火設備	5											
		第4種消火設備	6											
		第5種消火設備	7											
		防油堤排水弁閉止、防油堤遮断装置作動等	8											
		緊急排出、緊急移送	9											
		その他()	10											
		[例]・緊急遮断装置の作動……コード番号1を選択												
		[例]・ストープ等の消火……コード番号2を選択												
		[例]・小型消火器による消火…コード番号7を選択												
24 原因	(1) 主原因	主原因及び関連原因は、事故発生の主原因及び関連原因を、下記の「事故別の主原因及び関連原因の区分表」に従い選択すること。												
	(2) 関連原因	<p>関連原因は、主原因以外に事故の原因になったと考えられるものを二種類まで選択すること。</p> <p>区分の判断には別表第5「主原因及び関連原因の区分のための例示」を参考にすること。</p> <p style="text-align: center;">【事故別の主原因及び関連原因の区分表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事故</th> <th>主原因及び関連原因の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>爆発・火災</td> <td>維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分、腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、放火等、交通事故、類焼、地震等災害、不明、調査中</td> </tr> <tr> <td>流出・破損</td> <td>維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分、腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、交通事故、地震等災害、悪戯、不明、調査中</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 主原因で「腐食疲労等劣化」、「設計不良」、「故障」等の「物的・その他の要因」を入力した場合、この事故の背景として「維持管理不十分」、「操作確認不十分」、「監視不十分」といった「人的要因」が関与しているケースは、関連原因としてこれら「人的要因」を入力すること。</p> <p>(例) 長期間の点検を怠ったために腐食孔を発見できず、結果として危険物配管、容器等から危険物が流出した場合、主原因としては「物的・その他の要因」である「腐食疲労等劣化」が該当し、関連原因としては「人的要因」である「維持管理不十分」が該当する。</p> <p style="text-align: center;">【要因別の主原因及び関連原因の区分表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要因別</th> <th>主原因及び関連原因の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人的要因</td> <td>維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分</td> </tr> <tr> <td>物的・その他の要因</td> <td>腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、交通事故、悪戯</td> </tr> </tbody> </table>	事故	主原因及び関連原因の区分	爆発・火災	維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分、腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、放火等、交通事故、類焼、 地震等災害 、不明、調査中	流出・破損	維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分、腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、交通事故、 地震等災害 、悪戯、不明、調査中	要因別	主原因及び関連原因の区分	人的要因	維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分	物的・その他の要因	腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、交通事故、悪戯
	事故	主原因及び関連原因の区分												
	爆発・火災	維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分、腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、放火等、交通事故、類焼、 地震等災害 、不明、調査中												
流出・破損	維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分、腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、交通事故、 地震等災害 、悪戯、不明、調査中													
要因別	主原因及び関連原因の区分													
人的要因	維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分													
物的・その他の要因	腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、交通事故、悪戯													

	(5) 発生原因の状況	<p>(注1) 裸火 [例] 屋内貯蔵所でガソリンをポリ容器に小分け中、タバコを吸おうとライターで火を付けたため発生した可燃性ガスに引火、出火したもの。</p> <p>(注2) 高温表面熱 [例] 危険物容器を固定しない状態でエレファントノズルの内蓋を閉めずに運搬したため、容器が転倒し流出した油が排気管の熱により発火したもの。</p> <p>(注3) 静電気火花 [例] セルフスタンドで、客がガソリンを給油するため給油口のキャップを緩めた際、燃料タンク内に充満していた可燃性ガスが噴出し、静電気の放電によりスパークしたもの。</p> <p>(注4) 過熱着火 [例] アスファルトプラントを手動運転中、誤操作により材料供給が停止したため炉内温度が急激に上昇し、集塵装置のバグフィルターに着火したもの。</p> <p>主要原因及び着火原因に至るまでの間接的な要因や作業環境の状況などを含め、必要な説明を加え入力すること。 [例] ベルトコンベアのロール軸受のボールベアリング等において過度の使用により摩擦熱が発生していたところ、プレス機から飛散した油圧作動油がコンベアベルト等を介して軸受部に達し、発火。さらに、油を含んでいたコンベアベルトに着火し延焼したもの。</p>												
25 被害の状況		<p>火災及び流出事故の場合、次の区分に従い、被害の拡大状況の該当する項目番号を選択すること。</p> <table border="1"> <tr> <td>1. 設備機器内</td> <td>危険物施設から出火し、出火した設備機器内でとどまったもの</td> </tr> <tr> <td>2. 施設装置建屋内</td> <td>危険物施設から出火又は流出し、出火又は流出した施設建屋内など当該危険物施設でとどまったもの</td> </tr> <tr> <td>3. 隣接施設へ拡大</td> <td>他の施設にまで延焼又は流出拡大したが事業所[※]内でとどまったもの</td> </tr> <tr> <td>4. 事業所外[※]へ</td> <td>事業所外[※]にまで延焼又は流出拡大したもの</td> </tr> <tr> <td>5. 他の施設から</td> <td>他の施設からの類焼により当該危険物施設が火災となったもの</td> </tr> <tr> <td>6. 流出に起因し施設外から</td> <td>危険物の流出に起因し施設外から火災となったもの</td> </tr> </table> <p>※ 移動タンク貯蔵所が荷卸先等の事業所内に在る場合は、「事業所」を「当該移動タンク貯蔵所が在る事業所」と読み替える。</p>	1. 設備機器内	危険物施設から出火し、出火した設備機器内でとどまったもの	2. 施設装置建屋内	危険物施設から出火又は流出し、出火又は流出した施設建屋内など当該危険物施設でとどまったもの	3. 隣接施設へ拡大	他の施設にまで延焼又は流出拡大したが事業所 [※] 内でとどまったもの	4. 事業所外 [※] へ	事業所外 [※] にまで延焼又は流出拡大したもの	5. 他の施設から	他の施設からの類焼により当該危険物施設が火災となったもの	6. 流出に起因し施設外から	危険物の流出に起因し施設外から火災となったもの
1. 設備機器内	危険物施設から出火し、出火した設備機器内でとどまったもの													
2. 施設装置建屋内	危険物施設から出火又は流出し、出火又は流出した施設建屋内など当該危険物施設でとどまったもの													
3. 隣接施設へ拡大	他の施設にまで延焼又は流出拡大したが事業所 [※] 内でとどまったもの													
4. 事業所外 [※] へ	事業所外 [※] にまで延焼又は流出拡大したもの													
5. 他の施設から	他の施設からの類焼により当該危険物施設が火災となったもの													
6. 流出に起因し施設外から	危険物の流出に起因し施設外から火災となったもの													
26 人的被害		<p>次の区分に従い、被害内容等を入力すること。</p> <p>重症：傷病の程度が3週間の入院加療を必要とするもの以上のもの 中等症：傷病の程度が重症又は軽症以外のもの 軽症：傷病の程度が入院加療を必要としないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者：発災事業所の従業員 当事者にあつては、正社員／非正社員／正社員及び非正社員のいずれかを選択すること。 ・防災活動従事者：防災活動に従事した者（当事者を除く。） 												

	(3) 主要原因・関連原因の詳細	<p>主要原因及び関連原因の詳細を、別表第6、7「事故分析チェックリスト（人的要因）、（物的・その他の要因）」より選択すること。なお、関連原因を二種類選択した場合は、関連原因を選択した順に詳細を入力してください。</p>																																		
	(4) 着火原因	<p>着火原因及びそのコードを下記の「着火原因コード表」に従い選択すること。</p> <p style="text-align: center;">【着火原因コード表】</p> <table border="1"> <tr> <td>着火原因</td> <td>裸火</td> <td>高温表面熱</td> <td>溶接・溶断等火花</td> <td>静電気火花</td> </tr> <tr> <td>コード番号</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>14</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>着火原因</td> <td>電気火花</td> <td>衝撃火花</td> <td>自然発熱</td> <td>化学反応熱</td> <td>摩擦熱</td> </tr> <tr> <td>コード番号</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>18</td> <td>19</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>着火原因</td> <td>過熱着火</td> <td>放射熱</td> <td>その他</td> <td>調査中</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>コード番号</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>30</td> <td>88</td> <td>90</td> </tr> </table>	着火原因	裸火	高温表面熱	溶接・溶断等火花	静電気火花	コード番号	11	12	13	14	着火原因	電気火花	衝撃火花	自然発熱	化学反応熱	摩擦熱	コード番号	15	16	17	18	19	着火原因	過熱着火	放射熱	その他	調査中	不明	コード番号	20	21	30	88	90
着火原因	裸火	高温表面熱	溶接・溶断等火花	静電気火花																																
コード番号	11	12	13	14																																
着火原因	電気火花	衝撃火花	自然発熱	化学反応熱	摩擦熱																															
コード番号	15	16	17	18	19																															
着火原因	過熱着火	放射熱	その他	調査中	不明																															
コード番号	20	21	30	88	90																															
	(5) 発生原因の状況	<p>(注1) 裸火 [例] 屋内貯蔵所でガソリンをポリ容器に小分け中、タバコを吸おうとライターで火を付けたため発生した可燃性ガスに引火、出火したもの。</p> <p>(注2) 高温表面熱 [例] 危険物容器を固定しない状態でエレファントノズルの内蓋を閉めずに運搬したため、容器が転倒し流出した油が排気管の熱により発火したもの。</p> <p>(注3) 静電気火花 [例] セルフスタンドで、客がガソリンを給油するため給油口のキャップを緩めた際、燃料タンク内に充満していた可燃性ガスが噴出し、静電気の放電によりスパークしたもの。</p> <p>(注4) 過熱着火 [例] アスファルトプラントを手動運転中、誤操作により材料供給が停止したため炉内温度が急激に上昇し、集塵装置のバグフィルターに着火したもの。</p> <p>主要原因及び着火原因に至るまでの間接的な要因や作業環境の状況などを含め、必要な説明を加え入力すること。 [例] ベルトコンベアのロール軸受のボールベアリング等において過度の使用により摩擦熱が発生していたところ、プレス機から飛散した油圧作動油がコンベアベルト等を介して軸受部に達し、発火。さらに、油を含んでいたコンベアベルトに着火し延焼したもの。</p>																																		
25 被害の状況		<p>火災及び流出事故の場合、次の区分に従い、被害の拡大状況の該当する項目番号を選択すること。</p> <table border="1"> <tr> <td>1. 設備機器内</td> <td>危険物施設から出火し、出火した設備機器内でとどまったもの</td> </tr> <tr> <td>2. 施設装置建屋内</td> <td>危険物施設から出火又は流出し、出火又は流出した施設建屋内など当該危険物施設でとどまったもの</td> </tr> <tr> <td>3. 隣接施設へ拡大</td> <td>他の施設にまで延焼又は流出拡大したが事業所[※]内でとどまったもの</td> </tr> <tr> <td>4. 事業所外[※]へ</td> <td>事業所外[※]にまで延焼又は流出拡大したもの</td> </tr> <tr> <td>5. 他の施設から</td> <td>他の施設からの類焼により当該危険物施設が火災となったもの</td> </tr> <tr> <td>6. 流出に起因し施設外から</td> <td>危険物の流出に起因し施設外から火災となったもの</td> </tr> </table> <p>※ 移動タンク貯蔵所が荷卸先等の事業所内に在る場合は、「事業所」を「当該移動タンク貯蔵所が在る事業所」と読み替える。</p>	1. 設備機器内	危険物施設から出火し、出火した設備機器内でとどまったもの	2. 施設装置建屋内	危険物施設から出火又は流出し、出火又は流出した施設建屋内など当該危険物施設でとどまったもの	3. 隣接施設へ拡大	他の施設にまで延焼又は流出拡大したが事業所 [※] 内でとどまったもの	4. 事業所外 [※] へ	事業所外 [※] にまで延焼又は流出拡大したもの	5. 他の施設から	他の施設からの類焼により当該危険物施設が火災となったもの	6. 流出に起因し施設外から	危険物の流出に起因し施設外から火災となったもの																						
1. 設備機器内	危険物施設から出火し、出火した設備機器内でとどまったもの																																			
2. 施設装置建屋内	危険物施設から出火又は流出し、出火又は流出した施設建屋内など当該危険物施設でとどまったもの																																			
3. 隣接施設へ拡大	他の施設にまで延焼又は流出拡大したが事業所 [※] 内でとどまったもの																																			
4. 事業所外 [※] へ	事業所外 [※] にまで延焼又は流出拡大したもの																																			
5. 他の施設から	他の施設からの類焼により当該危険物施設が火災となったもの																																			
6. 流出に起因し施設外から	危険物の流出に起因し施設外から火災となったもの																																			

		<p>・第三者：上記の当事者及び防災活動従事者を除く者</p> <p>なお、当該事故により負傷した後 30 日以内に死亡した者は死者とする。</p> <p>死傷原因を選択（入力）すること。 火災・煙／中毒／酸欠／墜落／転倒等／爆風圧等の衝撃／その他（ ）</p>
	死傷原因	
27 物的被害	(1) 被災影響範囲及び拡大の状況	<p>被害を受けた範囲及び拡大の状況の概要を入力すること。流出事故の場合は、流出範囲が事業所の敷地境界線から 100m程度で収まっているかどうか、事故の深刻度レベルのしきい値となっていることから、このことが分かるような記載内容とすること。</p> <p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災により〇〇装置を焼損 ・爆発により飛散物が半径 200メートルの範囲内に飛散し、住宅 15 棟のガラスが破損 ・流出した油が事業所側溝から河川に流れ込み、海上まで 3メートルにわたり拡散し、のり養殖に被害 ・地下タンクから灯油 100 リットルが漏えいし、うち約 10 リットルが施設外の側溝内に流出した。流出範囲は敷地境界線より 100m程度に収まっている。 ・横転した移動タンク貯蔵所からガソリン及び軽油が幅 4m、長さ 30mにわたり漏えいした。
	(2) 施設等の被害状況	<p>当該事故により被害を受けた施設（棟）、設備、機器等の名称及び数量並びに焼損、破損等の程度を入力すること。</p> <p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇工場 200 平方メートル全焼、隣接事業所 2 棟（12 平方メートル、125 平方メートル）部分焼及び活性炭吸着設備全焼 ・地上式固定給油設備 1 基を破損
	(3) 物質の被害状況	<p>当該事故により被害を受けた物質の分類、名称及び数量並びに焼失、流出等の状況を入力すること。</p> <p>なお、危険物の場合は、17 欄と同様に入力すること。</p> <p>〔例〕・第 4 類第 1 石油類（非水溶性）ガソリン 1,000 リットル流出</p>
	(4) 直接損害額	<p>1 万円未満又は 1 万円以上と選択すること。1 万円以上の場合、1 万円未満の数を四捨五入した額を（ ）に入力すること。</p> <p>なお、損害額は事故によって受けた直接的な損害とし、消火活動等により受けた水損、破損、汚損等の損害は含めるが、消火等のために要した経費、整理費、り災のための休業による損失、河川等への流出に伴う損害等の間接的な損害の額は除く。</p> <p>*損害額が調査中であっても登録業務を行い、判明後はすぐに入力すること。</p>
28 関係機関、自衛防災・消防組織等の出動状況		各組織ごとに出勤した車両、船舶、ヘリコプター及び人員の数（半角数字）を入力すること。
29 実施した防災活動の状況		<p>防災活動を実施した場合は、その内容を次の「防災活動内容コード表」に従いコード番号を選択する（複数ある場合には公設消防機関については主要な 3 種類、自衛消防組織等については主要な 6 種類）とともに、公設消防機関については、火災警戒活動又は流出した油の回収等を含む消防活動について、自衛消防組織等については、初期消火又は緊急措置（オイルフェンスの展開等）を含めた防災活動について簡潔に入力すること。また、固定式消火設備の作動状況についても入力すること。</p>

26 人的被害		<p>次の区分に従い、被害内容等を入力すること。</p> <p>重症：傷病の程度が 3 週間の入院加療を必要とするもの以上のもの 中等症：傷病の程度が重症又は軽症以外のもの 軽症：傷病の程度が入院加療を必要としないもの</p> <p>・当事者：発災事業所の従業員 当事者にあつては、正社員／非正社員／正社員及び非正社員のいずれかを選択すること。</p> <p>・防災活動従事者：防災活動に従事した者（当事者を除く。） ・第三者：上記の当事者及び防災活動従事者を除く者</p> <p>なお、当該事故により負傷した後 30 日以内に死亡した者は死者とする。</p> <p>死傷原因を選択（入力）すること。 火災・煙／中毒／酸欠／墜落／転倒等／爆風圧等の衝撃／その他（ ）</p>
	死傷原因	
27 物的被害	(1) 被災影響範囲及び拡大の状況	<p>被害を受けた範囲及び拡大の状況の概要を入力すること。流出事故の場合は、流出範囲が事業所の敷地境界線から 100m程度で収まっているかどうか、事故の深刻度レベルのしきい値となっていることから、このことが分かるような記載内容とすること。</p> <p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災により〇〇装置を焼損 ・爆発により飛散物が半径 200メートルの範囲内に飛散し、住宅 15 棟のガラスが破損 ・流出した油が事業所側溝から河川に流れ込み、海上まで 3メートルにわたり拡散し、のり養殖に被害 ・地下タンクから灯油 100 リットルが漏えいし、うち約 10 リットルが施設外の側溝内に流出した。流出範囲は敷地境界線より 100m程度に収まっている。 ・横転した移動タンク貯蔵所からガソリン及び軽油が幅 4m、長さ 30mにわたり漏えいした。
	(2) 施設等の被害状況	<p>当該事故により被害を受けた施設（棟）、設備、機器等の名称及び数量並びに焼損、破損等の程度を入力すること。</p> <p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇工場 200 平方メートル全焼、隣接事業所 2 棟（12 平方メートル、125 平方メートル）部分焼及び活性炭吸着設備全焼 ・地上式固定給油設備 1 基を破損
	(3) 物質の被害状況	<p>当該事故により被害を受けた物質の分類、名称及び数量並びに焼失、流出等の状況を入力すること。</p> <p>なお、危険物の場合は、17 欄と同様に入力すること。</p> <p>〔例〕・第 4 類第 1 石油類（非水溶性）ガソリン 1,000 リットル流出</p>
	(4) 直接損害額	<p>1 万円未満又は 1 万円以上と選択すること。1 万円以上の場合、1 万円未満の数を四捨五入した額を（ ）に入力すること。</p> <p>なお、損害額は事故によって受けた直接的な損害とし、消火活動等により受けた水損、破損、汚損等の損害は含めるが、消火等のために要した経費、整理費、り災のための休業による損失、河川等への流出に伴う損害等の間接的な損害の額は除く。</p> <p>*損害額が調査中であっても登録業務を行い、判明後はすぐに入力すること。</p>
28 関係機関、自衛防災・消防組織等の出動状況		各組織ごとに出勤した車両、船舶、ヘリコプター及び人員の数（半角数字）を入力すること。

【防災活動内容コード表】	
防災活動の概要	コード番号
消火	1
冷却	2
土のう積み等拡散防止措置	3
流出防止措置 (テーピング、プラグ打ち、フランジ増し締め等)	4
回収、除去、拡散	5
オイルフェンスの展張	6
油回収 (海上)	7
付近住民への広報活動	8
救護活動待機	9
その他	99

その他の項目〔例〕

- ・救護活動
- ・調査活動

30 防災活動上の問題点	<p>自衛防災組織又は自衛消防組織等の防災活動において問題となった事項がある場合、次の事項別によりその概要を入力すること。</p> <p>①消防機関への通報 ②関係機関への情報提供 ③指揮本部等の設置運営 ④消火等の活動 ⑤二次災害に対する処置 ⑥教育・訓練 ⑦消火設備の作動状況 ⑧その他</p> <p>その他の項目〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌に流出した重油の回収状況の確認に困難を極めた。 ・用水路が暗きよになっているため、目視による確認が困難であった
31 行政措置	<p>発災施設及び関連施設等について消防法に基づく許可の取消し等の命令を行った場合は、施設ごとに項目欄に入力すること。</p> <p>なお、「その他」欄は、命令以外の措置をとったとき、その内容（警告、指示等）を（ ）内に入力すること。</p> <p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第11条の5第1項・第2項 危険物の貯蔵・取扱基準遵守命令 ・法第12条第2項 製造所等の位置、構造及び設備の基準適合命令 ・法第12条の2第1項・第2項 製造所等の使用停止命令 ・法第12条の3第1項 製造所等の緊急使用停止命令 ・法第13条の2第5項 危険物取扱者免状の返納命令 ・法第13条の2第4第1項 危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任命令 ・法第14条の2第3項 予防規程変更命令 ・法第16条の3第3項・第4項 危険物施設についての応急措置命令 ・法第16条の5 資料提出命令、報告徴収命令 ・法第16条の6 無許可貯蔵等の危険物に対する措置命令
32 定期点検等	<p>直近の定期点検、自主点検、保安検査、一体点検の実施日を入力すること。</p> <p>なお、漏れ試験等とは、地下タンク、地下埋設配管の漏れの有無に関する定期点検及び移動貯蔵タンクの水圧試験に係る定期点検をいう。また、一体点検とは、固定式の泡消火設備を設ける屋外タンク貯蔵所の泡の適正な放出を確認する一体的な点検をいう。</p>

29 実施した防災活動の状況	<p>防災活動を実施した場合は、その内容を次の「防災活動内容コード表」に従いコード番号を選択する（複数ある場合には公設消防機関については主要な3種類、自衛消防組織等については主要な6種類）とともに、公設消防機関については、火災警戒活動又は流出した油の回収等を含む消防活動について、自衛消防組織等については、初期消火又は緊急措置（オイルフェンスの展張等）を含めた防災活動について簡潔に入力すること。また、固定式消火設備の作動状況についても入力すること。</p> <p>【防災活動内容コード表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防災活動の概要</th> <th>コード番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消火</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>冷却</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>土のう積み等拡散防止措置</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>流出防止措置 (テーピング、プラグ打ち、フランジ増し締め等)</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>回収、除去、拡散</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>オイルフェンスの展張</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>油回収 (海上)</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>付近住民への広報活動</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>救護活動待機</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>99</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他の項目〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救護活動 ・調査活動 	防災活動の概要	コード番号	消火	1	冷却	2	土のう積み等拡散防止措置	3	流出防止措置 (テーピング、プラグ打ち、フランジ増し締め等)	4	回収、除去、拡散	5	オイルフェンスの展張	6	油回収 (海上)	7	付近住民への広報活動	8	救護活動待機	9	その他	99
防災活動の概要	コード番号																						
消火	1																						
冷却	2																						
土のう積み等拡散防止措置	3																						
流出防止措置 (テーピング、プラグ打ち、フランジ増し締め等)	4																						
回収、除去、拡散	5																						
オイルフェンスの展張	6																						
油回収 (海上)	7																						
付近住民への広報活動	8																						
救護活動待機	9																						
その他	99																						
30 防災活動上の問題点	<p>自衛防災組織又は自衛消防組織等の防災活動において問題となった事項がある場合、次の事項別によりその概要を入力すること。</p> <p>①消防機関への通報 ②関係機関への情報提供 ③指揮本部等の設置運営 ④消火等の活動 ⑤二次災害に対する処置 ⑥教育・訓練 ⑦消火設備の作動状況 ⑧その他</p> <p>その他の項目〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌に流出した重油の回収状況の確認に困難を極めた。 ・用水路が暗きよになっているため、目視による確認が困難であった。 																						
31 行政措置	<p>発災施設及び関連施設等について消防法に基づく許可の取消し等の命令を行った場合は、施設ごとに項目欄に入力すること。</p> <p>なお、「その他」欄は、命令以外の措置をとったとき、その内容（警告、指示等）を（ ）内に入力すること。</p> <p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第11条の5第1項・第2項 危険物の貯蔵・取扱基準遵守命令 ・法第12条第2項 製造所等の位置、構造及び設備の基準適合命令 ・法第12条の2第1項・第2項 製造所等の使用停止命令 ・法第12条の3第1項 製造所等の緊急使用停止命令 ・法第13条の2第5項 危険物取扱者免状の返納命令 ・法第13条の2第4第1項 危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任命令 ・法第14条の2第3項 予防規程変更命令 ・法第16条の3第3項・第4項 危険物施設についての応急措置命令 ・法第16条の5 資料提出命令、報告徴収命令 ・法第16条の6 無許可貯蔵等の危険物に対する措置命令 																						

<p>33 当該施設に係る法令違反の有無</p>	<p>日常的管理状況等も含め、当該施設における法令違反の有無について、該当項目を選択すること。 なお、法令違反があった場合は、その概要と根拠条項を入力すること。 [例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第10条第1項 指定数量以上の危険物の無許可貯蔵・取扱い ・法第10条第3項 製造所等における危険物の貯蔵・取扱いの基準違反 ・法第11条第1項 製造所等の無許可設置、位置・構造及び設備の無許可変更 ・法第11条第5項 製造所等の完成検査前使用 ・法第11条第6項 製造所等の譲渡・引渡の届出義務違反 ・法第11条の4第1項 危険物の品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出義務違反 ・法第12条の2第1項・第2項 製造所等の使用停止命令違反 ・法第12条の3 製造所等の緊急使用停止命令又は処分違反 ・法第12条の6 製造所等の廃止の届出義務違反 ・法第12条の7 危険物保安統括管理者の選解任届出義務違反 ・法第13条第1項 危険物保安監督者の選任義務違反 ・法第13条第2項 危険物保安監督者の選解任届出義務違反 ・法第13条第3項 製造所等における危険物取扱者以外の者の危険物の取扱い ・法第13条の2第5項 危険物取扱者免状返納命令違反 ・法第14条の2第1項 予防規程の作成認可の規定違反 ・法第14条の2第3項 予防規程の変更命令違反 ・法第14条の3第1項・第2項 保安検査受認義務違反 ・法第14条の3の2 点検記録の作成及び保存の義務違反 ・法第16条 危険物の運搬基準違反 ・法第16条の2第1項 危険物取扱者の無乗車による危険物の移送 ・法第16条の2第3項 危険物取扱者免状携帯義務違反 ・法第16条の3第2項 製造所等における緊急事態虚偽通報 ・法第16条の3第3項・第4項 製造所等の応急措置命令違反 ・法第16条の5第1項 製造所等の立入検査等の拒否又は資料提出命令等違反 ・法第16条の5第1項 移動タンク貯蔵所の停止命令等違反
<p>34 今後の対策や所見 ※ 危険物規制事務について管理・監督的立場にある方の意見を記載することが望ましい。</p>	<p>事故発生原因、拡大原因又は防災活動等から得られた課題をもとに当該施設で自主的又は消防の指導により実施された対策について簡記すること。 [例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員の安全教育の実施 ・電気機器類の点検の実施 <p>消防機関が事故から得た教訓、教訓をもとに消防機関としての取組むべきこと等について入力すること。 [例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業所に対し、従業員への教育及び吸殻の管理を徹底するよう指導したところであるが、今後、管内の他の事業所に対しても指導を行い、同種事故防止に努める必要がある。

<p>32 定期点検等</p>	<p>直近の定期点検、自主点検、保安検査、一体点検の実施日を入力すること。 なお、漏れ試験等とは、地下タンク、地下埋設配管の漏れの有無に関する定期点検及び移動貯蔵タンクの水圧試験に係る定期点検をいう。また、一体点検とは、固定式の泡消火設備を設ける屋外タンク貯蔵所の泡の適正な放出を確認する一体的な点検をいう。</p>
<p>33 当該施設に係る法令違反の有無</p>	<p>日常的管理状況等も含め、当該施設における法令違反の有無について、該当項目を選択すること。 なお、法令違反があった場合は、その概要と根拠条項を入力すること。 [例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第10条第1項 指定数量以上の危険物の無許可貯蔵・取扱い ・法第10条第3項 製造所等における危険物の貯蔵・取扱いの基準違反 ・法第11条第1項 製造所等の無許可設置、位置・構造及び設備の無許可変更 ・法第11条第5項 製造所等の完成検査前使用 ・法第11条第6項 製造所等の譲渡・引渡の届出義務違反 ・法第11条の4第1項 危険物の品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出義務違反 ・法第12条の2第1項・第2項 製造所等の使用停止命令違反 ・法第12条の3 製造所等の緊急使用停止命令又は処分違反 ・法第12条の6 製造所等の廃止の届出義務違反 ・法第12条の7 危険物保安統括管理者の選解任届出義務違反 ・法第13条第1項 危険物保安監督者の選任義務違反 ・法第13条第2項 危険物保安監督者の選解任届出義務違反 ・法第13条第3項 製造所等における危険物取扱者以外の者の危険物の取扱い ・法第13条の2第5項 危険物取扱者免状返納命令違反 ・法第14条の2第1項 予防規程の作成認可の規定違反 ・法第14条の2第3項 予防規程の変更命令違反 ・法第14条の3第1項・第2項 保安検査受認義務違反 ・法第14条の3の2 点検記録の作成及び保存の義務違反 ・法第16条 危険物の運搬基準違反 ・法第16条の2第1項 危険物取扱者の無乗車による危険物の移送 ・法第16条の2第3項 危険物取扱者免状携帯義務違反 ・法第16条の3第2項 製造所等における緊急事態虚偽通報 ・法第16条の3第3項・第4項 製造所等の応急措置命令違反 ・法第16条の5第1項 製造所等の立入検査等の拒否又は資料提出命令等違反 ・法第16条の5第1項 移動タンク貯蔵所の停止命令等違反
<p>34 今後の対策</p>	<p>事故発生原因、拡大原因又は防災活動等から得られた課題をもとに当該施設で自主的又は消防の指導により実施された対策について簡記すること。 [例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員の安全教育の実施 ・電気機器類の点検の実施
<p>35 所見 ※ 危険物規制事務について管理・監督的立場にある方の意見を記載することが望ましい。</p>	<p>消防機関が事故から得た教訓、教訓をもとに消防機関としての取組むべきこと等について入力すること。 [例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業所に対し、従業員への教育及び吸殻の管理を徹底するよう指導したところであるが、今後、管内の他の事業所に対しても指導を行い、同種事故防止に努める必要がある。

人的要因の報告項目の入力要領

項目欄	入力要領
41 誤った行為を行った（操作未実施の場合は正しい操作を行わなかった）理由	<p>なぜ、誤った行為を行ったのかを入力すること（行為者又は不作為者からの調書に基づき、供述が得られなかった場合は推定される項目に基づき入力すること）。</p> <p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静電気火災に対する認識不足のため、アースをとらないでトルエンの移し替え作業を行った。 ・周囲の状況をよく確認せずに電気溶接作業を行ったため、溶接火花が周囲の可燃物に着火した。
42 取扱者、立会者の経験年数等	<p>(1) 危険物を取り扱った者が従業員（正社員／非正社員）か従業員以外かを選択すること。</p> <p>人的要因に基づく事故の場合に、事故原因となった危険物を実際に取扱った者の年齢及び当該取扱い行為や発災に関する作業の経験年数を入力すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物を取扱った者の年齢：（ ）歳 ・発災に関する作業の経験年数：（ ）年（ ）ヵ月 <p>当該取扱者が持つ免状の種類を選択すること。【複数選択可】</p> <p>甲種／乙種第1類／乙種第2類／乙種第3類／乙種第4類／乙種第5類／乙種第6類／丙種／無免許</p> <p>また、上記の免状が、取り扱った危険物に対して適正か否かを選択すること。</p> <p>(2) (1)の取扱者が無免許の場合、立ち会いを行った者について選択（入力）すること。</p> <p>立ち会いを行った者が従業員（正社員／非正社員）か従業員以外かを選択すること。</p> <p>人的要因に基づく事故の場合に、事故原因となった危険物の取扱いに立ち会った者の年齢及び発災に関する作業や立ち会いの経験年数を入力すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立ち会いを行った者の年齢：（ ）歳 ・発災に関する作業の経験年数：（ ）年（ ）ヵ月 <p>当該立会者が持つ免状の種類を選択すること。【複数選択可】</p> <p>甲種／乙種第1類／乙種第2類／乙種第3類／乙種第4類／乙種第5類／乙種第6類／丙種／無免許</p> <p>また、上記の免状が、取り扱った危険物に対して適正か否かを選択すること。</p>

人的要因の報告項目の入力要領

項目欄	入力要領
41 誤った行為を行った（操作未実施の場合は正しい操作を行わなかった）理由	<p>なぜ、誤った行為を行ったのかを入力すること（行為者又は不作為者からの調書に基づき、供述が得られなかった場合は推定される項目に基づき入力すること）。</p> <p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静電気火災に対する認識不足のため、アースをとらないでトルエンの移し替え作業を行った。 ・周囲の状況をよく確認せずに電気溶接作業を行ったため、溶接火花が周囲の可燃物に着火した。
42 取扱者、立会者の経験年数等	<p>(1) 危険物を取り扱った者が従業員（正社員／非正社員）か従業員以外かを選択すること。</p> <p>人的要因に基づく事故の場合に、事故原因となった危険物を実際に取扱った者の年齢及び当該取扱い行為や発災に関する作業の経験年数を入力すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物を取扱った者の年齢：（ ）歳 ・発災に関する作業の経験年数：（ ）年（ ）ヵ月 <p>当該取扱者が持つ免状の種類を選択すること。【複数選択可】</p> <p>甲種／乙種第1類／乙種第2類／乙種第3類／乙種第4類／乙種第5類／乙種第6類／丙種／無免許</p> <p>また、上記の免状が、取り扱った危険物に対して適正か否かを選択すること。</p> <p>(2) (1)の取扱者が無免許の場合、立ち会いを行った者について選択（入力）すること。</p> <p>立ち会いを行った者が従業員（正社員／非正社員）か従業員以外かを選択すること。</p> <p>人的要因に基づく事故の場合に、事故原因となった危険物の取扱いに立ち会った者の年齢及び発災に関する作業や立ち会いの経験年数を入力すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立ち会いを行った者の年齢：（ ）歳 ・発災に関する作業の経験年数：（ ）年（ ）ヵ月 <p>当該立会者が持つ免状の種類を選択すること。【複数選択可】</p> <p>甲種／乙種第1類／乙種第2類／乙種第3類／乙種第4類／乙種第5類／乙種第6類／丙種／無免許</p> <p>また、上記の免状が、取り扱った危険物に対して適正か否かを選択すること。</p>

43 直近の保安講習日	<p>危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者の保安講習の受講状況等を選択（入力）すること。</p> <p>(1) 受講状況の適・不適等 適/不適/対象外</p> <p>(2) 直近の受講年月日等</p> <p>① 継続して危険物の取扱作業に従事している場合 3年以内ごとに受講 ・受講済（直近の受講年月日：（ ）） ・未受講（直近の受講年月日：（ ））</p> <p>② 新たに危険物の取扱作業に従事することとなった場合 1年以内の受講 ・受講済（直近の受講年月日：（ ）） ・未受講（直近の受講年月日：（ ））</p> <p>③ 従事することとなった日から起算して過去2年以内に免状の交付を受けている場合 ・免状交付年月日：（ ）</p> <p>④ 従事することとなった日から起算して過去2年以内に講習を受けている場合 ・受講年月日：（ ）</p>
44 保安教育の内容	<p>(1) 1年以内に、発災に関係した者を実施した保安教育の回数を選択すること。 無/1回/2回/3回以上</p> <p>(2) (1)の保安教育の内容を選択（入力）すること。【複数選択可】 保安意識の高揚（保安方針等）/関係法令/社内規程/危険物の性質・取扱上の注意事項等/設備・機器の取扱に関する注意事項/事故事例・ヒヤリハット事例/異常時の対応方法/危険性評価法/危険予知訓練/その他（ ）</p> <p>(3) (2)の保安教育の効果の確認方法の内容を選択（入力）すること。【複数選択可】 無/筆記試験/アンケート調査/面談/その他（ ）</p>
45 誤った行為の状況	<p>誤った行為は初めてか否かを選択すること。否の場合は、その内容を入力すること。 初めて/初めてではない（ ）</p> <p>〔例〕・初めてではない（過去にも同様の誤操作を数回）</p>

腐食疲労等劣化の報告項目の入力要領

項目欄	入力要領
51 流出部位の詳細	流出した部位の場所、設計板厚、腐食形状及び大きさについて、選択（入力）すること。 ① 場所 母材部／溶接部／その他（ ） ② 設計板厚 （ ）ミリメートル ③ 腐食形状 ピンホール／ピンホール以外 ④ 腐食の大きさ：（ ） 〔例〕直径1ミリメートル、4平方センチメートル
52 流出部位の使用年数	流出部位の使用年数を入力すること。 なお、流出部位に取替歴がある場合には、直近の取替日からの使用年月を入力すること。 ・使用年数：（ ）年（ ）ヵ月／不明
53 流出部位に係る直近の点検内容と経過年数	流出部位に係る直近の点検内容を選択（入力）し、その点検日からの経過年月を入力すること。 ・点検内容【複数選択可】 加圧法／減圧法／微加圧法／微減圧法／水圧／水張／放射線透過／磁粉探傷／浸透探傷／真空／その他（ ） ・経過年数：（ ）年（ ）ヵ月／不明
54 日常の管理状況と異常覚知後の対応	流出・拡散防止のために実施されている日常の管理について選択（入力）すること。 また、異常覚知後の対応について、選択（入力）すること。 ① 日常の管理内容【複数選択可】 無／漏えい検知装置確認／在庫確認／目視点検／その他（ ） ② 日常管理の頻度 無／（ ）日に一度／不定期 ③ 異常覚知後の対応 無／漏れ試験により漏れを確認／目視により漏れ箇所を発見／その他（ ）
55 腐食等劣化原因の調査	実施した設置環境の調査項目について、選択（入力）すること。【複数選択可】 無／管対地電位／土壌比抵抗／土質／地下水位／土壌水分含有率／水素イオン濃度／その他（ ）
56 防食措置	防食措置の内容について選択（入力）すること。 (1) 埋設部 ① タンク本体 ・外面防食の種類 無／アスファルト／モルタル／エポキシ樹脂／タールエポキシ樹脂／ウレタンエラストマー樹脂／ガラス繊維強化プラスチック／その他（ ） ・内面防食の種類 無／強化プラスチック／その他（ ） ・電気防食の種類 無／流電陽極方式／外部電源方式／選択排流方式 ② 配管、機器等（タンク本体以外）

腐食疲労等劣化の報告項目の入力要領

項目欄	入力要領
51 流出部位の詳細	流出した部位の場所、設計板厚、腐食形状及び大きさについて、選択（入力）すること。 ① 場所 母材部／溶接部／その他（ ） ② 設計板厚 （ ）ミリメートル ③ 腐食形状 ピンホール／ピンホール以外 ④ 腐食の大きさ：（ ） 〔例〕直径1ミリメートル、4平方センチメートル
52 流出部位の使用年数	流出部位の使用年数を入力すること。 なお、流出部位に取替歴がある場合には、直近の取替日からの使用年月を入力すること。 ・使用年数：（ ）年（ ）ヵ月／不明
53 流出部位に係る直近の点検内容と経過年数	流出部位に係る直近の点検内容を選択（入力）し、その点検日からの経過年月を入力すること。 ・点検内容【複数選択可】 加圧法／減圧法／微加圧法／微減圧法／水圧／水張／放射線透過／磁粉探傷／浸透探傷／真空／その他（ ） ・経過年数：（ ）年（ ）ヵ月／不明
54 日常の管理状況と異常覚知後の対応	流出・拡散防止のために実施されている日常の管理について選択（入力）すること。 また、異常覚知後の対応について、選択（入力）すること。 ① 日常の管理内容【複数選択可】 無／漏えい検知装置確認／在庫確認／目視点検／その他（ ） ② 日常管理の頻度 無／（ ）日に一度／不定期 ③ 異常覚知後の対応 無／漏れ試験により漏れを確認／目視により漏れ箇所を発見／その他（ ）
55 腐食等劣化原因の調査	実施した設置環境の調査項目について、選択（入力）すること。【複数選択可】 無／管対地電位／土壌比抵抗／土質／地下水位／土壌水分含有率／水素イオン濃度／その他（ ）
56 防食措置	防食措置の内容について選択（入力）すること。 (1) 埋設部 ① タンク本体 ・外面防食の種類 無／アスファルト／モルタル／エポキシ樹脂／タールエポキシ樹脂／ウレタンエラストマー樹脂／ガラス繊維強化プラスチック／その他（ ） ・内面防食の種類 無／強化プラスチック／その他（ ） ・電気防食の種類 無／流電陽極方式／外部電源方式／選択排流方式 ② 配管、機器等（タンク本体以外） ・外面防食の有無

	<ul style="list-style-type: none"> ・外面防食の有無 無／有（ ） ※有の場合は防食剤の種類を入力すること。 ・電気防食の種類 無／流電陽極方式／外部電源方式／選択排流方式 <p>(2) 地上部（埋設部以外）</p> <p>① タンク本体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水浸入防止剤の有無 無／有（ ） ※有の場合は雨水浸入防止剤の種類を入力すること。 ・内面コーティングの種類 無／エポキシ系塗装／タールエポキシ系塗装／ガラスフレーク／ガラス繊維強化プラスチック／その他（ ） ・アニュラ板の裏面防食の種類 無／アスファルトサンド／アスファルトモルタル／アスファルトコンクリート／オイルサンド／油散布／その他（ ） ・底板の裏面防食の種類 無／アスファルトサンド／アスファルトモルタル／アスファルトコンクリート／オイルサンド／油散布／その他（ ） <p>② 配管、機器等（タンク本体以外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外面防食の種類 無／有（ ） ※有の場合は防食剤の種類を入力すること。 ・保温材の有無 無／有
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> 無／有（ ） ※有の場合は防食剤の種類を入力すること。 ・電気防食の種類 無／流電陽極方式／外部電源方式／選択排流方式 <p>(2) 地上部（埋設部以外）</p> <p>① タンク本体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水浸入防止剤の有無 無／有（ ） ※有の場合は雨水浸入防止剤の種類を入力すること。 ・内面コーティングの種類 無／エポキシ系塗装／タールエポキシ系塗装／ガラスフレーク／ガラス繊維強化プラスチック／その他（ ） ・アニュラ板の裏面防食の種類 無／アスファルトサンド／アスファルトモルタル／アスファルトコンクリート／オイルサンド／油散布／その他（ ） ・底板の裏面防食の種類 無／アスファルトサンド／アスファルトモルタル／アスファルトコンクリート／オイルサンド／油散布／その他（ ） <p>② 配管、機器等（タンク本体以外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外面防食の種類 無／有（ ） ※有の場合は防食剤の種類を入力すること。 ・保温材の有無 無／有
--	--

交通事故の報告項目（移動タンク貯蔵所の単独事故に限る）の入力要領

項目欄	入力要領
61 事故を発生させた車両の詳細	<p>車（セミトレーラの場合はトレーラ部）の使用年月数を入力すること。 事故を発生させた車両の移動貯蔵タンクの緒元（タイプ・サイズ・内部構造・材質）を選択（入力）すること。</p> <p>① 使用年月数：（ ）年（ ）カ月 ② タンク諸元</p> <p>・タイプ だ円／円／角／特殊形状 ・サイズ： 前方から（ ）リットル、（ ）リットル、（ ）リットル、（ ）リットル、（ ）リットル、（ ）リットル、（ ）リットル、（ ）リットル、（ ）リットル、（ ）リットル 合計（ ）リットル</p> <p>③ 材質 鋼／炭素鋼／ステンレス／アルミ／その他（ ） ④ 板厚：（ ）ミリメートル</p>
62 道路状況	<p>道路状況を選択（入力）すること。【複数選択可】</p> <p>直線／カーブ／平坦／坂／乾いていた／濡れていた／凍っていた／アスファルト／コンクリート／砂利道／その他（ ）</p>
63 乗務経験年数	<p>事故を起こした運転手の当該車両への乗務経験年月数を入力すること。 乗務経験年月数：（ ）年（ ）カ月</p>
64 積載状況	<p>積み荷の積載状況について入力すること。</p> <p>第1室：（ ）（ ）リットル、第2室：（ ）（ ）リットル、 第3室：（ ）（ ）リットル、第4室：（ ）（ ）リットル、 第5室：（ ）（ ）リットル、第6室：（ ）（ ）リットル、 第7室：（ ）（ ）リットル、第8室：（ ）（ ）リットル、 第9室：（ ）（ ）リットル、第10室：（ ）（ ）リットル 合計（ ）リットル</p> <p>〔例〕第1室：（ガソリン）（3000）リットル</p>
65 消防隊が積み荷の品名等を特定した方法	<p>消防隊が積み荷の品名等を特定した方法を選択（入力）すること。 運転手からの情報／表示板／イエローカード／その他（ ）</p>
66 イエローカードの有無	<p>イエローカードの有無を選択すること。</p>
67 移動貯蔵タンクの状況	<p>材質、破損状況等を入力すること。</p> <p>〔例〕</p> <p>・4室構造（4キリットル×4室）の第2室の側板が縦5センチメートル横2センチメートルにわたって亀裂、損傷材質は、鋼板3.2ミリメートル</p>

交通事故の報告項目（移動タンク貯蔵所の単独事故に限る）の入力要領

項目欄	入力要領
61 事故を発生させた車両の詳細	<p>車名、シャーシ製造に関するメーカー名（セミトレーラの場合はトラクタ部の会社名）及び機装を行ったメーカー名を入力すること。 また、その車（セミトレーラの場合はトレーラ部）の使用年月数を入力すること。</p> <p>事故を発生させた車両の移動貯蔵タンクの緒元（タイプ・サイズ・内部構造・材質）を選択（入力）すること。</p> <p>① シャーシ製造会社：（ ） ② 機装会社：（ ） ③ 使用年月数：（ ）年（ ）カ月 ④ タンク諸元</p> <p>・タイプ だ円／円／角／特殊形状 ・サイズ： 前方から（ ）リットル、（ ）リットル、（ ）リットル、（ ）リットル、（ ）リットル、（ ）リットル、（ ）リットル、（ ）リットル、（ ）リットル、（ ）リットル 合計（ ）リットル</p> <p>⑤ 材質 鋼／炭素鋼／ステンレス／アルミ／その他（ ） ⑥ 板厚：（ ）ミリメートル</p>
62 道路状況	<p>道路状況を選択（入力）すること。【複数選択可】</p> <p>直線／カーブ／平坦／坂／乾いていた／濡れていた／凍っていた／アスファルト／コンクリート／砂利道／その他（ ）</p>
63 乗務経験年数	<p>事故を起こした運転手の当該車両への乗務経験年月数を入力すること。 乗務経験年月数：（ ）年（ ）カ月</p>
64 連続運転時間	<p>(1) 事故前の連続運転時間及び当日の運転時間合計（途中の休憩を除く。）について入力すること。</p> <p>・連続運転時間：（ ）時間 ・運転時間合計：（ ）時間</p> <p>—</p> <p>(2) 運転手の運転時間が長時間になることを想定して、交代要員を準備していたか否かについて選択すること。</p> <p>—</p> <p>(3) その他、長時間乗務が恒常化している等の違反があれば入力すること。</p> <p>〔例〕・月に10日程度は1日に10時間を超える乗務をしていた。</p>
65 積載状況	<p>積み荷の積載状況について入力すること。</p> <p>第1室：（ ）（ ）リットル、第2室：（ ）（ ）リットル、 第3室：（ ）（ ）リットル、第4室：（ ）（ ）リットル、 第5室：（ ）（ ）リットル、第6室：（ ）（ ）リットル、 第7室：（ ）（ ）リットル、第8室：（ ）（ ）リットル、 第9室：（ ）（ ）リットル、第10室：（ ）（ ）リットル 合計（ ）リットル</p> <p>〔例〕第1室：（ガソリン）（3000）リットル</p>
66 消防隊が積み荷の品名等を特定した方法	<p>消防隊が積み荷の品名等を特定した方法を選択（入力）すること。 運転手からの情報／表示板／イエローカード／その他（ ）</p>
67 イエローカードの有無	<p>イエローカードの有無を選択すること。</p>

68 「危」の標識の有無	「危」の標識の有無を選択すること。
69 移動貯蔵タンクの状況	材質、破損状況等を入力すること。 [例] ・ 4室構造 (4 キロリットル×4 室) の第2室の側板が縦5センチメートル横2センチメートルにわたって亀裂、損傷材質は、鋼板 3.2 ミリメートル
70 運行の状況	(1) 事故時の運行予定ルート (出発地、中継地、最終目的地) を入力すること。 [例] ・ ○○県○○市から運行、○○県○○市で荷積みし、○○県○○市周りで荷降ろしし、帰社 (2) 発災場所の通行経験を選択 (入力) すること。 経験有の場合には、経験状況を入力すること。 初めて/経験有 () [例] 経験有 (過去1ヵ月に○回) 経験有 (過去半年に○回) 経験有 (過去1年に○回)

別表第1 施設装置名称コード表

施設・装置名称	コード番号	施設・装置名称	コード番号
低圧湿式ガスホルダ	1101	常圧蒸留装置	2101
低圧乾式ガスホルダ	1102	減圧蒸留装置	2102
高圧ガスホルダ（球形、円筒形）	1103	精製装置	2103
		分解装置	2104
固定屋根式（地上）タンク	1201	溶剤抽出装置	2105
浮屋根式（地上）タンク	1202	重油直接脱硫装置	2106
固定屋根付浮屋根（地上）タンク	1203	重油間接脱硫装置	2107
円筒横置型（地上）タンク	1204	水添脱硫装置	2108
地中タンク	1205	改質装置	2109
岩盤タンク	1206	硫黄回収装置	2110
海上タンク	1207	ガス回収装置	2112
屋内タンク	1208	水素製造装置	2113
地下タンク	1209	潤滑油製造装置	2114
簡易タンク	1210	パラフィン製造装置	2115
その他のタンク	1299	脱ろう装置	2116
		アルキル化装置	2117
タンク専用室	1301	アスファルト製造装置	2118
貯蔵倉庫	1302	脱塩装置	2119
移動貯蔵タンク	1303	その他	2999
海上入出荷施設	1401	コークス炉	3101
ローリー充てん施設	1402	ガス発生炉	3102
ドラム充てん施設	1403	ナフサ改質装置	3103
貨車充てん施設	1404	水素化分解炉	3104
ポンベ充てん施設	1405	ガス改質装置	3105
		ガス精製装置	3106
冷凍施設	1501	タール蒸留装置	3107
空気、不活性ガス施設	1502	ベンゾール精製装置	3108
自家発電施設	1503	熱調整装置	3109
受変電施設	1504	気化装置	3110
ボイラー施設	1505	ガス圧縮機	3111
電解施設	1506	その他	3999
制御計測室	1507		
蒸気発生施設	1508		
配電施設	1509		
廃ガス燃焼装置	1601	発電装置	4101
廃液、排水処理施設	1602	変圧装置	4102
排煙脱硫装置	1603	開閉装置	4103
集塵装置	1604	その他	4999
焼却装置	1605		
脱湿装置	1606	【エチレン系製品】	
フレアスタック	1607	エチレン製造装置	5101
		ポリエチレン製造装置	5102
事務所等	1701	エチレンオキシド・エチレンジコル製造装置	5103
試験研究施設	1702	エタノール製造装置	5104
分析、試験装置	1703	アセトアルデヒド製造装置	5105
自動車等の点検、整備作業場	1704	酢酸、酢酸エチル、酢酸ブチル製造装置	5106
洗浄作業場	1705	塩化ビニル製造装置	5107
販売店舗等	1706	スチレンモノマー製造装置	5108
配合室	1707	ポリスチレン製造装置	5109
		α-オレフィン製造装置	5110
		その他のエチレン系製品製造装置	5199

別表第1 施設装置名称コード表

施設・装置名称	コード番号	施設・装置名称	コード番号
低圧湿式ガスホルダ	1101	常圧蒸留装置	2101
低圧乾式ガスホルダ	1102	減圧蒸留装置	2102
高圧ガスホルダ（球形、円筒形）	1103	精製装置	2103
		分解装置	2104
固定屋根式（地上）タンク	1201	溶剤抽出装置	2105
浮屋根式（地上）タンク	1202	重油直接脱硫装置	2106
固定屋根付浮屋根（地上）タンク	1203	重油間接脱硫装置	2107
円筒横置型（地上）タンク	1204	水添脱硫装置	2108
地中タンク	1205	改質装置	2109
岩盤タンク	1206	硫黄回収装置	2110
海上タンク	1207	ガス回収装置	2112
屋内タンク	1208	水素製造装置	2113
地下タンク	1209	潤滑油製造装置	2114
簡易タンク	1210	パラフィン製造装置	2115
その他のタンク	1299	脱ろう装置	2116
		アルキル化装置	2117
タンク専用室	1301	アスファルト製造装置	2118
貯蔵倉庫	1302	脱塩装置	2119
移動貯蔵タンク	1303	その他	2999
海上入出荷施設	1401	コークス炉	3101
ローリー充てん施設	1402	ガス発生炉	3102
ドラム充てん施設	1403	ナフサ改質装置	3103
貨車充てん施設	1404	水素化分解炉	3104
ポンベ充てん施設	1405	ガス改質装置	3105
		ガス精製装置	3106
冷凍施設	1501	タール蒸留装置	3107
空気、不活性ガス施設	1502	ベンゾール精製装置	3108
自家発電施設	1503	熱調整装置	3109
受変電施設	1504	気化装置	3110
ボイラー施設	1505	ガス圧縮機	3111
電解施設	1506	その他	3999
制御計測室	1507		
蒸気発生施設	1508		
配電施設	1509		
廃ガス燃焼装置	1601	発電装置	4101
廃液、排水処理施設	1602	変圧装置	4102
排煙脱硫装置	1603	開閉装置	4103
集塵装置	1604	その他	4999
焼却装置	1605		
脱湿装置	1606	【エチレン系製品】	
フレアスタック	1607	エチレン製造装置	5101
		ポリエチレン製造装置	5102
事務所等	1701	エチレンオキシド・エチレンジコル製造装置	5103
試験研究施設	1702	エタノール製造装置	5104
分析、試験装置	1703	アセトアルデヒド製造装置	5105
自動車等の点検、整備作業場	1704	酢酸、酢酸エチル、酢酸ブチル製造装置	5106
洗浄作業場	1705	塩化ビニル製造装置	5107
販売店舗等	1706	スチレンモノマー製造装置	5108
配合室	1707	ポリスチレン製造装置	5109
		α-オレフィン製造装置	5110
		その他のエチレン系製品製造装置	5199

施設・装置名称	コード番号	施設・装置名称	コード番号
【プロピレン系製品】		【鉄鋼】	
プロピレン製造装置	5202	高炉、電気炉等金属溶接装置	6102
ポリプロピレン製造装置	5203	熱間圧延装置	6103
オクタノール製造装置	5204	冷間圧延装置	6104
アセトン製造装置	5205	洗浄装置	6105
プロピレンオキサイド製造装置	5206	メッキ装置	6106
プロピレングリコール製造装置	5207	鋳造装置	6107
ポリプロピレングリコール製造装置	5208	鍛造装置	6108
メチルエチルケトン(MEK)製造装置	5209	管製造装置	6109
アクリル酸エステル製造装置	5210	電線、ケーブル製造装置	6110
その他プロピレン系製品製造装置	5299	その他	6199
【合成ゴム】		ソーダ製造施設	7101
ブタジエン製造装置	5301	電炉	7102
スチレン・ブタジエン・ラバー(SBR)製造装置	5302	無機顔料製造施設	7103
ポリブタジエン・ラバー(BR)製造装置	5303	圧縮ガス・液化石油ガス製造施設	7104
クロロブレン・ラバー(CR)製造装置	5304	塩製造施設	7105
エチレン・プロピレン・ジエン・チレン(EPDM)製造装置	5305	その他	7199
ニトリル・ブタジエン・ラバー(NBR)製造装置	5306		
ポリイソブレン・ラバー(IR)製造装置	5307		
イソブレン・イソブチレン・ラバー(IIR)装置	5308		9999
その他の合成ゴム系製造装置	5399		
【芳香族系化合物】			
ベンゼン・トルエン・キシレン(BTX)製造装置	5401		
フェノール製造装置	5402		
トリレンジイソシアネート(TDI)製造装置	5403		
ジフェニルメタンジイソシアネート(MDI)装置	5404		
無水マレイン酸製造装置	5405		
無水フタル酸製造装置	5406		
その他の芳香族系化合物製造装置	5499		
【その他】			
アンモニア製造装置	5901		
メタノール製造装置	5902		
ブタノール製造施設	5903		
n-パライン・アルキル・ベンゼン製造施設	5905		
高級アルコール製造装置	5906		
エンジニアリングプラスチック製造施設	5910		
アジピン酸製造施設	5911		
その他の合成樹脂製造装置	5959		
その他	5999		

施設・装置名称	コード番号	施設・装置名称	コード番号
【プロピレン系製品】		【鉄鋼】	
プロピレン製造装置	5202	高炉、電気炉等金属溶接装置	6102
ポリプロピレン製造装置	5203	熱間圧延装置	6103
オクタノール製造装置	5204	冷間圧延装置	6104
アセトン製造装置	5205	洗浄装置	6105
プロピレンオキサイド製造装置	5206	メッキ装置	6106
プロピレングリコール製造装置	5207	鋳造装置	6107
ポリプロピレングリコール製造装置	5208	鍛造装置	6108
メチルエチルケトン(MEK)製造装置	5209	管製造装置	6109
アクリル酸エステル製造装置	5210	電線、ケーブル製造装置	6110
その他プロピレン系製品製造装置	5299	その他	6199
【合成ゴム】		ソーダ製造施設	7101
ブタジエン製造装置	5301	電炉	7102
スチレン・ブタジエン・ラバー(SBR)製造装置	5302	無機顔料製造施設	7103
ポリブタジエン・ラバー(BR)製造装置	5303	圧縮ガス・液化石油ガス製造施設	7104
クロロブレン・ラバー(CR)製造装置	5304	塩製造施設	7105
エチレン・プロピレン・ジエン・チレン(EPDM)製造装置	5305	その他	7199
ニトリル・ブタジエン・ラバー(NBR)製造装置	5306		
ポリイソブレン・ラバー(IR)製造装置	5307		
イソブレン・イソブチレン・ラバー(IIR)装置	5308		9999
その他の合成ゴム系製造装置	5399		
【芳香族系化合物】			
ベンゼン・トルエン・キシレン(BTX)製造装置	5401		
フェノール製造装置	5402		
トリレンジイソシアネート(TDI)製造装置	5403		
ジフェニルメタンジイソシアネート(MDI)装置	5404		
無水マレイン酸製造装置	5405		
無水フタル酸製造装置	5406		
その他の芳香族系化合物製造装置	5499		
【その他】			
アンモニア製造装置	5901		
メタノール製造装置	5902		
ブタノール製造施設	5903		
n-パライン・アルキル・ベンゼン製造施設	5905		
高級アルコール製造装置	5906		
エンジニアリングプラスチック製造施設	5910		
アジピン酸製造施設	5911		
その他の合成樹脂製造装置	5959		
その他	5999		

別表第2 機器等名称コード表

機器等名称		コード番号	機器等名称	コード番号
塔 槽 類	蒸留、精留塔 (スチライヤ-、ストリッパ-) 【蒸留、精留、分溜、蒸発、濃縮】	101	ホッパー	601
	反応塔、槽 【分解、重合、改質】	102	運搬車	602
	抽出塔、槽 【抽出、吸着、分離、晶析】	103	バケットエレベーター	603
	吸収塔、槽 【吸収】	104	ローディングアーム	604
	洗浄塔、槽 (ウォッシングタワー、スクラパー)	105	ピグ装置	605
	【洗浄、脱臭】		配管 (送油、注入管等)	606
	混合、溶解槽 【混合、溶解、計算、ろ過、静置、中和】	106	コンベア、フィーダー	607
	貯槽 (タンク) 【貯蔵】	107	その他の移送機器	699
	【 】はプロセス別を示す。			
	その他の塔槽類	199		
容器	ドラム等容器	201	配電盤、分電盤	701
	ポンペ	202	変圧器	702
	バケット	203	計測装置	703
熱交換機	加熱炉	401	発電機	704
	燃焼、焼却炉	402	操作盤	705
	焼入れ、焼戻し炉	403		
	ボイラー	404	その他の電源、計測機器	799
	溶融炉 (高炉)	405		
	金属、ガラス溶融炉	406		
	乾燥炉	407		
	分解炉	408		
	その他の炉	499		
	ポンプ・圧縮機等回転(往復)機器	ポンプ	501	
圧縮機		502		
ブロアー		503		
タービン		504		
遠心分離機		505		
遠心ろ過機		506		
集塵機		507		
攪拌、混合機 (ニーダー)		508		
粉砕機 (ミル、ベルライザー、アマイザー)		509		
回転蒸発機		510		
ふるい、分級機	511			
押出機、造粒機	512			
ロータリーキルン、ロータリードライヤー	513			
その他の回転 (往復) 機器	599			

別表第2 機器等名称コード表

機器等名称		コード番号	機器等名称	コード番号
塔 槽 類	蒸留、精留塔 (スチライヤ-、ストリッパ-) 【蒸留、精留、分溜、蒸発、濃縮】	101	ホッパー	601
	反応塔、槽 【分解、重合、改質】	102	運搬車	602
	抽出塔、槽 【抽出、吸着、分離、晶析】	103	バケットエレベーター	603
	吸収塔、槽 【吸収】	104	ローディングアーム	604
	洗浄塔、槽 (ウォッシングタワー、スクラパー)	105	ピグ装置	605
	【洗浄、脱臭】		配管 (送油、注入管等)	606
	混合、溶解槽 【混合、溶解、計算、ろ過、静置、中和】	106	コンベア、フィーダー	607
	貯槽 (タンク) 【貯蔵】	107	その他の移送機器	699
	【 】はプロセス別を示す。			
	その他の塔槽類	199		
容器	ドラム等容器	201	配電盤、分電盤	701
	ポンペ	202	変圧器	702
	バケット	203	計測装置	703
熱交換機	加熱炉	401	発電機	704
	燃焼、焼却炉	402	操作盤	705
	焼入れ、焼戻し炉	403		
	ボイラー	404	その他の電源、計測機器	799
	溶融炉 (高炉)	405		
	金属、ガラス溶融炉	406		
	乾燥炉	407		
	分解炉	408		
	その他の炉	499		
	ポンプ・圧縮機等回転(往復)機器	ポンプ	501	
圧縮機		502		
ブロアー		503		
タービン		504		
遠心分離機		505		
遠心ろ過機		506		
集塵機		507		
攪拌、混合機 (ニーダー)		508		
粉砕機 (ミル、ベルライザー、アマイザー)		509		
回転蒸発機		510		
ふるい、分級機	511			
押出機、造粒機	512			
ロータリーキルン、ロータリードライヤー	513			
その他の回転 (往復) 機器	599			

別表第3 発生箇所部位部品名称コード表

部位部品名称		コード番号	部位部品名称	コード番号
機器等本体	タンク側板	101	安全弁	301
	タンク底板	102	破裂板	302
	タンク屋根板	103	ベント管、ブロー管、放出管	303
	ボンツーン	104	通気管	304
	塔槽類本体	105	マンホール	305
	本体溶接部	106	覗き窓	306
	本体に係るボルト、ナット、リベット	107	指示計器	307
	容器本体	108	レベルゲージ	308
			液面計	309
	その他の機器等本体	199	保温材、ヒーター	311
付属配管・ダクト及び接続部	管継手（ダクトを含む）	201	ヒーティングコイル	312
	フレキシブル管継手（ダクトを含む）	202	パーナー	313
	スチームトラップ	203	タンク浮屋根シール	314
	開閉弁	204	ラダー（廻りはしご等）	315
	制御弁	205	主要部位の架台、サポート	316
	逆止弁	206	その他の部位	399
	緊急遮断弁	207	電動機	401
	ドレンノズル	208	配線、スイッチ類	402
	ストレーナー	209	制御盤	403
	ドレンバルブ	210	計測盤	404
	ホース（給油、注油及び注入ホースを除く）	211	接地	405
	フレームアレスタ	212	その他の部品	499
	パッキング	213		
配管の保温材、ヒーター	214	ベルト、チェーン	901	
配管のボンディング、接地	215	ローラー	902	
配管の架台、サポート	217	軸受	903	
その他の附属配管等	299	計量口	904	
		タンクの注入口	905	
		車両の給油口	906	
		給油管等	907	
		給油（注油）ホース	908	
		給油（注油）ノズル	909	
		フィルター	910	
		その他	999	

別表第3 発生箇所部位部品名称コード表

部位部品名称		コード番号	部位部品名称	コード番号
機器等本体	タンク側板	101	安全弁	301
	タンク底板	102	破裂板	302
	タンク屋根板	103	ベント管、ブロー管、放出管	303
	ボンツーン	104	通気管	304
	塔槽類本体	105	マンホール	305
	本体溶接部	106	覗き窓	306
	本体に係るボルト、ナット、リベット	107	指示計器	307
	容器本体	108	レベルゲージ	308
			液面計	309
	その他の機器等本体	199	保温材、ヒーター	311
付属配管・ダクト及び接続部	管継手（ダクトを含む）	201	ヒーティングコイル	312
	フレキシブル管継手（ダクトを含む）	202	パーナー	313
	スチームトラップ	203	タンク浮屋根シール	314
	開閉弁	204	ラダー（廻りはしご等）	315
	制御弁	205	主要部位の架台、サポート	316
	逆止弁	206	その他の部位	399
	緊急遮断弁	207	電動機	401
	ドレンノズル	208	配線、スイッチ類	402
	ストレーナー	209	制御盤	403
	ドレンバルブ	210	計測盤	404
	ホース（給油、注油及び注入ホースを除く）	211	接地	405
	フレームアレスタ	212	その他の部品	499
	パッキング	213		
配管の保温材、ヒーター	214	ベルト、チェーン	901	
配管のボンディング、接地	215	ローラー	902	
配管の架台、サポート	217	軸受	903	
その他の附属配管等	299	計量口	904	
		タンクの注入口	905	
		車両の給油口	906	
		給油管等	907	
		給油（注油）ホース	908	
		給油（注油）ノズル	909	
		フィルター	910	
		その他	999	

別表第4 運転・作業状況コード

運転状況	コード番号	作業状況	コード番号
定常運転中	01	運転操作中	01
スタートアップ中	02	定期修理中	02
シャットダウン中	03	不定期修理中	03
緊急操作中	04	サンプリング中	04
停止中	05	点検中	05
休止中	06	計測作業中	06
貯蔵・保管中	07	新規建設工事中	07
給油中	08	改造工事中	08
受入中	09	廃止解体工事中	09
払出中	10	監視中	10
運搬中	11	洗浄中	11
荷積中	12	充填中	12
荷卸中	13	小分け・詰替中	13
試運転中	14	抜取中	14
新規建設中	15	原料仕込み中	15
改造中	16		
廃止解体中	17	その他	99
移送中	18		
その他	99		

別表第4 運転・作業状況コード

運転状況	コード番号	作業状況	コード番号
定常運転中	01	運転操作中	01
スタートアップ中	02	定期修理中	02
シャットダウン中	03	不定期修理中	03
緊急操作中	04	サンプリング中	04
停止中	05	点検中	05
休止中	06	計測作業中	06
貯蔵・保管中	07	新規建設工事中	07
給油中	08	改造工事中	08
受入中	09	廃止解体工事中	09
払出中	10	監視中	10
運搬中	11	洗浄中	11
荷積中	12	充填中	12
荷卸中	13	小分け・詰替中	13
試運転中	14	抜取中	14
新規建設中	15	原料仕込み中	15
改造中	16		
廃止解体中	17	その他	99
移送中	18		
その他	99		